

平成29年第4回定例会

# 長柄町議会会議録

平成29年 12月13日 開会

平成29年 12月14日 閉会

長柄町議会

## 平成 29 年長柄町議会第 4 回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (12月13日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
川 嶋 朗 敬 君	6
三 枝 新 一 君	22
鶴 岡 喜 豊 君	38
本 吉 敏 子 君	53
大 岩 芳 治 君	69
○散会の宣告	87

### 第 2 号 (12月14日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	90
○開議の宣告	91

○諸般の報告	91
○一般質問	91
山根義弘君	91
池沢俊雄君	105
○承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議案第6号の上程、説明、採決	138
○議案第7号～議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○平成28年度決算認定について（委員長報告）	150
○議員派遣の調査報告について	156
○発議案第1号の上程、説明、採決	157
○閉議及び閉会の宣告	158
○署名議員	161

平成29年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月7日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成29年12月13日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

## 平成29年長柄町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成29年12月13日(水曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

---

### 出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	石井正信君
健康福祉課長	小林敬二君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	若菜聖史君	会計管理者	大塚真由美君
こども園長	安田昭子君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一

議 会 書 記 安 部 吉 輝

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成29年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

9番 大 岩 芳 治 君

10番 神 崎 好 功 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

定例会の会期は、本日13日から14日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの2日間に決定をいたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

次に、議会運営委員長から総務事業及び住民教育常任委員会合同の議員派遣調査報告書が提出されております。ついては、本定例会で報告をさせます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会は一問一答方式と従来方式の選択制を採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 皆さん、おはようございます。

1番、川嶋朗敬でございます。

今年も残すところ半月余りとなりました。来年はいよいよ12年に一度の私の年、いぬであります。来年のいぬは、前向きに地道な努力を重ねることができるかどうかで、成長するか、枯れてしまうか、運気が大きく変わる年と言われております。

枯れずに成長するに当たり、よい1年にするために、前向きに新しい目標に向かって努力することを心がけたいと思います。

さて、質問に先立ちまして、今年最後のご挨拶をさせていただきます。

ことわざに、百聞は一見にしかず。実はこの言葉には、続きがあります。聞くだけでなく、実際に見てみないとわからない。見るだけでなく、考えないと意味がない。考えるだけでなく、行動すべきである。行動するだけでなく、成果を出さなくてはならない。成果を上げるだけでなく、それが幸せや喜びにつながらなければならない。自分だけではなく、町民の幸せを考えることが大切であるということわざでございます。

この言葉を思い出しまして、私たち議員は、移住先として日本一人気が高く、夢や憧れではなく、理想の暮らしを具体的な計画と準備で施行する、南アルプスと中央アルプスに抱き、産業分野の先端技術が集結し、ハイテクタウンと変貌しています長野県箕輪町並びに日本一人口の少ない自然と人々が長い年月を重ねて守ってきた日本の美しい財産の町、山梨県の早川町に視察をまいりました。

特に早川町には、人口1,100人と小さいけど、笑顔がでかい、日本一の少ない町の素敵な学びができ、教育理念に懐かしさと初心を思い起こさせる、心温まる触れ合いに感動をいたしました。特に早川中の子供たちは、自分の課題を見つけ、主体的に判断、行動し、問題を解決する資質や能力を身につけながら、未来の教育に取り組んでおりました。

私は教師ではありませんが、テストが本当に悪いかどうかまではわかりません。しかし、今の競争社会、学校のテストを初め人と比べる機会が多い中、自己肯定感を高める上でやっではない一つが他人との比較であることを、早川中の子供たちから改めて学び、知ることができました。

研修を終え、町民が幸せを実感し、住みたくなる、訪れたくなる、住み続けられる町づくりを目指すために、安心度、利便度、快適度などを整備し、日本一の住みよいまちに、残された任期期間、一生懸命に新しい政策にチャレンジし、生活者目線と暮らしの声に耳を傾け

て、打てる手は全て打ってまいります。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問を一問一答にてさせていただきます。

今回のテーマは、水上地区をどげんかせんといかんとので、この2年間を振り返り、先例を鑑みながら、喫緊の課題として、質問をしてまいりたいと思います。

1、地域の実情に即した廃校施設の利活用の方向性について。

質問理由として、近年学校が次々に廃校になっています。自分が通った学校がなくなるとは、自分の歴史が消されてしまうような気さえます。学校は、地域住民にとっての身近な公共施設であり、またその校舎などは、地域のシンボリックな存在にあることも多く、廃校となった後も、可能な限り有効活用することが重要であると考えます。少子高齢化を迎えた私たちの町において、既存建物を長期的に活用するストック型社会への転換が認識されています。

自治体にとって、公共建物の長期的利活用は不可欠であり、更新の時期を迎えた建物の利用は重要な課題として、お聞きしてまいります。

①かつて多くの子供たちが通い、コミュニティのコアであった学校施設の活用については、地域の愛着が強いものであることから、地域の記憶を形に残すためにも、地域住民の活用に対するニーズの把握と有効活用を、どのように調査、研究してきたか、具体的にお聞きしたいと思います。

②町の財産は、生産年齢人口の減少などで、安定した税収の確保が厳しい状況を迎える中、廃校を有効活用する場合、施設の大規模改修で、多額の財政負担の発生が懸念されます。

限られた財源の範囲で、最も効率的で効果的な活用策をどのように描いているのか、お聞きしたいと思います。

③廃校の活用については、地域住民の共通の貴重な資源、資産であることから、住民ニーズや、行政ニーズをマッチングさせながら、働く場の雇用創出、他の公共施設との関連、財政負担や将来の町づくりなど、中長期的な視点から、活用の選択方法をどのように進め、取り組んでいくか、具体策をお聞きしたいと思います。

④さまざまな要因から、有効活用がされていない廃校等、施設の遊休ストックの活用や、施設処分の促進を行うことが可能なガイドラインを示す考え方はないか、お聞きしたいと思います。

最後の⑤につきまして、廃校施設が地域に根差し、持続性に利用されるために、地域の代

表者等による意見交換や相互理解のもとで、再利用の方向性について決定されることが望まれます。

そこで、地域の自治会長さんなど、各団体の代表者を構成員とする廃校施設再利用検討委員会を設置し、再利用の方向性を見出す考え方はないか、お聞きしたいと思います。

以上で、私の1回目の質問といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

旧水上小学校の利活用につきまして、お答えいたします。

小学校の統合にあたっての水上地域での説明会の折、企業などを誘致して、何らかの形で人が地域にいる、またにぎやかさがあるように願うとのご意見を頂戴いたしました。

これまで長年にわたり地域に響き渡っていた子供たちの声は、ほかの何物にもかえがたい地域の財産であったことを、改めて理解しておるところであります。

水上地域の交流や、活動の拠点であった小学校が廃校となることは、地域の活力の低下につながることを意味し、そうならないようにと住民の関心が高いことは、十分に認識しておりました。このことから、町といたしましては、雇用や地域貢献といった意図を酌み取ってくれる企業を誘致したいと考えてまいりました。

誘致に至るこれまでの経緯であります。平成23年3月をもって廃校となって以降、千葉県企業の企業立地課や、教育委員会部局などへ企業誘致の登録を行うなど、窓口を広げて推進してきたところであり、これまでに十数社が視察に訪れているといった状況でございます。

これまで、現地視察の後で、具体的な計画協議などに進展した企業等は、残念ながらございませんが、皆さん口々に非常に素晴らしい環境であると言っていております。

現在は、年1回開催されております。おへそまつりの会場として、またそう多くはございませんが、テレビ、映画等のロケ地として活用がなされております。

次に、ガイドラインについてのご提案ですが、これまで訪れている事業者の用途や希望は多種多様であります。更地が希望の企業、校舎のみの利用を考えている企業、使用期間は1週間程度ずつで、不定期に借りたいという企業など、一概にニーズをつかみ切ることは困難でありまして、町といたしましても、ガイドラインを示すことは控えたいと考えております。その都度、おのおのの相談に誠心誠意対応をしていくことを第一と考えております。

次に、廃校施設再利用検討委員会についてのご提案でございますが、現段階でということでお答えさせていただくならば、本町においてはその任を長柄町企業対策委員会が担っているものと考えておりますので、改めての検討委員会の設置は考えておりません。

企業からの立地の意向が強く、かつ具体的な計画が示されるといった事案が発生しましたら、速やかに企業対策委員会に諮り、幅広いご意見を頂戴しながら判断してまいりたいと考えております。

昨今、学校の統合また廃校という活字を、新聞紙面で多く見かけるようになってまいりました。今後も廃校は全国的に、また爆発的に増えていくことが予想されており、近隣市町においてもそのような検討が幾つかかなされていることも伺っております。

そのようなことから、状況は行政がどれかを見定めるといよりは、企業側に選択肢の幅が広がってきているのは事実であり、選ばれる時代となってきたものと認識しなければならぬと思っております。いずれにいたしましても本町におきましては、圏央道による都市や空港との距離が縮まり、そして豊かな自然に囲まれている環境を強みとして、企業立地に向けて努力してまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で、1回目の川嶋議員のご質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 大変ありがとうございます。

企業誘致のお話をされまして、企業誘致などの遂行に当たりましては、各担当が一丸となって、一生懸命取り組みしてきたことだと推察をいたします。100%の結果を出すということは、並大抵の努力では達成できないことは、十分に理解をしております。

企業の誘致による一般質問であるならば、これからの新たな企業の進出の支援だけではなく、進出企業や既存企業の長期操業定着化を目指した経済的波及のための一般質問をさせていただきます。

ここで、宿題として、課題を出しておきます。

1つ、従来の企業誘致の対策というのは、既に10年、20年経過をしております。同じ形のことを進めてきても、企業はなかなか寄ってきてくれません。なおかつ、デベロッパーの大きな企業も撤退をしているような状況です。

この課題は何かというと、1つ、企業の支援策が十分ではないということです。

2つ目は、円高などで自治体で対応できない要因により、撤退する場が起きているというような状況が、主な課題であります。このような企業につきましては、また改めて一般質

間のほうを私のほうからさせていただきたいと思います。

そこで、今回は水上小学校の廃校利用に対してのプロセスを考察して、どのように利用していくかという方向性に向けてお聞きをしているわけでございます。

文部科学省の発表した廃校施設活用状況調査表を見ますと、平成27年度に廃校があった数は、520校でございます。うち小学校が7割を占めております。おおむね毎年500校程度が廃校になってきております。現在、全国の廃校の合計数を見ましても、6,811校になっております。これは平成14年から、平成27年度のこの14年間の数値でございます。全国都道府県を見ますと、一番多いのが北海道の688校でございます。

ちなみに千葉県の廃校数、14年間で131校でございます。小学校が7割を占めてございます。この7割については、どのような活用がされているか、この調査表に出ております。体育館、公民館、そして老人ホームなどが数多く挙がっております。活用されていないこの理由は何だということのアンケート調査が載せられております。

この中に一番廃校の30%で活用されない理由は、活用を検討しているものの、地域の要望がないが50%、過半数を占めています。次に施設が老朽化していますよ、活用方法がわかりません、あと立地条件がわからない、さまざまな回答が出ていますが、このような状況になっているのがこの調査アンケートの結果でございます。

そこで、長柄町の強みを共有する必要性があるんじゃないかと、長柄町の強み、これを生かした町づくりをすべきではないかというようなことで、水上地域とは言わず、高齢者や町民に利用していただける水上温泉、温泉つきふれあいセンターなどが有効活用ではいいのではないかと思います。または、図書室、工房、新オレンジプランの推進の気楽に集える認知症予防カフェが有効策と考えております。

もし、町長さんが水上小学校の利用、活用に当たりまして、新たな生きがいつくりや、活躍する場の多目的コーナーを設けていただけるならば、私どもの小さい自治会でも、おもちゃの修理工房、もしくはパソコン教室、音楽家による演奏会などを、知識、経験、技能を持った生かしたビジネスを進めていけると考えております。

ただ、廃校する水上小学校の建物だけではなく、グラウンドも利活用するべきだと思います。草が生えて、放っておけば荒れてしまった状況でありますので、AKB48ならぬFMK48を推進すべきではないかなと。何を言っているのかわかりませんが、これは48自治会がこの長柄町にはございます。この48自治会がフリーマーケットを二カ月に1回でも、三カ月に1回でも構いませんが、リサイクル、再利用、子供たちから高齢者まで取り組んだ町

づくりに利活用をしていければ、これこそが協働の、48自治会集まらないかもしれませんが、町民体育大会がなくなった今、一つで集まるチャンスが協働の町づくりじゃないかなと、このように思っております。

次に、②に質問をさせていただきます。

水上小学校は、公共用財産から普通財産になった。適債性のある手続が進められてきたと思います。水上小学校、そして水上幼稚園建設から、それぞれ40年以上がたっております。

そこで、平成25年11月25日施行の耐震改修促進法に基づく基本方針、南海トラフ地震・首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、平成28年に閣議決定がされました。

そこで、お聞きします。

廃校、廃園となった後も、災害地の避難所など、従来から学校が担ってきた地域防災拠点としての役割もなくなったわけではないために、耐震化や備蓄倉庫の整備が必要になってまいります。

そこで、両施設における耐震診断結果のI s値に伴い、この施設は本当に大丈夫だろうか、影響がないだろうか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問ですが、旧水上小学校の児童体育館、本校舎、新特別教室棟につきましては、耐震指標上問題はございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 支障がないということではありますが、建物が30年、40年経過しますと、これは古くなってきますので、だんだん古くなっていくことによって、間違いなくぶっ壊れてきます。ということは、その部分を大規模改修をやると多額な負担がかかりますので、随時浄化槽においても、例えば古い施設においても、部位改修、部分改修をしていく必要性があるかと思っております。こまめな診断結果を十分にされながら、利活用をされていただくのが一番事業費も抑える方法であるというように考えております。

次に、住民ニーズを踏まえた新たな取り組みの課題に向けて、これは新しい施策であります。他の自治体と連携し、共同で研究、立案を行えば、互いの不足が補え、より効果的に開発できるものと思っております。

その具体策として、近隣の規模が同等の市町村と自治体と、自治体連携共同研究会を創設

し、各自治体が抱えている課題について、共同で研究し、提言をして行うことが今後さらなる必要な状況になってまいります。これはなぜならば、財源が厳しく市町村はなってまいりますので、壁を越えた中で知恵を出し合っていくべき課題ではないかなと思っています。

そんないろいろなマネジメントによる政策分野も多くありますが、今回は他の自治体と連携して効率が図れる政策を説明します。広域観光、共通ITシステムの開発、そしてこの今お話ししています公共施設の統廃合、水源保護、そして最後は重要な医師の確保でまいります。この5つの働き方改革が今後10年先、20年先、必ず起きてまいります。今回は公共用施設についてでありますので、この統廃合について質問してまいります。

各自治体における給食運営の効率化を例にとりますと、隣接する自治体、例えば長南町さん、建設から37年に給食センターがなっております。この老朽化した場合、本町と新たな共通のバックグラウンドを持つ者同士、活発的な意見交換から、今後も未知の課題が発生されることと思います。

実は、教育委員会さんのほうで、この給食センターを教えてもらいまして、茂原市のほうとしては東洋食品、長柄町も東洋食品ですか、ここだと規模が大きいんですね。子供たちの数も多い。ですから、できれば長南町さん、睦沢町さんと手を取り合いながら、給食センターは長柄町の別に水上小学校と言っているわけではありませんので、こういう公共用施設を再利用していかれると、負担が少なくなってくるのではないかなと、これはトップのある町長さんが皆さんと相談していかればよいと思いますが、そこでお聞きします。

組織の柔軟さにも力点を置いた自治体で連携した共同研究会を創設し、不測、予知な時代に向けて、力を合わせて乗り切るために、中央集権型、上下指示から分権型の対等協力へ変えていくべき時代であると考えますが、本町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問ですが、公共施設の総合管理計画の関係もございまして、企画のほうで答弁をさせていただきたいと存じます。

議員のご指摘のとおり、公共施設の整備につきましては、人口の増加時期に一斉に多くを建てられまして、今後これらの施設が一斉に大きな改修とか建てかえなどが必要な時期を迎えることとなります。したがって、それに伴う多額の費用が発生するということが見込まれまして、議員のご指摘のとおりでございます。

そのような中で、近隣の市町村との施設の共同化という、いわゆる広域連携であったりと

か、市町村連携と昨今言われておりますが、それについても、大変重要な、そして有効と認める検討事項というふうに認識をしているところでございます。ご質問の中にもございました給食センターも、いわゆるその候補の中の一つであると言えると考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

ぜひすぐにではなく、ぜひ各機関と連携をしていただきたいなというように思っております。

次に、③に入ります。

先ほど言いましたように、廃校の直接的な原因に至るまでは、市町村合併とか、高齢化とか、過疎化とか、いろいろなさまざまな要因があります。廃校となった施設のうち3割は未使用の未活用のままとなる、文字どおり塩漬け状態になっております。

そこで、お聞きします。

水上幼稚園並びにプールの利活用として、地方活性化の有効的な未来の農業と呼ばれるアクアポニックスの取り組みが、地場産業の強化と新しいブランド品を担い、地域との一層の連携、協働が地方創生で図られていかれると思います。実現に向けた今後の取り組み方についてお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） アクアポニックスの今後の取り組み等についてということのご質問についてお答えいたします。

町内在住の方が経営されている法人から、水上小学校の施設を利用したアクアポニックス事業につきまして、現在事業概要をお受けしているのは現状でございます。これまでもご相談等は早くからお受けしておりましたけれども、この10月上旬ごろから、いわゆる事業として協議、また現地のご案内などを行っているところでございます。

この会社の代表者につきましては、数年前に本町に東京からIターンされてきた方でございまして、まさに移住、定住の先駆的な方々でございまして、移住されて、そして新しいビジネス、いわゆるベンチャー企業として起業され、新たな特産品の開発や雇用の創出を図りたいとの考え方というふうに伺っております。その点では、まさに地方創生、生涯活躍のまち構想とも合致した事業案と理解をしているところでございます。

また、この施設を地域に開かれた活用と、水上地区を元気にすることを目的とした地域づくり、おへそまつりも、この方々の中でも取り組まれておりまして、先ほどの町長の答弁にもございましたが、雇用や地域貢献といった意図を酌み取ってくれる企業、活性化に寄与していただける企業という意味でも、合致しているというところで、大変望ましい内容となっているものと認識しております。

現在は、詳細な今後の事業計画、将来計画、そして資金計画など、まだ出ておりませんので、ご提示を求めている状況でございます。

現状の当該施設、水上小学校ですが、廃校後7年近くが経過しておりまして、建物の傷みや本来動くべきものが動かなくなっているなど、施設の所有者である、また将来的に貸主となるのであれば貸主の責となるもの、なすべき改修工事などがどの程度かなどを現在調査している状況でございます。それがそろいましたら、町の企業対策委員会にお諮りをいたしまして、多角的にご意見などを頂戴しながら、方向性を定めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 町長、答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 今、議員のご指摘のとおり、私2年半前に、実はこれは夢の話だったんですが、長柄町産フグ刺しが食えるかと、てっちり食えるぞと、それがダメだったら、長柄産チョウザメをやってみようと、そういう希望に実は燃えていました。その辺のところは、実現するとか何とかじゃなくて、1つの夢として持ちました。

これからどうなるかこうなるか、それは一旦言えませんが、今、議員ご指摘のとおり、そういうことも一つは視野には入っていたということも、ちょっと今ご質問がありましたので、そういうことも考えておったということ、これからどうなるかこうなるかというその問題は置いておいて、そういう気持ちもあったということをご理解いただくとありがたいと。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

私も2年間を振り返りまして、この一般質問をアクアポニックをしておりますので、有効活用ができる場所は、ぜひ行政側も、せっかくIターンで長柄町で頑張ろうとしていますので、この努力は十分ご協力を産業課長含めて、ぜひ農業の最先端を指導していただきたいなと思います。アクアポニックにつきましては、実はあの後、産業課長のところの産業振興

課でも、長柄中学校でも、取り組みを進めていただきました。大変感謝しています。ありがとうございます。

次に、さきの答弁の中で、企業の話になってしまいますと、県と連携して窓口を広げて、推進しているよ、これまで多くの企業が視察されて、進展はなかなかなかったんだけど、口々に、ああ、すばらしいな、いい環境の場所だなと、このようにお話をされています。私もちょうど一月前、視察をさせていただきまして、すばらしい、空気もおいしい、緑もすばらしい、最高のステージじゃないかなというように感動しました。

そこで、お聞きします。

行政財産目的外使用の規制緩和と使用料の免除、減免について、多くの会社が企業に視察に訪れているのにもかかわらず、手を挙げない、進展しない理由の一つの要因には、賃借料という問題があると思います。先ほど企業誘致のお話をしました。支援策がない。皆さん支援策があるところに行っちゃいます。私は随分知っています。

せっかくここに来てもらったんですから、地元の企業の施設利用に当たっては、施設利用の免除、減免として目的達成のために、手を差し伸べていただきたいと思いますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほどの町長の答弁ともまた重複いたしますけれども、廃校の事例は議員もおっしゃっているとおり、年々増加している中でして、誘致に至った事例といたしましては、その多くが賃借料の免除をしている実態は承知しております。

背景として考えられることといたしましては、地域が元気になるようにと、元気を取り戻すようにという自治体の総意がまず第一であると思います。このような他の近隣背後地との比較される中で、賃借料の問題は非常に重要な条件となるものと承知しております。したがって、ご質問の目的達成のためにはということから鑑みて、免除など、貸付料の特例の適用も可能性としてあるかと思えます。

まず、それには地元から起業される方の支援であったり、水上地域の活性化のための廃校活用であることだったりとか、町の特産品開発と雇用の確保など、立地条件等を見きわめた上で、条例、規定に基づいて、適切に執行すべきというふうに考えてございます。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 1 番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） いずれにしてもですねという言葉は白井さんはよく言葉を使うのですが、けれども、Iターンで長柄町に来ていただいて、長柄の地場産業のために取り組んでいこうと、この将来性ある夢ある農業のために、やはりリスクをしょっています。大きなリスクをしょった中での挑戦です。しかし、必ずやこの町にとってもリターンが必ず来るのではないかなと思いますので、ぜひ応援していただければなというようにお願いします。

次に、平成29年6月の定例会でも一般質問をいたしました。地域におけるシルバー人材センターの加入率は、全国で1,300あるんですが、どこの市町村も年々減少しております。本町においても会員数は、当初の設立よりも約3分の1減少し、高齢者の受け皿にはなっていない状況であります。または、60歳になっても加入者が増えない状況でもあります。

そこで、本町の重要政策、これから必要なことを3つ言います。

所得税、町税の新たな財源の確保、町事業予算による扶助費の大幅削減、そして協働の町づくりの推進、この3項が重要と考えられます。

そこで、水上小学校を再利用し、地域資源の活用とやりがい、生きがい、また地域の高齢者、移住者による新たなビジネスを目的とした、シルバーを超えるゴールドセンター、起業センターを進めることが支援策が一番いい施策とつながりますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 廃校を活用いたしまして起業支援センター、若手起業向けオフィスとして成功している例は、存じ上げております。

校舎または教室という空間には、他の建築物にはない特別な魅力と可能性があるというふうに聞いております。そのような認識のもと、地域にとってよりよい施設となることを常に念頭に対応してまいりたいと思います。

学校の教室等に、今回のような仮にベンチャーのような成功事例がそこにござりますれば、まさしくあいている教室を活用して、起業意欲のある方々との結びつけの場としてのご提案という意味では、今後の参考とぜひさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） これは法人税法になりますと、大きい会社は、法人税法が20%から25%に地方にオフィスを構えると特典がありますよ。しかし、なかなか中小企業ですと、な

かなかそうも特典が得られないという施策が国の施策であります。

それはさておいても、来ていただいて、いろいろな活用をしてもらうことが重要な施策ではないかなと、これが将来の長柄町にとっての大きな財源に生まれてくるというように確信します。

前にもお話ししたように、徳島県の上勝町では、おじいちゃん、おばあちゃんたちが一生懸命になって、地元の自然の葉っぱを採取し、お弁当に入れたり、割烹亭に出したりしている葉っぱビジネスを行っております。長柄でもいろいろな工夫をすればできるのではないかな。同じ高知県のこれは馬路村という農協でも、特産のゆずを二次加工して、お客様を呼んで、収入を上げております。

農業生産だけでなく、教育施設としてやられている九州の施設もあるし、北海道の豆を利用した取り組みをしているところもあります。そんな施設が未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト、文科省のところにたくさん載っております。

次の質問に入ります。

実はこの質問につきましては、水上地区でボランティア活動をさまざまされていて、地域の発展のために活躍された方からの切なる思いの要望です。要望ですので、お話を聞いていただきたいんですが、長柄町の4次総合計画、今日私お持ちですけれども、後期基本計画書並びに基本構想における子供たちのアンケート調査についてご説明をします。

長柄町には、長柄音頭、すばらしい歌があります。1番はよく出てくるんですけれども、3番の歌詞に、「昔恋しいご先祖さまも、見たよ、見ました、みこ踊り」、申しわけありません、私は見たことがありません。でも、長柄の音頭になって、歌の中に入ってくるんですね。恥ずかしいです、見たことがないもので。でも、子供たちは毎日この曲を聞いています。でも、みこ踊りは見たことがない。

そこで、アンケート調査では、学校教育について、今後さらに力を入れてほしいことは何ですかと聞いています。

いじめ、不登校の問題をなくすことの取り組み方、そして自分たちの地域の自然や歴史、文化、産業について学びたい。道徳や生命の大切さを学ぶことの人格の向上をさせる学習を望んでいます。ここに力を入れてほしいと、要望が子供たちから上がっております。

そこで、いよいよ来年、平成30年度から小学校、31年から中学校、特別の教科、道徳、考え、議論する道徳教育がスタートされます。

文科省でも、郷土や文化、伝統、偉人などに関する郷土の材料を生かして、自分たちを育

んでくれた郷土の愛着と向き合うことが大変重要であるので、これを行ってくださいよと文科省は言っております。

そこで、水上地域の皆さん方と、そして長柄町には歴史同好会の皆さん方がおります。このご指導を賜りまして、来年から始まる道德教育、郷土の伝統や文化、偉人たちに対して、郷土の愛着と向き合う学習指導、教育を進めていただきたい。これは水上小学校が廃校して、みこ踊りをやられていた方々からの強い要望がありました。ぜひこの取り組み方について、何かありますか、ありませんか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

学校教育課長、石井一好君。

○学校教育課長（石井一好君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

新しい道德教育では、主として集団や社会とのかかわりに関することの指導の内容として、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度の育成、そういった価値項目がございます。道德教育を推進するに当たりまして、学校教育全体で、この道德の教育の価値項目を推進することが大切であるというふうに考えているところであります。

具体的に、小学校、よろしいですか。そうですか。

30年度から地域に根差した道德教育がこれからも推進されるというふうに考えております。以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） この問題は福島県の出発のいじめからここに至るまで、いろいろな問題を抱えてきたのかなというように推察します。長柄町にとってはこういうことはないんですが、将来を見込んだ道德教育を進めていただきたいな、地域の先ほど言いましたように、大ベテランの方々のご指導により、そういう道德教育授業をされていくべきではないかなと、このように思います。

そして、残り5分になりました。

4番につきましても要望です。5番につきましても要望です。

こちらについても、起業対策委員会ということで、検討するというお話ですが、先ほど私がお話ししているのとは、全く別な問題でありまして、長柄町のガイドラインを作成し、住民ニーズ、行政ニーズをしっかりと把握したもとの中で、地域と一丸となって、この廃校を利用していかないと、いつ私たちの長柄小学校、日吉小学校、10年先か20年先かわかりません。しかし、そんなときでさえも成功材料があれば、またそのときの方々の職員の

方々は、友好が図れるのではないかとあって、一般質問をしました。

と同時に、最後に町長に質問をする前に、もう1点だけ要望をしておきます。

実は一月前、水上小学校へ行きました。中を見させてもらいました。何と水上小学校の子供たちがつくった机、椅子、きれいなものがたくさんありました。しかし、長柄小学校、日吉小学校の現場を見せてもらいました。

ほかの学校が汚い、傷ついている机がありました。できるものであれば、中できれいなものと交換していただきたいということで聞きましたら、もう既に交換しているんですね。それは聞きました。

でも、そういう市町村が多い子供たちがおります。毎年新しい備品を購入することができませんので、ぜひ長生郡市管内、東上総教育センターとは言いませんので、少なくとも長生郡市管内の中で物の大切さ、備品の大切さ、そこを十分皆さんでお話をしてもらって、利用できるものは、長柄町でいいものがあれば町外へ、茂原市からいいものがあれば長柄町へというように、予算はその地区の財源ですけれども、それを乗り越えていただくのが他の市町村との連携だと思っております。

最後に、清田町長に質問してよろしいでしょうか。

残り3分ございますので、あとは10分でも20分でも結構です。お話しいただきたいんですが、先ほどこの1年どげんかせんといかんと、水上を。お話しさせていただきました。

そこで、水上地区が生き生きと元気な町づくりをするための将来ビジョン、構想、展望、清田町長は、人口の歯どめと友好対策、活用策をどのような実現方法で考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） いろいろありがとうございました。

特に、学校というところは地域のシンボルとよく言われますが、これは何かといいますと、老若男女、そこでいろいろな活動をしてきたと、歴史があるわけです。日本の教育の場合には、そこには魂があります。したがって、ただ物が建っているんじゃないで、先輩、今までのいろいろな方々がその地域、その場で、その施設で活動をしてきたという、これは日本の国民性から言って、なかなかこれは潰してみたり、ほかのところに貸すというのは、非常に厳しい。心情的には地元としてはあると思います。

ですから、そういうことをまずおもんぱかりながら、今、議員がおっしゃいましたように、

どういふ活用方法があるか、今ご意見をいただきました。私どもとしては、できれば利活用するに当たりまして、有効という言葉を前提とするのであれば、地元に戻元するとか、それから地域に戻元できるとか、そして水上小学校の歴史に、ある程度おもんばかって、そういうことを気遣い、これは刹那的な考え方で、経済人の考え方ではないと思いますが、私はそういうことも含めて、ここの地域のこの建物、そういったものの利活用をしていきたいというふう思っております。

そういった意味で、いろいろな実はハードルがあります。そういったものも一つ一つこれからクリアしながら、何とか議員がおっしゃっていただいた、今日ご提案いただいたいろいろな内容で、何が地域にとって一番いいのか、また複合的なのか、端的なことでもいいのかというようなことをこれから我々ぜひとも考えていきたいというふうに思っております。その際は、ぜひともお知恵を拝借して、かしていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 最後に1番。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

私も元自治体の職員であります。自治体の職員というのは熱意と、そして努力、知恵と創意工夫にかかっております。ぜひ一丸となって、皆さん方職員で取り組んでいけば、水上地区、人材づくり、人づくり、必ずやいい町づくりができると信じて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、川嶋朗敬君の質問を終わりにします。

ここで休憩に入ります。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問の続きを行います。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 次に、4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） こんにちは。4番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様には、暮れのお忙しい中、またお寒い中、ご出席いただき、ありがとうございます。

今年の定例議会も今回で最後となります。今年1年、定例議会を傍聴していただきありがとうございます。来年も町民の目線から、町民の声を町政に届けさせていただきたく、ご支援、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

今年も早いもので、月カレンダーは1枚となり、12日後にはクリスマス、その1週間後には新年、平成30年を迎えます。

今年1年を私なりに振り返りますと、海外では1月にアメリカ大統領、トランプ氏の誕生、次に北朝鮮の核開発疑惑、そして毎月のごとくミサイルの発射、ヨーロッパではテロ事件が続いて、多数の被害が出ました。

本県では7月には暑い日が続き、雨が少なく、8月には気温が低く、日照不足が続きました。

なお、10月には台風21号が本州に上陸、その1週間後には22号が本州付近を通過しました。近年気象状況の異常が続いているように感じます。

また、10月には国会の衆議院が解散、総選挙と、目まぐるしい1年でありました。

来年は平穏な1年でありますようお願いしつつ、議長のお許しをいただきましたので、これより質問に入らせていただきます。

それでは、1項目めの長柄町新公民館建設についてですが、平成28年9月第3回定例議会において、公民館建設に関する予算が否決されたことは、周知の事実でございます。否決後、建設地が旧昭栄中跡地に決定され、平成29年3月に、用地測量予算として500万円が補正予算で生まれ、今日に至っております。

そこで、新公民館建設の現在の状況と今後の予定について伺います。

次に、2項目めの長柄町町民バスのあり方についてであります。町民バスについては、平成28年6月の第2回定例会で質問した際、関連質問のデマンドも含め、ゼロベースで考えるとの回答であったかと記憶しております。よって、その後利用者の観点から、1点目、平成27年度、同じく平成28年度の町民バス利用者数をお伺いします。

2点目、一部の町民から空気バスとの声に対してどのように考えているのか、伺います。

次に、3項目めの自転車通学児童の安全についてですが、便利で手軽な移動手段である自転車は、人々の身近な乗り物であります。ところが近年、自転車による事故等がマスコミ等で報じられ、社会問題化しております。

そこで、自転車通学児童の安全教育はどのように行っているのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

1項目めの公民館建設事業のうち、まず現状についてであります。旧昭栄中学校周辺の測量業務のうち、これまでに現況測量を終え、現在周辺の土地境界立ち会いに向けて準備をしている状況でございます。年明け早々には立ち会い実施となるよう進めてまいります。

また、今後の予定についてですが、まずは基本設計の発注となります。旧昭栄中学校の敷地内での新公民館がどのようなコンセプトで、配置で、そして規模、床面積、諸室計画などを改めて考えてまいります。基本設計は建設事業の中でも非常に重要なプロセスとなることから、十分に時間をかけて、議会の皆様と相談しながら、前へと進めてまいりたいと考えております。その前に、まずは設計業務費に係る予算のご承認を賜りたく、発注方法等、こちらから今後議会との早期の調整に努めてまいります。

その後、宅地開発や埋蔵文化財など、関係機関との協議、調整など、現段階では不確定な要素が多いことから、基本設計の後の工程等につきましては、現段階では控えさせていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、本事業につきましては、議員もご承知のとおり、現在に至るまでのさまざまな経緯がございますので、議会のご意見をしっかりと頂戴しながら、進めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、2項目めの長柄町町民バスのあり方についてお答えいたします。

まず、1点目の町民バスの利用者数ですが、平成27年度が4,207人、平成28年度が4,616人です。

次に、2点目の空気バスとの町民の声をどのように考えているかのご質問でございますが、現在利用者の約半数を占めています長柄こども園の園児につきましては、平成30年度から専用の送迎バスを運行する予定であります。

また、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業につきましては、本年10月に開始したところであります。町といたしましては、2つの事業開始による町民バスの利用状況を見きわめながら検討したいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

なお、3点目の自転車通学児童の安全につきましては、教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

3点目の自転車通学児童の安全について、まず自転車通学児童の安全教育はどのように行っているかというご質問ですが、現在自転車で日常通学しておりますのは、中学生のみというふうになっております。原則、小学生の自転車通学は安全面や発達段階の点から、認めておりません。安全教育については、子供たちが安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつけることができるようにすること、すなわち自他の危険予測、危険回避の能力を身につけることが重要というふうに考えております。

また、発達の段階を踏まえ、学校の教育活動全体で取り組むことが必要であり、さらに安全を確保するために、自己の心身の状態や行動の仕方に気をつけることを理解させているところであります。

具体的に中学校の安全教育ですが、まず学年行事といたしまして、入学当初の年度初め、中学1年生を対象に交通安全教室を実施しております。講師は茂原警察署の交通課の職員にお願いをしているところであります。安全教室では、安全意識の高揚とマナーの向上を図っております。自転車利用者として必要な知識、技能等の習得、特に自転車の正しい乗り方の実践や自転車の点検の仕方等に力点を置いて指導をしております。

このことによりまして、生徒たちは交通安全に関するマナーを身につけ、ルールを遵守する態度が生まれ、また自転車乗車時の安全な乗り方について、理解を深めているということでもあります。

次に、各学年の学級活動の安全指導では、自転車の乗車時の安全な乗り方の指導をしております。その中では、自転車は車の仲間であることや自転車は車両であることを強く意識して指導をしております。また、自転車の正しい乗り方について基本的な心得を指導しております。

教材としては、内閣府から出された自転車安全利用の五則を用いて指導しているところで

あります。

その五則と申しますと、自転車は車道が原則、歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、安全ルールを守る。子供はヘルメットを着用するという内容のものであります。また、安全ルールを守るの中では、自転車の2人乗りや並進の禁止、夜間の早目のライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止など、安全確認が含まれております。

加えて、自転車走行時の傘差し運転や、携帯電話等を操作しながらの運転、ヘッドホンを使用しての運転の禁止など、運転者自身の安全確保と同時に、加害者とならないよう自転車による交通事故防止についても、あわせて指導しているところであります。

また、全国交通安全週間の期間や下校時の校外指導など、時に応じて街頭指導を実施して、ヘルメットが正しく着用されているか、交通ルールを守った走行がされているかなどを指導しているところであります。

以上、三枝議員の自転車通学児童の安全教育についての答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、自席より失礼いたします。

質問に入る前に、この1年間、1年生議員のふなれな質問等に、町長を初め執行部の皆様方の多大なる配慮に感謝いたします。どうもいろいろありがとうございました。

それでは、1項目めの長柄町新公民館建設についてでございますが、重複しますが、予算否決後、先ほど私が言いましたように、昭栄中跡地に決定されたわけですね、場所が。その後、3月の定例議会において500万円の測量予算、補正予算が組まれました。

そこまでは、私は結構いいと思うんですけども、その後、公民館建設に関しまして、先月28日、議会説明会までに特にこれといったお話がなかったんですが、その間、約10カ月間を要しておるわけなんですけれども、その間の10カ月間を要した、なぜそこまで時間がかかったのか、ちょっと長かったのかという気もしないでもないですが、その辺について伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁とこちらも重複してしまうところもあるかと思っておりますけれども、本年3月に公民館の測量業務費の補正予算をご承認をいただきまして、早速業務委託の設計に取

りかかり、5月に契約となりました。おおむね9月の上旬には、現況測量の完了状況となってございました。

現在、ご承知のとおり、基本設計の見直し、またはやり直しにつきまして、議会と協議をさせていただいている状況でございますけれども、ちょっと10月等、込み合っている形もありまして、11月の議会説明会、議会との協議の場ということで、1カ月強の不測の日数を要したというところで、現在に至っているという状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

手元に今年の2月の資料がございます。その中に今、課長がおっしゃった内容等、よくわかるんですが、公民館を昭栄中の跡に建てるということが決まった後、いろいろな諸問題があるということで、ここに執行部のほうから出された資料がございます。

その中に、まず私は10カ月間、測量があるということはオーケーなんですが、その間にも、例えばその場所は文化財の埋没という問題があると思うんですね。

これは当然昭栄中があった跡ですので、その場所については、おのずとしてそういうデータを持っておられると思うんですが、現状公民館を建てようとする場所についても、ここにありますけれども、埋没の場所が鶉谷鶴舞遺跡ということで、これは平安時代ですか、何か住居跡だということだと思います。それをわかっているわけですので、こういう方法についても、ちょっと一歩でも二歩でも進めておけなかったのかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 埋蔵文化財の関係につきましては、この2月のときにも触れたかと思いますが、基本設計が新たに昭栄中学校の跡地で、どのような形で、どのような向きで、またどの場所にできるかによりまして、文化財を調査する場所はピンポイントで行うということで、議員おっしゃっていたとおり、あそこは包蔵地でありまして、その辺は把握しているところでございますけれども、グラウンド全体というか、旧校舎全体を掘り起こしてやるということではなくて、この場所とこの場所、今回例えば建物が建つ場所が決定いたしましたら、その場所をピンポイントで調査をするということになっておりますので、この段階で幅広く調査をするとか、そういう状況にはなかったということをご理解いただき

たいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 確かに、相当広い範囲の遺跡の場所となっておりますので、当然全体をやるということになりますと費用がかかるということはわかります。ですけれども、この文書の中に書いてある中には、いっぱいもろもろの問題が余りにも多く載っております。ですので、できれば私の考え方としましては、建てる場所等にもよるかもしれませんが、少しでも前に進めていけたらなというふうに思ったものですから、そういうふうに質問したわけでございます。その辺をちょっとよろしくお願いします。

それでは、次はここに本町の例規集がございます。

この中に公民館建設に対して項目がございます。長柄町公民館建設検討委員会設置要綱というものがございまして、文面がいろいろ1条から8条までございます。

私の中でちょっと気になったのが、4条の委員の任期は公民館建設事業が完成するまでの期間というふうにくたわれておるんですけれども、現在この委員会はどういうふうな形になっておりましたでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 現在は、この公民館建設検討委員会は、解散して存在していないというふうに私は認識しております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、その解散した時期はいつごろですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） すみません。本年1月でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、この例規集、これが新年度で29年度版が出ておるんですけれども、それはその委員会が解散した前につくられたという形になると思うんですけれども、印刷とか、いろいろな問題がございまして、あつたと思うんですけれども、現状こういうふうに乗っておりますと、当然存在しているような感覚になるんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 例規として残っている形ということでございます。削除漏れということでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、これは4月に私はもらった記憶があるんですけども、その前に、一応削除なり、訂正なりしておいていただけたらというふうに思いますので、今後もあると思いますけれども、その辺注意していただけたらというふうに思います。よろしくお願いたします。

それでは、今後先ほども町長がおっしゃっていましたが、建設について、基本設計から発注しますよというお話でございます。当然、基本設計ということになりますと、最初からスタートだと、新規にやるんだということだと思います。

それで、例えばその大きさ等については、まだ問題があるかもしれませんが、前回の大きさ、1,500平米ぐらいですか、延べが。その程度の建物になりますと、結構大きな建物になってくると思うんです。そういうものを建設するのは、現在我々議会側と執行部側との話し合いになっておるんですけども、今後その2つの話し合いの中で、そのものを進めていこうとしているのか、その辺を伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議会とということのご質問でよろしいですね。

○4番（三枝新一君） 議会と執行部と二輪でやっていくのかということを知りたいんです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申しわけございません。

議会と執行部ということで、おっしゃるとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、前回のときには建設委員会とかという委員会を設けてやっておったと思うんですけども、その基本設計当初から、最初からスタートする段階ですの、現在2輪で、2つの軸で走って、その中に例えばそういう委員会を設けるというお考えはありますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在、執行部のほうとしては考えてはございません。議会と相談をしながら前に進めていくという考え方でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ということになりますと、これはあくまでも我々は町民の代表ですから、あれでしょうけれども、私の考え方としましては、これだけ大きいもの、大金のかかるものを建てる段階で、果たして議会と執行部、二輪と私は言いましたけれども、だけでよるのかどうか、ほかの町民を交えて、あるいはほかの専門家を交えながら、そういうものを作っていきべきではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 当然、専門家の見識等いただくという場合は、委託業務の中でもありますけれども、いただきながら進めていかないといけないかなというふうには考えてはおりますけれども、長柄町公民館建設検討委員会の諮問会議が出した答申が1回否なものとなってしまっていますので、その点については、否決をした議会のほうとしっかりと協議をして、これから前に進めるということで、これまでもご説明してきたとおりでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

1つの例ですけれども、例えば公共施設、もろもろのことを建てる時に、500平米以上の建物については、建築士としまして1級、2級あるんですが、1級建築士でないとやれませんよと、設計ですか、業務ですか、よく内容的にはわかりませんが、そういう書き方をされているものなんですけれども、それが現在町執行部、失礼ですけれども、執行部の中に1級建築士の資格を持っている方がおられるのか、あるいは町議の中で1級建築士がおられるのか、その辺はいなくてもそれで進めていくという考え方をしているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 町の職員で1級建築士、2級建築士等を持っている人間はいないというふうに私は把握しております。今、議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでわかりました。

それでは、この基本設計について、1級建築士は当然設計屋さん、こちらのほうにウエートがかかると思うんですけれども、その辺と重々相談をしながら進めていって、我々も極力協力できるような範疇で考えておりますので、私個人は考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に起債についてお伺いしたいと思います。

前回、公共施設等最適化事業債事業額としまして410億円、これが来年の3月に終了すると私は解釈しておるんですけれども、それに関する新たに公共施設等の適正管理に係る地方債措置の中に、公共施設等適正管理推進事業債が29年、今年から平成33年までの期間で始まりました。

その中に集約化・複合化事業という項目があり、これが前回とほぼ同じだと解釈しておるんですが、こういうものをお使いになる考えはありますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議員が今おっしゃられましたこれまでの計画で、現在の公民館の周辺に、近傍地に建てるというスキームでやっていたときの計画といたしましては、公共施設等最適化事業債ということで、今、議員のほうからおっしゃったとおりでございます。

その後、今年の熊本地震もそうですが、被害状況等を踏まえて、国のほうではこの制度を見直しを行って、5年間の事業延伸を図っていると、事業を延ばしているというところがございます。

おっしゃったとおり、集約化・複合化事業、こちらがより長柄町の公民館の財源を確保する中では適しているというふうに、我々財政のほうでは考えてございますので、何とかこの事業に適合化したいというつもりではおります。ただ、これについては何と何を複合するかということで、これまで学童クラブの施設等の複合化がより望ましいという設計の中で進めてまいりました。

これらについても、現在昭栄中学校のほうにということになっておりますので、表向きはゼロベースでまた考えなきゃいけないのかなと思いますけれども、この起債を受ける意味では、これは一番適しているというふうに、今でも執行部のほうとしては考えているという状況でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長がおっしゃった措置法の資料がここにあります。

私も先ほど言いましたけれども、29年から33年度までの5カ年間、もう1年がほぼ経過するところまで来ております。残ったあと4年間で、先ほど言いました基本設計が始まりまして、当然建設、それから旧公民館とか幼稚園とかを壊して、きれいにしてというものが最後になるかと思うんですけれども、それで現状の1年はしようがないとしまして、あと4年間の中で、先ほど私が言いました2月の段階でもろもろのことが一応書類として上がってきてございます。その中のものをクリアしなければ最後までいけないと思うんですけれども、できるだけスピードアップして、極力早目に対応するような形をとらないと、一、二年はすぐに過ぎちゃいますので、その辺を切にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、この起債について若干私が調べたことをお話ししたいと思っておりますけれども、この文書の中で私が一番気になったのは、熊本地震、このときに熊本が結構打撃を受けました。そのときに少し見直してやるということも書かれてございます。

それで、先ほども言いましたけれども、前回の起債額は410億円でしたが、今回3,500億円という高額な金額にアップになっています。約8倍近いですね。ですので、これはいろいろなところから、これは私の考えですよ。いろいろなところからいろいろなことが出てくるから、予算額を多く取ったというふうに考えておるわけですが、できるだけ早く、何回も言いますが、そういう起債を受ける手順なりをしていただけないと、ないとは思いますが、タイムアップですよということになりかねませんので、一応よろしくお願ひいたします。

それから、これは最後のほうになりますけれども、この公民館の建設につきまして、建設地については、昭栄中ですよという形で、広報のほうで町民の方にお知らせしたと思うんですね。その後、今のお答えではないですが、基本設計から見直して、できるだけ早くやりますよという、そういうものをある程度オープンにするものはしていただかないと、中には公民館は何をやっているんだと、本当にできるのかなということをおの耳に何人かの方が言っております。できるんだよと私は言っておるんですが、その辺の情報公開がちょっと少ないのかなという感じもしますものですから、その辺をよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひします。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほど来、三枝議員がおっしゃっているとおり、なるべく早くこの事業を進めるというところで一緒でございますので、ぜひともご協力いただきたいと思います。

そして、ご指摘いただきました町民へのこれからの情報提供といいますか、そちらにつきましても、しかるべき段階が来ましたら、しっかりと出していくという構えでおりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

その辺は私は切にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次に2項目めの長柄町町民バスのあり方の1点目の町民利用者数でございますが、確かに前回私が質問したときに、今、町長が答弁いただきました27年度については4,200人強、28年度については4,616人と、この差400名増えたんですけれども、この理由はどういうことでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

町長の答弁にもありましたけれども、およそ半数がこども園の送迎ということで、それら  
の人数の増減に影響されたものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、前回のときにはこども園の利用者の方が約7名というよう  
なことをお聞きしたんですけれども、現在は何名ぐらいになっているんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

こども園の送迎の登録者数は、平成27年度が7人、28年度が9人、本年度は13人です。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

それですと、先ほど言いましたけれども、30年からこども園の専用バスが動くという話をさっきちょっとおっしゃいましたですよね。ですので、これが現状の町民バスの利用者数に単純にざっくり引きますと約1,800人になるんですか。そうですね。ごめんなさい。ちょっと頭が悪いもので計算できない。ちょっとコンピュータがないもので、多分2,000人弱になると思うんですよ、単純に計算しますと。

その後、今タクシー利用券というものを試行しておると思うんですけれども、そのタクシー利用券に申請というんですか、申し込みというんですか、そういう方たちは現在何名ぐらいおられますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 現在、高齢者等外出支援タクシーの利用者でございますけれども、五十七、八名でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

そうしますと、このタクシー利用者の方も現在町民バスを利用されている方はゼロというわけじゃないと思うんですね。何名かはおると思うんですよ。何人かはわかりませんが、こういうふうにいる町民バスに乗車をされている方たちが今後人数が減っていくということは、誰が考えてもわかっていると思うんです。その後、町民バスのあり方をどのように考えているのか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

まず、今後の考え方なんですけれども、三枝議員がご指摘のとおり、こども園の送迎が専用になった場合、およそ半数に減ると、またタクシー利用券の活用によりまして、それらの利用者の減も当然想定されます。

ただし、町民バスについては、廃止までおおむね半年、国土交通省の承認が必要になりますので、これまでこども園のバスを利用していた関係で、一般の人の利便性が下がったというような側面もありますので、現在小湊鉄道と相談してまして、単純に四千何かがしからの半分になるということであれば、当然結論は予想できるわけですが、直ちに廃止できないということもありますので、30年度中にダイヤの見直しも含めて、また町民バスについ

ては1台でございますので、長柄町全域広い範囲でございますので、この運行方法についても、特化したような形も今小湊鉄道、鉄道バスと相談していきまして、それらを試しながら、どういった交通体系、交通支援策ができそうなのか、長柄町に適しているのかというところは、もう少しお時間をいただきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

確かに課長のおっしゃるとおり、町民の足がなくなるということは、非常に困ることです。私もその意見にはごもっともなのですが、前回、例えば町民バスを縮小するというふうな考えをお持ちでありましたら、前回もちょっとお話ししましたが、自家用有償旅客運送制度というものがございます。そういうものも検討の一つとして考えていただけたらありがたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

先ほども申しあげましたけれども、従来町民バスの利用者については、役場あるいは公民館とこういった利用、それから大きな病院ができましたので、そういった利用、また、路線バスへの連絡、これらについて現在こども園との送迎の関係で、なかなか十分にできない。かと言って、こども園が専用になったからといって、十分にダイヤが組めるほど今1台では、容易ではないのは承知しているんですけれども、どこかに特化した形で、今後の方策が見えるような形で、ダイヤをちょっと見直してみようというところで今考えていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

現在、町民バスに対して予算が約900万円、町民の血税を使用しておるわけですので、町民の方が極力不満のないような、そういう今おっしゃった町民バスのルートとか、あるいはその辺もろもろを考えていただきまして、やっていただけたらなというふうに思いますので、その辺よろしく願い申し上げます。

それでは、次に3項目めの自転車通学児童の安全についてでございます。

現在、自転車通学児童、先ほど教育長からお話がありましたけれども、中学生のみですよというお話なんです、これはまず2つございます。

自宅から直接学校まで自転車を使って通学している方の人数、2つ目、スクールバスを利用する方もおるわけですが、そのスクールバスの停留所までに自転車を利用している児童の人数を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長、石井一好君。

○学校教育課長（石井一好君） お答えいたします。

現在の中学生の自転車通学者の人数は、133名中82名でございます。男子46名、女子36名、全校生徒の約61.7%に当たります。

議員お尋ねの自宅から学校までの自転車通学者、これは52名おります。また、自宅からスクールバスの停留所までの自転車通学者は30名ということであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

私事で恐縮なんです、私は会社に一応25年間勤めておりました。通勤途上の事故等については労災が適用されておりました。現在はわかりません。通学児童の途上の事故等については、どのような対策をとられておられるのか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長（石井一好君） お答えいたします。

自転車通学者の保険加入についてですけれども、現在町が半額補助している保険が2種類ございます。

1点目が交通災害共済であります。当下校中の事故及び部活動での行き帰りの交通事故の対応として保険加入をしております。

現在、小学生は全員加入、中学生は希望者ということで、現在66名が加入をしております。全体の49.6%であります。費用につきましては年額350円で、保護者負担が170円、町負担が180円となっています。

また、もう一つの保険ですけれども、スポーツ振興センターの保険があります。

学校管理下の事故、けが等の対応で、小・中学生全員加入してございます。費用は945円

で保護者負担が460円、町負担が485円ということであります。いずれも児童・生徒が被害者としての対応という保険であります。

先ほど教育長の答弁でもございましたが、子供が加害者になる可能性、最近どうございます。自転車損害賠償保険、その保険の加入については、中学生の生徒の聞き取りによりますと、22名が加入しているということ聞いております。自転車通学者の26.8%に当たります。以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） いろいろありがとうございました、結構細かく説明いただきまして。

では、ここに手元にちょっとショッキングなニュースがございます。

それは多分石井課長もご存じだと思うんですけども、今から4年ぐらい前、関西のほうなんですけれども、小学生の男子の方が夜自転車に乗っておりまして、お年寄りの62歳、この方と衝突して意識が戻らない事故を起こし、25年の神戸地裁で9,500万円の賠償事例があったという、これは多分ご存じだと思うんですけども、これは直接通学途上の事故ではありませんが、いつ同じような事故が起こるかもわからないわけですね。

課長がおっしゃったように、これは保険を掛けましたよということなんですけれども、この保険の賠償額等はちょっと言われていなかったの、あれなんですけれども、一般の方が例えば最悪事故を起こして高額の医療費を要求されたと、そうしますととてもじゃないけれども、払い切れないと、まして仮に通学途上で何かあったときには、困ったなというふうになるわけですね。

それで、私なりにちょっと調べて見ましたら、私の読んでおるんですけども、学校教育新聞というものが週に1回送られてきます。その中に自転車に関する記事が載っております。それで、この記事が自転車通学安全モデル校という項目で載っております。これは私は調べさせてもらったんですけども、内容的には保険を掛けなさいとか、その自転車の教育をしますよとかということです。

それで、このモデル校にするというのは現在全国に約50校、これは高校、中学も含めてなんですけれども、ございます。これはモデル校になるといろいろなことが、例えば教育長がさっきおっしゃいましたけれども、自転車の乗り方についての講習とか、あるいは横断歩道では降りて、引いて歩きなさいよとかということの教育等がなされるみたいなんです。

やっているところが公益財団法人の日本交通管理技術協会というものがございます。これはホームページで探せばすぐ出てきます。ですので、こういうものがあって、なおかつこの

中には、さっきの事故の例じゃないですけども、最高1億円という補償もつけられるんですよと、これは保険ですけども、ということもうたってございます。

ですので、こういうものもぜひ一読していただいて、もし参考になるのであれば、町がやっているこういう保険、これも確かに安いですから、いいかもしれませんけれども、もろもろ検討されたらいかがかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井学校教育課長。

○学校教育課長（石井一好君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、損害賠償保険については、平成29年4月1日にいわゆる自転車条例、県の条例が改正されまして、児童・生徒の自転車に乗車するときにヘルメットの着用、また自転車損害賠償保険への加入、これは保護者の努力義務ということで、新たに今年度制定されました。それを受けまして、各小・中学校に安全教育を推進すると同時に、こういった保険に加入しましょうというような働きかけを保護者にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それで、最後の質問になりますけれども、先ほど私申していますけれども、保護者に保険、これは確かに義務かもしれませんが。しかしながら、現在それを見ますと、自転車通学者が82名という人数がおるわけですね。

仮に、例えば年間1万円払うという保険に仮に加入したとします。単純計算でごめんなさいね。82万円で済むか、82万円かかるか、ちょっと微妙なところなんですけれども、その金額で補償されるのであれば、これは執行部、町長も含めてそうなんですけれども、その辺も補助金じゃないですけども、そういうものも出してあげたら、実際問題、前のものは出していますけれども、こういうものについても、細かいことになると、いろいろ条件があるかもしれませんけれども、掛けますよね。掛けたときに安心できるんだと、安心して学校に通って、授業ができるということもあると思いますので、私何回も言いますけれども、子供は財産でございます。これから日本をしょって立つ、長柄町をしょって立つ子供たちのためにも、ぜひその辺をやっていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、私は終わります。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時08分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆さん、師走の忙しい中、議会の傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。

11月25日に町社会福祉協議会、町日赤奉仕団、町職員、自治会長並びに大勢の町民の皆さんが参加の中、防災訓練を行い、朝早くから本当にご苦労さまでした。

防災訓練とは知ってのとおり、災害に備えて訓練をすることです。私も簡易トイレの組み立て、消火器による初期消火の体験をしました。当然防災訓練は大事なことだと考えていますが、それに加えて実際に災害に直面したとき、災害に直面した後の執行部の対策、対応について伺いたいと思います。

また、議会を見学に来ていただいている日吉の一住民より手紙をいただき、一人でも多くの方が行政に、議会に関心を持っていただける大変よいことだと考えています。今回いただいた手紙を拝見して、私も9月議会の冒頭でお話ししたように、議会の報告会は必要だと考えています。そんな中、熱心な日吉の一住民と意見を交換したいと考えていますが、匿名ではなく連絡のとれるようお願いしたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

①最初に本町の災害対策、対応について伺います。

10月22日から23日にかけて、台風21号で日本各地は多くの被害を受けました。本町においても被害は当然あったと考えられますが、執行部は長柄町の各家庭の被害状況を把握しているのでしょうか、していれば各家庭の被害状況を伺います。また、道路、農業用施設等の被害はどうであったか、伺います。

②平成27年2月26日に土砂災害防止法による区域指定の鶉谷地区の説明会がありました。これにつきまして、全区域の指定が完了したのか、完了したのであればその内容を伺います。

③土砂災害防止法による土砂災害警戒区域内に家を建てる許可を得るには、建物の建築費のほかに傾斜地の構造物等の工事費が個人負担にかかります。私は議会議員になる前でしたが、質問で家を建てる場合に町の補助金はあるのか、その会議で質問をしましたが、その後どのような検討をされたのか、担当もかわり、その後どのような結論になったのか、伺います。

2、次に、執行部の現地視察研修について。

①本年度の議会議員の視察研修は、私自身も以前学童クラブの短期入所について執行部に質問し、平成30年度から実施を検討したいと回答をいただきましたが、箕輪町の子育て支援のファミリーサポート制度はさらに進んだ子育て支援で、本当に勉強になりました。また、早川町を視察したときなど、感動した、感動したと連呼した議員もおり、現地視察の醍醐味であり、本当に有意義な議員の視察研修であったと考えています。しかし、議会は予算を作成し、執行しているわけでありません。町のためになると考えても、それに直ちに予算化して、実行することはできません。

そこで、前年度の金沢市のC C R C事業の視察研修に参加した執行部が本町のC C R C事業に役立てた内容、成果、そして研修から学び予算化した事業があれば伺います。

以上で、一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

まず、1項目目の本町の災害対策、政策についてお答えいたします。

1点目の台風21号による被害状況についてであります。各家庭での被害は、軽微な土砂崩れが1件、民間企業での倒木が1件、停電が100世帯未満の区域が5地区、100世帯から200世帯までの区域が1地区という状況でありました。また、土木災害が37件、農業用施設等災害が3件、林道災害が3件でありました。

2点目の土砂災害防止法による指定の関係でございますが、町内229カ所のうち、指定の終了をした区域は137カ所であります。本件につきましては県事業であり、現在県下一斉に区域指定を進めているため、時間を要することです。内容につきましては、基礎調査終了後説明会を実施し、指定をするものであります。

なお、おおむねの予定では、基礎調査につきましては、平成30年度までに指定の完了につきましては、早くても平成32年度までかかるということです。

3点目の土砂災害区域内に係る補助金制度についてでございますが、平成27年1月の土砂災害防止法の改正により、土砂災害特別警戒区域における既存不適格建築物の土砂災害対策改修に係る助成制度が創設されたところであります。新築については現状支援策はございません。町といたしましては、まず町民の命を守るため、早急に区域指定を行い、避難体制の確立を図ることが優先課題と存じます。

また、区域指定を優先しつつ、今後も県や国の補助制度の拡充に向けた要望等を行ってまいりたいと存じます。町からの助成につきましては、国・県の支援策の状況を注視しながら、検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの昨年の議会視察研修に同行した成果はとのご質問でございますが、昨年10月19、20日の2日間、長柄町議会県外視察研修に職員4名が随行し、石川県金沢市のシェア金沢を視察いたしました。

シェア金沢は生涯活躍のまちの先進地であり、全国7カ所のモデル地区にも選定されており、一昨年の5月には安倍総理大臣も当該施設の視察を行っております。昨年7月の発足の長柄町生涯活躍のまち推進協議会の有識者からの助言もあり、議会の視察に合わせ、職員を同行させたところでございます。

事務局職員はこのシェア金沢のほかにも、昨年4月にスマートコミュニティ稲毛、12月にラビドール御宿、本年1月には生涯活躍のまち先進地である山梨県都留市を視察しております。

どの場所、どの施設も地域の特色を生かした事業を展開しており、実際の視察により、まず違いを知り、その上で本町にも通じるものについては吸収、応用してまいりたいと考えているところでございます。

何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、鶴岡議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今答弁いただきまして、各家庭の被害状況になるかもしれませんがけれども、土砂崩れ1件というお話を聞きましたけれども、これにつきましても、ちょっと私の得ている情報とは違いますし、その辺の突き合わせ云々の情報、災害とか云々、情報が混乱して難しい面もあるかと思えますけれども、その情報のとり方云々、その辺がどのように考えているか、お願いしたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 災害時の被害の把握につきましては、公共施設につきましては担当課でパトロール、点検等行っておりますが、各家庭におきましては、私どものほうで連絡を受けたものについて記録をしているというようなことでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

それでは、災害の政策、私のほうから聞きたいと思うんですけれども、平成25年度、台風26号による茂原市の冠水被害をまだ覚えていると思えますけれども、このとき茂原市ではいろいろと被害の援助を考えて、水道部にも水道代金の減免のお願いがありました。このとき私は水道部に出向していたので、茂原市で冠水の被害があり、水道代金の減免をするが、長柄町でも土砂崩れの被害があり、同じ台風26号の被害だから、長柄町の被災者も減免すべきだと意見を述べ、当時蒔田課長が担当で覚えていると思えますけれども、私は罹災証明を取って、長柄町の私の知っている限りでは被害者の水道代金も減免しました。

執行部は個人の家のごとは個人でとよく言われますけれども、私は台風云々の被害そのものについて宅地の裏が崖崩れになったとか、結構長柄町にはある、今回1件ということですがけれども、私も少しあるんですけれども、そういうときの家の見舞金、援助云々も実行してあげるべきじゃないかと考えておりますけれども、執行部の考えはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 被害時の被災時のお見舞いという点ですけれども、町では通常といたしますか、例えば茂原市のような災害救助法の対象になるような災害でない場合につきましては、台風などの風水害あるいは地震、火災等につきまして家屋のおおむね半壊以上ということで、町長の交際費で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） その辺きちっと要綱なり云々で、町長の交際費云々じゃなくて、きちっとすべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

災害救助法等の対象になったときにはそれぞれ地域防災要綱に記載されますけれども、金額等、法律に定められた額ということで種々規定しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 町長の交際費なんて言っているから、25年ですか、私が罹災証明で私の知っている家、水道料金の減免した、しない、長柄地区のほうは知らないからやらなかったとか、そういういろいろ出ちゃうと思うんですよ。町でそういう要綱なり規定、きちっとしたものをつくって、援助なら崖崩れでも援助はする、きちっとそういうものをつくるという考え、そっちのほうがよくいいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 民間の被災した場合については、先ほどもありましたけれども、罹災証明については現地で確認して随時作成しております。

また、被害につきましては、個人の財産ということでありまして、町としては特段の規定はありませんが、罹災証明によって例えば保険の適用を受けられるとか、そういった減免が受けられるとかということであれば、罹災証明については確認の上、証明を出しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっと話が食い違っちゃうんですけども、罹災証明云々でもらった水道代金の減免云々というのは、私がちょうど出向して行って、気づいたからやったことであって、私が言っているのは、町でそういうものをきちんとつくったらいかがですかという質問をしているんですよ。それについて答弁願います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

水道料の減免につきましては、水道部とお話を聞いて、そういった決まりがあるのであれば、それに対応するような形でとりたいと思いますけれども。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 食い違って、なかなかかみ合わないんですけども、水道部の減免とか云々はもういいんですよ。そんなのはこっち置いておいて、町で個人の被害を受けた人、そういう人たちの補助金云々の要綱、規約云々をつくる考えがあるかないか、ないならないで、はっきり言ってくださいよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 災害の対応につきましては、法律に基づいて適切に対応したいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 法律に基づいて云々じゃなくて、町でつくる気があるかないか、それ一言でいいですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今のところはそういった考えは持っていません。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

今後、何とか援助できるようにお願いしたいというのが私の考えでございます。執行部がどうしてもやらないと言えばそれまでなんですけれども、またお願いしていきたいと思えます。

続きまして、台風の被害に直面しているとき、私、田代地区が100軒、200軒停電になったのが1地区あるということなんですけれども、多分田代地区のことだと思うんですけども、そのとき田代地区の方から役場に電話をかけたという情報を得ました。それで、停電によりお風呂に入れな。ご飯が炊けない。困って役場に電話している、それなのにそのときの対応、

話を聞きますと、本当にあきれれるものです。

私は接遇とか、そういうものを質問して、どうこう今まで言ってきましたけれども、本当に何も役に立っていないと、がっかりしちゃいましたけれども、そのとき停電の被害云々という報告があって、長柄町の地域防災計画書545ページに電気の被害詳細報告書の様式があります。

その報告書があると思うんですけれども、その報告書による報告はあったんでしょうか。電話を受けた職員による報告、100世帯、200世帯が停電になっている。この様式に沿って報告するのが当たり前だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

地域防災計画の545ページの報告様式につきましては、県への報告様式でございます。原則災害救助法の対象になった場合に使用するものでございます。通常の停電につきましては、東電から一報が入り、東電のサイトにより情報共有をしております。また、一般住民の方から連絡があった場合につきましては、それぞれ記録をして部内で情報共有をしているところでございます。

なお、東電にも当然連絡が入りますので、東電は瞬時システムで線が切れた段階で感知しますので、そういったものが随時東電の停電サイトに掲載されますので、原則それを見ながら、停電の状況を把握しているということでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 545ページに載っている報告書は、県に報告する様式ということであれば、私の勘違いだったかと思うんですけれども、帰ってもうちちょっとよく見てみたいと思います。

それでは、またこのようなとき、私、お風呂とご飯が炊けないというお話をしましたけれども、このようなときに自分たちで何とかしてくださいではなくて、対応を考え、停電で食事が炊けない云々と困っている町民を確認して、町で保存してあるアルファ米、そういうものを提供するの1つの手だてじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

当然必要があればやるわけですがけれども、冒頭防災訓練の話もありましたけれども、自助、共助、公助という役割の中で、住民の皆様には3日程度の食料、水の備蓄をお願いしているところでございます。

停電につきましても、通常の風水害の場合、24時間以内に復旧するのが例でございます。東電にも状況は随時確認をとりながら進めておりますので、本当に困っているというような状況であれば話は別ですがけれども、一般的には自助、共助、ご家庭の中で対応していただきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それでは、次に台風の被害に直面した後のことについて伺います。

山之郷の水道部の浄水場の先、左におりてゴルフ場に抜ける町道ですがけれども、道路が半壊、崩壊した理由を台風21号による大雨のためという理由だけでなく、どのように原因は何だと執行部は考えているのか、その辺執行部の考えを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

山之郷地先の町道1006号線の道路崩壊の原因につきましては、台風による降雨が地形的に下り坂ということもあり、路面を伝い排水していったと、どこからか路体の内部に侵入したことにより、道路の崩壊を招いたものと思料しているところです。その後、今回災害復旧工事として国庫補助を受けるべく、補正予算のほうで要求して措置されたところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 次に、長生広域の水道部の導水管が欠損し、現在山之郷の1系の井戸5機が停止しています。水道部と現場との打ち合わせも済んでいるようですけれども、導水管及び道路の復旧のため、道路の復旧に関しては今再度公共災害で実施するというお話でしたけれども、水道部との打ち合わせ、どの程度まで済んでいるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

道路崩壊の現場には広域水道部の埋設管が入ってございまして、これらの復旧工事も密接に道路の災害と関連いたしますので、現地にて立ち会いを数度にわたって行っており、また埋設管の復旧の関係についても、随時協議を行っているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 導水管のほうの設置については仮設でやるのか、本管布設でやるのか、その辺の詰めというのはいっていないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 水道部のほうからは、災害復旧工事が早急にできればその道路の下に入れたいということで申し出がございましたが、災害査定もまだ受けてございませんので、これはすぐに復旧できるものではないということをお話して、道路敷地以外に入れる方向で検討しているということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 仮設管でやらないということですか、いきなりもう本管布設で、道路敷地以外のところに本管布設をしちゃうということですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今申し上げたとおり、道路の災害復旧工事が直ちには終わりませんので、その辺を見きわめながら、広域水道部のほうでも経済的な面もございましてしようし、その辺で検討しているということだと思われま。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） あくまでも道路敷地の中には入れない、今ある入っているところには入れないということですよ。わかりました。

次に、私11月2日に現場を見に行ったんですよ。そのときブルーシートで養生してありましたけれども、台風21号が10月22日から23日にかけて通過した後、二次災害を防ぐための養生をいつ行ったのか。私が4日後の26日に現場に行ったときは、まだブルーシートの養生はしてありませんでした。台風21号について、22号が1週間の日曜日にまた来まして、養生してなかったらさらに被害を大きくして、カーブミラーのところまで崩壊しちゃったんじゃない

いかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

台風21号の通過後、議員のおっしゃるとおり、翌週にはさらに台風22号ということで接近しておりましたので、この被災した場所に水が集中しないように27日に養生を実施したところでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 27日に養生を実施して、29日に台風22号でカーブミラーのところまで崩壊しちゃった。養生の仕方、施工方法がよっぽど悪かったんじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今養生したということですが、この養生が悪かったのではないかとということですが、付近に議員も行かれていますと思いますが、水路の形態もなく、流末を確保することも非常に困難でしたので、ご指摘のとおり、養生したことにより、結果的には被害が拡大したようにも思えますが、災害の応急対策としては適切な処置であったと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 実施を指導した課長がそのように言うならしょうがないかと思えますけれども、次に先ほど私、土砂災害区域指定の話をしました。鶺谷が指定されたという話をしましたけれども、各家庭の被害状況は把握していませんけれども、せっかく指定した地域があって、その指定した地域の被害状況云々もあくまでも連絡待ちですか、自分たちのほうから前に進んで、確認する云々というのは何もやらないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 土砂災害防止法に係ります土砂災害警戒区域につきましては、そういう風水害等の際に、早目に避難していただくようなことで指定してあるものでございます。

町の対応ですけれども、地域防災計画に掲載するとともに、マップの作成、あるいは台風

などの際に、早目の避難情報を出すということでございますので、今回は自主避難要請まででしたけれども、そういった要請が出た場合に、土砂災害特別警戒区域につきましては、そういった準備をしていただくというような趣旨でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 警戒区域の指定された地域に、特別の云々をやるということはあるんですか。今被害状況に応じて自主避難ですか、そういうのは全町に及ぶことじゃないんですか。その区域指定云々のところ、特別に云々というのは、余り云々と言うとまた怒られちゃいますけれども、云々についてはないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

今回の台風21号につきましては、自主避難要請というところでございますので、それぞれ指定されたご家庭でご判断いただくということでございますけれども、避難勧告等の判断基準伝達マニュアルには、それぞれの段階で土砂災害区域に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示と、その3段階で伝達方法については作成済みでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今、総務課長が言ったのは、防災無線で全町に流れちゃいますよね。その区域指定のところだけじゃないですよ。私が聞いているのは、その指定区域云々に特別のものがあるかと、要はないんですか、その辺なんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

結論から言うとあります。土砂災害指定区域については、特別の避難情報を出します。今回は出していないということでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 先ほど警戒区域指定地域に指定されたところには、特別な補助金がないということで云々でしたけれども、平成28年度より新築に補助金が交付されるようになり、

基準額のほかに、条件により補助金が上乘せされています。ここに土砂災害警戒区域指定の補助金、その区域に補助金を交付しても私はよいんじゃないかと考えていますけれども、土砂防止法のときの説明会のとくに、町で補助金を検討するという回答をしていましたので、当然新しく家を建てる時、この警戒区域地域に家を建てる時、補助金の上乗せ、地元の業者云々じゃない、帰ってきて3年以上たった人じゃない云々、それプラスそういう警戒区域指定のところにも補助金の上乗せ、追加事項があってもよかったんじゃないかと思うんですけれども、そういう検討はされなかったんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

鶴岡議員がおっしゃっている補助金というのは、人口増対策に係る新築補助金ではないかと思えます。土砂災害警戒区域の家屋に対する助成につきましては、先ほど町長が答弁したとおり、土砂災害特別警戒区域におけます既存の不適合建築物、この土砂災害対策改修に係る助成制度が平成27年1月に創設されたところでございます。こういった国の助成制度が活用できるように、今準備をしているところでございます。

なお、新築につきましては、土砂災害特別警戒区域につきましては、移転に係る借入れの利子についての助成があるという状況で、新築に関しましては、そこが危険であるというところで、行政は知らせる努力をしているところでございます。そして、住民の方には知る努力ということでお願いしている状況でございますので、それぞれ条件はあるんでしょうけれども、直ちに土砂災害警戒特別区域についての新築の助成ということについては、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 余り私聞いているといいお話じゃないんですけども、2月二十何日ですか、私が参加したときに、いろいろ町から、県からお話を聞いたとき、そんなに大変になるならば、区域を外してくれという話まで言った人がいるんですよ。私はそこまで言えませんでしたけれども、そうしたら、そういうところに指定されて云々と、メリットは何があるんですかね。災害のときに特別に放送が入るとか、連絡が入るとか、そのくらいですか。メリット、本当に役に立つこと云々というのは何がありますか、指定にされて。その辺ははっきりとお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 土砂災害警戒区域に係ります指定につきましては、生命、身体の安全、この1点でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 身体、生命、財産云々、それは別に指定されなくても、一生懸命自分たちでやるんじゃないんですか。自分たちで守ろうとする義務といたしますか、当然あると思いますよ。それプラス公共で、行政でそういう指定をして、プラスアルファ何かあるかと、それがなければかえってお金だけかかるとか、だから外してくれとか、そういうことを言う人まで出るんですよ、私が思うには。いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

先ほど申し上げましたけれども、土砂災害防止法の趣旨は、行政はお知らせする努力、それから住民の方には知る努力をしていただきたいというのが趣旨でございます。かつての平成11年6月の広島で発生しました大規模な土砂災害、24名の尊い命を失っております。こういったことがないようにということで成立された法律でございますので、そういった趣旨についてご理解賜ればと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

次に、執行部の現地視察の研修についてお聞きしたいと思います。

前年度は執行部は議会の現地視察に参加し、本年度は参加しませんでした。視察研修に参加するに当たり、何か基準で参加、不参加を決めているのか、その点を伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 議会の現地視察につきましては、議員の皆様が視察するわけですから、当然同行させていただけるのであれば、こんなありがたいことはないという認識でございます。今回につきましては日程調整が合わなかったということでございますので、よ

ろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 日程調整ができなかったと、どこの課の日程調整ができなかったんですか。例えば、子育て支援とか、学校教育問題とか、福祉関係とか、役場の執行部にしてみれば、何回も何回も極端に言えば人事異動もありますから、誰かが行って、今度そっちの関係する課に行けば、それが見とけば役立つんですよ。川嶋議員も冒頭の挨拶で言っていましたけれども、現地を見て考えて実行する。当たり前のことなんですよ、そんなものは。そういう異動云々で随行して行っていけば役に立つんですよ、当然。

特に私なんかにしてみれば、去年の思いをすれば、今年は本当にファミリーサポート制度なんかも最初は言いましたけれど、役に立ったんですよ。こういうことができればなど、ともに助け合うんだと、そういうことはいいことだと思うんですけども、日程調整がつかなかったって、どこの課のことを言っているんですか、全部ほかにもいろいろな課があるじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 鶴岡議員がおっしゃるとおりだと思います。今回は私どもとしては、企画財政課が担当という念頭で調整をしておりました。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それが甘いんじゃないですか。1課に絞って云々と、題材を見て、子育て支援とか、早川町の学校の教育問題だとか、関係ある課、企画財政課云々、一つじゃないじゃないですか。そういうところにどうして当たらないんですか、全部日程的に都合が悪かったんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 行政視察につきましては、契約全般を所管している企画が担当課というふうに念頭にありましたので、そのような調整をさせていただいた上で今回は都合がつかなかったということで、ご理解賜ればと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） しようがないかなと思いますけれども、今後題材云々、視察研修の内容を見て、本当に深く研究なり考えてもらって、参加してもらいたいと思います。

特に今年はバスの座席、私研修の打ち合わせのときに言ったんですよ。バスで行くし、去年は新幹線で高いお金をかけて行くなら、今年はバスが座席幾らでも余っていると、職員に役に立つんだからぜひ、そのとき町長に参加してもらおうとか、執行部に伝達しておきますとか、そういうお話があったから、絶対執行部は来ると思ったんですよね。座席は幾らでもあるし、交通費は浮くし、それで現に川嶋議員も言っていましたけれども、本当に私も役に立った研修だったと思っています。そのようなものにはぜひとも、今、課長がおっしゃりましたけれども、今後参加のほうで検討を願いたいと思います。

最後に、町民の声として受けとめていただきたいと思いますけれども、執行部は当然少ない予算で大きな効果を目指していると思います。研修の題材云々を見て役に立つかどうか、その判断もできないようでは、私議会側としまして、とても今言った目標を達成できるような執行部だと考えておりません。その辺執行部はどのように考えていますか、ちょっと厳しいことで申しわけないですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 私どもといたしましても、今回の研修にかかわらず行政課題について、先進地視察というのは随時行っておりまして、そういった町の重要施策にかかわる先進視察というのは必要に応じて実施したいと、また議員の皆様が視察に行かれる際には、そういった機会があればぜひ一緒にさせていただければありがたいと、かように思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 最後にと言っちゃいましたので、本当に最後です。

平成29年度、もう終わっちゃいましたけれども、今、総務課長の答弁の中にあつたように、長柄町の行政課題云々と、そういうところを議会側なりが視察をする云々、行政側、執行部側の単独の課でやる云々じゃなくて、議会側のほうに行く、ついでにと言っちゃったら、ちょっと言葉は違うかもしれないけれども、そういうところに随行して、ぜひ議会側と一緒に執行部も学んでいただきたいと私は考えていますので、今後ともよろしく願います。

以上で、私の質問は終了します。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午後 1 時 55 分といたします。

休憩 午後 1 時 4 5 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5 番、本吉敏子君。

○5 番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。5 番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、3 項目質問をさせていただきます。その前に傍聴の皆様、朝早くから今日はありがとうございます。

今日はこども園の園長先生も出席していただいておりますけれども、こども園ではノロウイルスの感染が多く発生しております。乾燥しているこれからのシーズンはインフルエンザ、ノロウイルスに気をつけていきたいと思っております。ノロウイルスは細菌性急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一族で、乳幼児から高齢者まで多くの年齢層に感染力は非常に強く、わずかなウイルスが口の中に入るだけで感染します。身を守るため、改めてご家庭で、また職場などでノロウイルス、インフルエンザの対策で、健康第一でよいスタートが切れるように願っております。

それでは、3 項目にわたり質問をさせていただきます。

1 項目め、やさしさあふれる町づくりについてお伺いいたします。

今、全国的に各自治体において、人口減少、少子高齢化の問題を抱え、将来のことを見据え、まずは町のことをいかに知っていただくのか、本町に住んでみたいと思ってもらえるかななどの対策を考え、PR に力を入れる市、町が増えています。そんな中で、最近さまざまなお当地オリジナル婚姻届、出生届が話題となっております。

婚姻届出書はその様式が戸籍法及び戸籍法施行規則により定められており、その要件を満たすものであれば余白部分にイラストや写真等により、独自のデザインを施したものと2枚複写式で1枚を記念に持ち帰ることができるタイプなどが使用されています。婚姻届は結婚されるお二人の末永いお幸せを願い、マスコットキャラクターをデザインしたり、オリジナル婚姻届を作成しています。また、オリジナル出生届は出産という人生の大きな節目をお祝いするとともに、赤ちゃんへの最初のプレゼントとなり、本町の定住促進、少子化対策の一端になればと考えております。

また、自治体によっては、婚姻届を窓口へ提出するとお祝いに記念樹を贈呈する、また出生届を提出すると、お子様の命名用紙がプレゼントされるなど、工夫されています。出生届もかわいい届出用紙のため、住民の皆様大変喜ばれているそうです。

そこで、窓口業務の活性化及び町民のサービスの一環として、門出を祝う町独自のオリジナル婚姻届、出生届の作成を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、2項目め、公営住宅の良好な住環境についてお伺いいたします。

町営住宅は町が国・県の協力を得て、住宅政策の一環として住宅に困っている低所得者を対象に、低家賃で賃貸することを目的とし、建設されたもので、町民全体の財産ですので、使用については一般の民間の借家とは異なり、公営住宅法及び長柄町町営住宅管理条例、そのほか関係法令によって、いろいろ制限や義務が定められています。町営住宅へ入居する際には、制限や義務などについて、入居される方にぜひ知っておいていただきたいこと、守っていただきたいこと、また団地生活を営む場合の注意事項などについてわかりやすく説明したしおりが配布されております。

平成27年に公営住宅居住環境の整備について質問をさせていただきました。その際の答弁では、公営住宅施行令で定められています耐用年数、耐火構造、耐震性についても問題はないが、経年劣化によるカビの問題、シロアリの問題など、主に老朽化への対応を中心とした環境整備を計画的に努めていくとのことでした。昨年はシロアリ駆除をされ、今年度の町営住宅管理事業では、住宅の修繕、周辺の環境整備、火災報知機の電池交換等の予定となっています。

そこで、4点お伺いいたします。

現在の公営住宅4カ所の入居状況をお伺いいたします。

2点目、良好な住環境について、本町として今後どのように進めていこうとしているのか、考えをお伺いいたします。

3 点目、空き家に対して防犯上どのように管理をしているのか、お伺いいたします。

4 点目、退去に伴う補修をする際の検査や確認についてお伺いいたします。

最後に、3 項目め、自治体クラウドについてお伺いいたします。

2015年6月30日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015及び世界最先端 I T 国家創造宣言の中で、自治体クラウドに対する基本方針が示されております。また、経済財政諮問会議で取りまとめられた経済財政再建アクションプログラムに、自治体業務におけるクラウド化の推進が盛り込まれたほか、2016年度から2018年度の集中改革期間において、業務の簡素化、標準化と自治体クラウドの積極展開がうたわれております。平成28年1月時点で、全国347の市区町村が取り組んでいるとのことであります。参加する自治体は年々増えているそうです。

自治体クラウドは業務に使う情報システムをほかの自治体と共同で民間のデータセンターに置いて利用する仕組みです。各自治体が庁舎内に情報システムを置く従来の方式に比べ、費用を大幅に減らすことができます。また、この自治体の情報システムのクラウド化はセキュリティが向上し、災害対策に強化されるなど、大きなメリットがあると言われております。総務省が導入の経費を補助してくれ、推進を促しております。

そこで、本町におきましても、長柄町行政改革集中改革プランの中に自治体クラウド活用の推進にとありますが、そこで3点お伺いいたします。

1、本町の自治体クラウドの現状についてお伺いいたします。

2、自治体クラウドの導入効果についてお伺いいたします。

3、今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上で、1 回目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、1 項目めのオリジナル出生届、婚姻届作成のご提案でございますが、町からお祝いの気持ちを込めて、町のマスコットキャラクター、ながラン等を取り入れた出生届、婚姻届を作成することを前向きに検討してまいります。

次に、2 項目めの公営住宅の良好な環境についてのご質問についてですが、町営住宅の入居状況ですが、11月1日現在の状況は、鼠坂住宅32戸中31戸、鶺谷住宅では60戸中49戸、立鳥住宅では40戸中22戸、刑部住宅では31戸中26戸が入居をされており、その他数名の方々が

現在入居手続を行っている状況であります。

次に、良好な住環境を今後どのように進めていくかでございますが、町営住宅に関しましては、長柄町公営住宅長寿命化計画等に基づき、国の補助金を受け、各団地の修繕が計画されており、平成25年度には日吉団地集会所改修工事などを実施してまいりました。また、来年度からは鶉谷住宅の屋根、外壁塗装を計画しております。

建物の老朽化に伴い、入居者から修繕の依頼等もございますので、今後も入居されている方々のご意見、ご要望に耳に傾け、よりよい環境が保てるよう、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に、空き家の管理についてですが、現在入退去の際や除草作業の際に、職員による見回りを実施しております。最近は空き家の被害はありませんが、今後も職員による見回りを継続し、また自治会長や近隣の方々に協力をお願いいたしまして、防犯意識の高揚を図るなど、防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

最後に、退去に伴う補修の検査についてでございますが、退去の際には条例に基づき、入居者立ち会いのもと、退去検査を実施しております。検査時の確認項目は町営住宅退去基準に基づき実施しているところですが、退去された住宅を次の入居者ができるだけ早く快適な生活が送れるよう、検査体制の厳格化に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、3項目めの自治体クラウドについてお答えいたします。

1点目の現状についてでございますが、本町では現在ご質問の自治体クラウドの導入実績はございません。ただし、システムを外部のデータセンターで運用する、いわゆるクラウド方式については、一部基幹系業務では平成26年度から導入しております。

次に、導入効果はとのご質問でございますが、総務省自治体クラウドポータルサイトには、導入のメリットとして、コストの削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上、データのバックアップなど、災害に強い基盤構築等が挙げられております。

次に、今後の取り組みについてですが、先ほども申しあげました本町においては、国の示す自治体クラウドの定義の上では導入できない状況となりますが、住民情報、福祉情報など、基幹系業務の多くは、県内30の自治体とともに既にクラウド方式により運用しております。

今後、残る基幹系以外につきましても、複数の自治体でシステムの共同利用が図られることがより望ましいと認識しておりますが、長生郡市だけをとっても、各市町村のシステムの

導入形式や契約期間、またシステム業者等がばらばらというのが現状で、残念ながら本件について具体的な検討を行う段階ではございません。今後、長期的な視点に立ち、検討が必要と考えます。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、本吉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、自席にて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目めにやさしさあふれる町づくりということで、町長より前向きな考えということでご答弁いただいたと思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、何点が質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、毎年何名ぐらいの婚姻届が提出されているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

税務住民課長、石井正信君。

○税務住民課長（石井正信君） お答えいたします。

28年度につきましては婚姻届16件でございます。29年度、今現在ですと14件ということになります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 出生のほうは幾つでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 出生につきましては、28年度は33人です。それから、29年度、今現在は17人ということです。しかしながら、母子手帳を持っていった方、3月31日までに生まれるだろうということで、そういう方を含めると30人ということでございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、今まで本町では結婚、出産に対してどんな支援を行ってこられたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 出産時の支援ということでお答えさせていただきたいと思いますが、子育てスタート支援金の支給事業といたしまして、子供が生まれたときと1歳になるときに年間5万円の支援を行っております。それと、あとは新生児訪問のときと乳幼児相談のときに使用済みのおむつを入れるごみ袋を無償で配布してございます。

それと、さらには来年度から新規事業といたしまして、妊婦の一般健診費の費用の助成を計画しております。これにつきましては、妊婦健診を受診した際に、1人14回までを助成対象として公費負担額を控除した額に対して、1回の受診につき2,000円を限度として助成する計画でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

この妊婦健診に関しましては、本当に足りないということで、ほかの自治体でも助成をされるような形になっておりますので、本当にうれしいことだと思います。よろしく願いいたします。

それでは、またいろいろ自治体では婚姻届を提出された方にさまざまな祝福というか、用意をされております。例えば、先ほども申し上げましたけれども、記念樹の引きかえ券の贈呈だとか、また記念品と記念撮影等、写真の提供だとか、また記念用のタペストリーを用意する。また、愛の木の引きかえ券を配布、また家族のシンボルツリーを配布だとか、また結婚記念証を贈呈など、多くのアイデアが出されております。

本町でも結婚、出産などで新たな家族を迎えられた方に、町から歓迎の気持ちを込めて、町民の皆様にあこがれを持っていただくきっかけとして、2階にウエルカムボードがあると思います。記念撮影コーナーが設置してありますけれども、できればこれを1階のロビーに設置していただき、ウエルカムボードの前で写真を撮ったり、また手元に残せる記念のものをプレゼントしてあげるなど、思い出が形となって残せるのではないかと思います。

そこで、例えば先ほども前向きに、ながランをだとかというちょっとデザインをということをお話がありましたけれども、デザインも何種類か作成をしていただいて、2枚複写というのが今すごく多いそうなんですけれども、手元に残る記念用として写真の添付欄を設けたものを用意できたらと思いますが、その考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○**税務住民課長（石井正信君）** 今、本吉議員のほうからいろいろご提案いただきましたけれども、この提案も含めて何ができて何ができないのかをきちっと整理いたしまして、検討していきたいということで考えております。

○**議長（月岡清孝君）** 5番、本吉敏子君。

○**5番（本吉敏子君）** ぜひ前向きにいろいろと、一番長柄にとって何が皆さん喜んでいただけるのかということを考えていただきたいと思います。

それでは、出生届を提出される方ということに対しても、母子手帳、先ほども今現在では17人が出生されて、3月31日までには30人ということでお話があったと思いますけれども、母子手帳を渡すときに、できれば生まれてくる赤ちゃんに出生届と命名の用紙というのを必ず皆さん名前を決めて、写真を撮ったりするのに、命名の用紙を買っているんですね。なので、お金をかけずに命名の用紙のプレゼントも提案をしていきたいと思っておりますけれども、その考えをお伺いしたいと思っております。

○**議長（月岡清孝君）** 答弁願います。

石井税務住民課長。

○**税務住民課長（石井正信君）** 出生届のときに、命名用紙というんですか、それを一緒にございますけれども、現実に出生届につきましては、既に病院のほうで用意されておまして、長柄町の窓口に来て出生届の用紙をいただきたいというのは、事例が極めて少ないです。

今、本吉議員のほうから、オリジナルの出生届ということでご提案いただいたんですが、それにつきましては、長柄町の窓口で用意しておきまして、母子手帳を渡すときに、こういう長柄町のオリジナルの出生届がありますので、必要であればお使いくださいというようなことでいきたいと思っております。

同様に命名につきましても、出生届を長柄町に出す段階で渡すということになりますと、もう既に書いて神棚に決めちゃってというようなパターンも考えられますので、母子手帳の渡すときに命名用紙、そういうものがございますよというようなことで、あわせて新しい赤ちゃんが生まれる方にお伝えするというような方向でいきたいと思っております。

○**議長（月岡清孝君）** 5番、本吉敏子君。

○**5番（本吉敏子君）** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、今年なんですけれども、新聞等でもありました11月22日、いい夫婦の日ということでありましたけれども、結婚式をできれば議場結婚式だとかというのが今はやっているそう

です。

庁舎の中で結婚式ということだとか、そういうのも話題となって新聞等に載っておりまして、また長柄町の議場は素晴らしい議場であります。その辺も前向きに検討していただきながら、今後長柄町でよかった、また町独自のやさしさあふれる町づくりをぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望としてお願いしたいと思います。

次に、2項目めの公営住宅の良好な住環境について、質問をさせていただきます。

高齢者の独居の方が日吉団地のほうだとか、水上、刑部のほうという中では、何人か多くなってこられているのかなというふうに思うんですけども、町としては何人くらいの高齢独居の方がいられるのかということ把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

建設環境課のほうで、それらの具体的な人数は、把握してございません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今把握をしていないということでしたけれども、例えば前回私も質問をさせていただきました。そのときには、鼠坂の味庄団地のときに、風呂おけを何とか公費負担ではどうでしょうかということ、提案をさせていただきましたけれども、これは今までの入居されている方、また公平性にもかかわり、また今まで使っていたのを次の方が使うのはどうかということ、毎回、毎回変わられるということの答弁をいただいたんですけども、今高齢化社会になりまして、例えば、鶉谷だとか立鳥のほうでは、2階というか、外側の通路を歩いていくときだとかは、高齢の方がいらっしゃらなければいいんですけども、ちょっと足の不自由な方だとか、そういう方がいらっしゃいましたら、これは町での負担ということが大事ではないかなと思ひまして、この質問をさせていただいたんですが、そういう自治会会長からの意見だとか、また要望だとかがないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

そういう要望が自治会長からなかったかというのは、自治会長からはありませんでしたけ

れども、体の調子が悪いので、1階のほうに引っ越したいとか、そういうご相談には乗ったこともございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 公営の住宅ということもありますので、できれば前向きに調査をしながら、不便なことだとか、また補助用具だとかということの助成はありますので、その辺をしっかりとまた促していきなり、またしっかりと見ていくということは、とても大事だと思いますので、調査なりしていただければなというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁でも言ったところですが、その辺の利用者のニーズは今後も耳を傾けて、承っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 長柄町の町営住宅設置管理条例の規定によって、住宅管理委員等が町営住宅の退去だとか明け渡し、検査を実施する場合の基準というのがあります。その中に基準の見直しについてというのは、今後どのように考えているのか。この条例のままで進んでいくのか、また見直していくということは大切であると思うんですけども、その辺はどういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 退去時の検査項目につきましては、条例の下に、先ほど町長が答えましたけれども、住宅の退去基準というものが定まっております。それを見直すかというご意見だと思いますが、今のところその基準にのっとって進めたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） その基準等もいろいろと今世の中は変わってきていると思います。ですので、見直していく時期、また見直さなければいけないということも、前向きに考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

あと、退去する場合には、補修は退去前に済ませるようになっております。条例の中にも決まっていますが、畳だとかふすま、障子は住居期間にかかわらず原則として消耗品として扱われていますので、張りかえ、取りかえとなっております。

日吉団地の立鳥住宅に関しては、現在見積もりをして、かかる費用の金額を一時預かりをしていると思います。それは立鳥住宅の建物が傾いたり、カビだらけで住居できない状況になっているため、もし入居しない場合は返金しますと言われていたのですが、その集めたお金の管理体制はどのように管理されているのでしょうか。また、どの時点でどのように処理されていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問でございますが、お金につきましては会計室のほうで、歳計外現金ということでお預かりをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 管理はされておりました。例えば、退去された方が途中で退去するときお金を自分たちで修繕をしますということで、修繕にかかった費用は、ほかの住宅に関しては、その時点で支払いをしようと思うんですけども、立鳥の場合はもうこれから住まないということで一時預かりをしておりますけれども、その際にもし次に入居しなければ返還しますよと言われておりますよね。この体制というのは、いつ、誰がどうやって決めるのか、教えていただきたい。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員がおっしゃるとおり、立鳥住宅のほうが老朽化してきて、補修の検討をここ数年行っておりますが、まだ入居されている方もございまして、その辺の結論が今出ていないのが現状でございますので、これにつきましても、今後塗装とか、そういう事業も取り入れていきますので、早々に結論を出して、そのときに精算したいと考えてございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 時間というか、中には何件ぐらいそれを預かっているのかということもお伺いしたいと思います。返金されるということで預かっていて、もうその方が亡くなっ

てしまっているという方もいらっしゃると思いますけれども、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 件数は今手元には持ち合わせてございません。また、亡くなられている方がいるということも、ちょっと把握してございませんでした。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 会計室でしっかりと管理をしていただいているということによっておりましたけれども、ほかではいろいろな不祥事だというようなことも、ある自治体ではありましたが、しっかりと適正に管理し、厳正に監査も受けていると思いますけれども、適正にして処理をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、例えばこの味庄団地の方なんですけれども、味庄団地では給湯器、また風呂釜等、古くなくても、必ず退去するときには外していかなければいけないんですけれども、例えば新しくてまだ使えるような給湯器を、今風呂釜を探すというのも、時代がつくっていないような状態で、見つけるのも大変な状況になっているというのが現実だと思います。

これから先、どうしてあげたらいいのかということも、しっかりと条例に基づいて、退去時のチェック表だとか、あると思うんですけれども、時代に合わせて考えるようなことというのはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今お風呂のお話をされましたが、過去にはお風呂が新しくて、確かにもったいないじゃないかというようなお話もあったのも実際ありましたが、後々それがもとでトラブルになるケースも数多くて、現在のように総入れかえということで対応しているのが現状でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 一例を申し上げますと、例えば畳の張りかえについても、これからの時代というのは、高齢者の方は特に畳ではなくてフローリングがいいというような方も結構出てきております。畳でも今現在技術が進化して、紙の畳も安価で販売されるようになっておりますけれども、こういった変革、改善を時代とともにしていけるように提案していきたいと思いますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられた畳につきましても、現状では規格に定めて、同等の規格ということで、ほかの入居者の方と公平性を図っているのが現状でございます。今後は議員がおっしゃられたように、そういうニーズが高まれば、その辺をフレキシブルに対応していきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほど一番初めのときに、退去するときにチェック表というのが退去される方と同席をして、どこをどういうふうに直すんだということで、チェックをされていると思います。

その後新しく入居される方が入ってきたときに、例えば味庄なんですけれども、今回も新しく入られた方が換気扇を見たら、換気扇が油だらけで、全くねじも通らないような、業者もびっくりして、それで入居可能となっているというのが現状です。

それをどこまで退去するときにチェックし、またガス台のテーブルに関しましても、さびているような状態だとか、何度も何度も文句じゃないんですけれども、言わせていただきながら、こういうチェックでいいのかどうかということで、お聞きをさせていただいた件があると思いますけれども、退去するときだとか、また入居するときに、町では管理人ということで、住宅管理委員がいらっしゃると思いますけれども、どの程度チェックに基づいてきちんとされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問にお答えします。

ただいま議員のご指摘の換気扇の問題につきましては、味庄の場合、カバーがかかっている、担当が見に行つたけれども、そこを見落としというようなことでございます。大変申しわけございませんでした。

今後、先ほど町長からありましたけれども、検査体制の厳格化、現在も掃除が行き届かない場合などは再三やり直しということで、やっていただいた経緯もございますので、その辺を厳格に取り扱って、その検査に臨みたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 検査を厳格にやり直すということで、また住民の方が入られてやり直しをしてもらいたいということで、これは申しわけないんですけども、住民の方は安価で入らせていただいている、町はこれが当たり前なんだということで、自分で塗装をしたりとか、やっている方が多いんですね。

これでしょうがないんだと、皆さん入居される方は思っていると思うんですけども、町としてはチェック表があると思います。そのチェックに基づいて、どこまで厳格にできるかというのをもう一度チェックを見直しをしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問の町営住宅の退去基準というものがございますので、その辺の先ほど議員のほうからもご指摘ありましたけれども、見直し、再検討、時代に合った形に訂正してまいりたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひお願いしたいと思います。

あと、町営住宅の貸付委員会が設置されておりますけれども、どのくらいの頻度で開催し、問題点などはどのくらいあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまのご質問ですが、委員会の開催につきましては、ここ数年実施してございません。平成27年が最後だったと思われまして。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 平成27年が最後ということですので、またしっかりと条例なりの見直し等、また改善等していただければと思いますが、よろしく申し上げます。

とにかく住民が安全で安心して暮らせる住環境をつくることが必要だと思います。時代に合わせ、改善できることは見直し、また住む人に快適な住環境をお願いしたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、次の自治体クラウドについてご質問をさせていただきます。

町長のほうから、本町の自治体クラウドの現状についてということで、自治体、国におけ

るクラウドはされていないということでありました。また、自治体クラウドの導入効果についてのメリットということで、費用削減の効果だとか、またセキュリティの向上、また災害時でのデータのバックアップなどがあるということで、お話があったと思います。

できれば長生郡市中ばらばらで、今の現状ですとなかなか足並みをそろえていくことは厳しいのではないかとということのご意見だったと思いますけれども、これは総務省でも推奨をしております。ぜひこれをできれば町長が中心になって、この辺の広域をまとめるんだぐらいのそのぐらいの勢いで、ぜひやっていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 冒頭に私のほうから答えさせていただきましたけれども、本当に同じ事業で同じ町でやっていることが同じなんです、所変われば品変わるで、波の高いところもありますし、山の中で木の多いところもあります。そういった意味で、なかなか一つに集約にならないと。だから、必要最低限、例えば10項目あるうちの6項目は同じだと、あとの4項目は違ってしまうと、そういうケースが多いと思うんですね。

ですから、どの辺のところ、例えばこの長生管内だけで7市町村、茂原市を含めて集約できるかというところの一つの課題だと思うんです。そこところが所変われば品変わるで、うまく、例えば共通の内容だけを取り上げられるかどうか、それは一つの課題だと思います。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 前後して申しわけありません。システムの導入時期等、個別にいろいろなシステムがあると思います。今、長柄町でされているシステム、できれば現在の導入経費だとかわかれば、ぜひ教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご質問のほうにお答えいたします。

システムといいますと、手元に集計してあるもので26システムほどございまして、大変申しわけありません。これも正確に厳密に言うと、もっと小さいシステムというんですか、そういうものも発生してくる可能性もございます。今、手元にあるので26システムございます。

その中で、大きなくくりとして役所のほうでよく言っている基幹系のシステム、税だったり、住民のほうだったりとかということなんですけれども、その基幹系のシステムにつきま

してが一番大きなものになるんですが、こちらにつきましては、平成元年から役場の窓口で証明書等の発行ができるようになったものでございます。

段階的に申し上げますと、いわゆるクラウドと言われるところに達するまでのようなシステム、方式の現在に達するまでの間に、何回も進化をしてきていますので、今言っているこの電算化が始まったという捉え方でよろしいかと思いますが、その積み上げということで、数字といたしましては、平成元年から基幹系システムでトータルで9億3,000万円、戸籍のシステムにつきましては、平成18年に導入しております、現在に至っております。約9,000万円、あと健康管理システムにつきましては、平成19年に導入をしております、現在まで4,000万円、トータルいたしまして10億6,000万円というふうになろうかと思えます。

導入の時期につきましては、それぞれ違うやり方なんですけれども、それらを全部トータルするというので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 自治体クラウドのシステムの導入ということで、対する国の財政支援の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 国のほうでは、導入経費の2分の1を特別交付税措置を考えているというふうに聞いております。10分の1というのが現在の助成ということになろうかと思えます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） できれば、先ほど長生郡市内ということで、ちょっとお話をさせていただいてしまったんですけれども、単独の電算システムの委託だとか、導入しているようなことをお話をされておりましたけれども、各町村の電算のシステムの業者というのが同じのもあると思えますけれども、ばらばらなのもあると思えますけれども、その辺がわかれば教えてもらいたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 業者名ということでしょうか、大変申しわけありません。ちょっと今手元にございませぬので、多分お聞きになりたいこととして、一番大きなこととし

では、いわゆる今基幹系ということで申し上げましたけれども、よく聞いている業者だと思  
います。これに関しては、決算等が出ておりますので、あれですが、D S Kになります。

こちらは千葉県内で、先ほど答弁にもありましたけれども、本町を入れると31、54分の31  
がこのD S Kで行っておりますが、白子町に関しましては独自ということで、別の会社で行  
っているというふうに聞いております。

その他、健康管理系につきましては、長生郡市で申しますと、皆さん全て同じ業者でやっ  
ております。郡市は7市町村全てが同じ両備システムズという会社で行っております。

戸籍のシステムも、郡内は統一されているというふうに思います。ただし、今言っている  
国が求めている自治体クラウドというところまでの一線は越えられないという、いろいろと  
条件があるようでして、クラウド方式という形で、議員のほうがおっしゃられたように、安  
全だったりとか、費用の面だとか、そういう効果をもたらしているという状況でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 同じ電算システムを各市町村が単独で委託導入しているということの  
今の答弁だったと思います。総務省のホームページには、自治体クラウドを既に先行導入し  
ている構成団体の事例が紹介されておりました。

一例でございますけれども、新潟県内の4市1村によると、共同運用による自治体クラウ  
ドに参加している長岡市では、住民票や税、また国民健康保険料など、住民に関する情報シ  
ステムを共同で運用しているようです。新聞掲載の記事でも、市で節約効果を10年間の費用  
で比べると、従来の市単独システムが約70億円、クラウドが33億円で、半分以下に節約でき  
るというような、また市の担当者はクラウド導入で浮いたお金と人をほかの必要なところに  
回せるのがメリットであるということで答えておりました。

先行導入している運営団体全てに削減効果があって、またその半数以上の団体が3割から  
6割の削減効果を確認することができるようです。また、国の財政支援も先ほど2分の1と  
いうお話がありましたので、この長生郡市内においても各市町村で独自に管理、また運用し  
ている数多くの業務システムを自治体クラウドによる共同運用することによって、膨大なメ  
ンテナンス費用とその都度のシステム改修費を削減するとともに、業務の負担軽減と災害に  
強いシステムを構築するために、自治体クラウドへの共同運営を推進するため、先ほど町  
長に呼びかけをしていただきたいということでお話をさせていただいたわけですが、  
ぜひこれはメリットがあると思いますので、前向きに考えていただきたいなというふうに思

っております。

これから広域で呼びかけるとか、隣の町に呼びかけるだとか、ちょっと工夫をしながら、声かけを町長の一声で、どういうふうな形になるかわかりませんが、そういうふうに進捗をしていただけるとまた違うのかなというふうに思いますので、ぜひ強く要望して終わりにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで以上としたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時55分といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時55分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

---

#### ◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ご指名をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

9番、大岩芳治でございます。

まず最初に、安田こども園の園長さんには、ノロウイルス等で大変混乱している中、出席いただき、まことにありがとうございます。申しわけありません。できるだけ早目に終わらせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、議場は議会と執行部の真剣勝負だというふうに思っております。相撲で言う真剣勝負、勝ち負けを決めるじゃなくて、思い切り討論を執行部としていきたいというふうに考えておりますので、これからの質問はがちんこで質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

初めに、教育委員会の制度の沿革について少し述べさせていただきます。これはあくまでも文科省のホームページから抜粋したものであります。私は、教員等の経験がございませんので、これを文科省をモデルとして質問等をさせていただきます。

日本の教育委員会制度の沿革について、少し述べさせていただきます。

教育委員会制度は、アメリカの制度をモデルとし、戦後の民主化の政策の一環として導入されたそうです。その後、数度の制度改革が行われ、最近では教育行政の観点だけでなく、地方分権、規制改革や行政改革の観点からも議論をされております。

第165回国会、平成18年9月において、教育基本法が制定後初めて改正されたが、その審議過程で、いじめ自殺や必修科目の未履修問題が大きく取り上げられたことから、教育委員会のあり方に対する批判が高まり、その後地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、教育委員会制度を改正することになりました。

文科省のホームページから言いますと、まず1点に、今までの教育委員長と教育長のどちらの責任かわかりにくい。それから、教育委員会の審議が形骸化している。これは私じゃなくて、文科省がそのように言っておりますので、耳ざわりの方もおと思いますけれども、実際文科省はこのようにホームページで言っているんですよ。

それから、いじめ等の問題に対して迅速に対応できていない。4点目、地域住民の民意が十分に反映されていない。それから、地方教育行政に問題がある場合に、国が責任を果たせるような制度ではなかったなどの点が挙げられております。これらの問題を解決するための新しい教育委員会制度ができました。

1点目ですけれども、教育行政における責任体制の明確化、2点目が教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、それから最後に、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることの明確化、このように今までの教育委員会の制度と大きく変革されました。これらの問題をスムーズに解決していくためには、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなっております。

当町においても、9月議会において町長の権限において教育長を任命し、議会の同意を得、佐川新教育長が就任されました。これからは教育長の権限が大きくなりましたので、大いに期待しているところでございます。

私は、常々教育レベルの向上が町を救うというふうに訴え続けてまいりました。また、親

や家庭の収入や所得によって、教育に差が出ないように、公営の無料の塾の開設やこども園にインターナショナルスクールを開設するなど、長年にわたり訴え続けてまいりました。

それでは、質問に入りますけれども、ながらこども園の幼児教育と小・中学校の学力の向上のための町長全般の政策と教育長の指導方針について、質問をいたします。

こども園及び小・中学校の学力が向上しない原因は、我々議会を初め、大変失礼とは思いますが、清田町長、佐川教育長、関係職員及び各学校の校長先生を初め、教職員などの能力と情熱の欠如であると考えております。私は、常々教育レベルの高い地域に人は集まるんだという強い信念のもと、行政に提言やアドバイスをしてまいりました。

私も議会議員の一人でありますので、町民の皆様には本当に申しわけなく思っております。教育に対する情熱があれば、必ずや学力は向上するものと思っておりますが、町長や教育長は町民に対してどのように思っているのか、伺います。

町長は、こども園の職員が情熱を持って幼児教育できるような学習体験やセミナーなどに参加させる環境づくりをしてきたのか、職員の給料や手当など、待遇は十分行ってきたのか、また小・中学校の教師の皆さんが教育に専念できるような環境づくり、こういうものをしてきたのかどうか、伺いたいと思います。

1点目の質問をこれで終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大岩議員のながらこども園の幼児教育と小・中学校の学力向上のための政策について、ご質問にお答えいたします。

私は、教育こそが町づくりの原点であると一貫して考えております。何らこの考え方に狂いはございません。子供たちがこども園や学校で生き生きとして元気に勉強し、活動できることは、最も重要な政策であると確信しております。

そのために町ができること、私たちができること、すなわち施設など、ハード面、そして教職員の配置など、ソフト面、両面で最優先に取り組んでまいったと自負しております。このことは、これからも立ちどまることなく、同様に取り組んでまいる所存であります。

あわせて、議員各位、関係者、そして町民の皆様にも我が町の教育について、温かく見守っていただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げ、まず大岩議員の最初のご質問に対して答弁とさせていただきます。

なお、指導方針につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくようお願い申し上げます。

ます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

学力向上のための指導指針についてでありますけれども、社会情勢が大きな変革期を迎える今日、学校教育においても将来を展望し、あらゆる環境の変化に対応できる、心豊かなたくましい児童・生徒の育成が求められております。

こうした状況の中で、学校教育に求められることは、基礎学力の向上はもとより、みずから学び、思考し、表現する確かな学力、思いやりのある豊かな心、活力にあふれる健やかな体の、いわゆる生きる力をバランスよく育成することです。

このような生きる力を育むために、学力面では各学校で何ができるようになるか、何を学ぶか、どのように学ぶか、子供一人一人の発達をどのように支援するのか、何を身につけたかというような視点で、指導目標の明確化と指導方法の工夫、改善に努めてまいりたいと考えております。

そして、新しい学習指導要領の理念であるアクティブラーニング、これは主体的、対話的で深い学びとも言いかえることができますけれども、これを実現するために必要な方策をとってまいります。

具体的には3点ございます。

1点目は、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って、次につなげる主体的な学びの実現を図ります。

2点目は、子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ、深める対話的な学びの実現を図ります。

3点目は、習得、活用、探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた見方、考え方を働かせながら、知識を相互に関連づけて、より深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりすることに向かう深い学びの実現を図ります。

以上の3点が学力向上のための基本方針であります。

9月の議会でも答弁申し上げましたとおり、本町の小中学校では、千葉県の学校教育指導の指針に示されている内容の確かな学力を育む実践を着実に、そして確実にしております。

今年度の全国学力・学習状況調査におきましても、小・中学校において、国語や算数で全国平均、千葉県平均を上回っている分野もあります。

また、学力の向上で大切なことは、児童・生徒一人一人が学習活動を継続していく中で、入学したときから卒業するまでにどれだけ伸びたかという部分の観点、追跡調査の結果、多くの子供たちが向上した結果も報告されております。

さらに、ノーベル賞受賞者のジェームズ・ヘックマン氏の研究によりますと、テストの点数やIQではかれる認知能力と目標に向かって頑張る力、ほかの人とうまくかかわる力、リーダーシップなど、数字ではかることが難しい非認知能力を比較したところ、非認知能力を身につけることが将来の幸せや経済的安定につながるということが報告されております。非認知能力の向上は、集団生活の中で培われる部分が多く、学校教育では認知能力の向上とともに、非認知能力の向上を目指すことが重要であるというふうに考えております。

なお、学力が向上しない、その原因が教育長云々ありますが、教職員の能力と情熱の欠如ではないかという議員のご指摘でございますけれども、千葉県が求める教員像、目指す教師像の中に、1、人間性豊かで教育愛と使命感に満ちた教員、2、児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受けとめ、支援できる教員、3、幅広い教養と学習指導の専門性を身につけた教員、4、高い倫理観を持ち、心身ともに健康で明朗、快活な教員というふうに示されております。

本町の教員も県の目指す教師像に近づくべく、使命感や責任感、教育的愛情、実践的指導力や情熱を持って日々勤務しております。各学校では、学校評価の中でこうした観点についても、保護者や児童・生徒に対して、アンケート調査を実施し、日々改善に努めております。

また、中学校では、それぞれの教科担任ごとに、授業がわかりやすいか、先生はわかるまで丁寧に教えてくれるかなどの観点を設けて、生徒による授業評価も実施して、授業改善に努めてきております。

また、現在部活動を終了した中学3年生が朝練習の時間帯、7時10分から7時50分ぐらいですけれども、に学校に登校し、早朝勉強に励んでいると聞いております。10名程度の希望者ですが、毎朝早朝指導している教職員もおるわけであります。校長を中心にして、組織としてこうした取り組みを続けていることを私は教職員の情熱のあらわれとして評価しております。

教育は地味な営みです。小さなことを毎日こつこつ積み重ねて、努力していく営みであるというふうに考えております。

また、教育は、今日指導したことがあしたすぐに結果としてあらわれるものばかりではありません。しかし、教育の成果は児童・生徒の姿にあらわれます。卒業式での一人一人の児童・生徒の姿がその結果であります。

現状に甘んじることなく、さらに向上を目指して、教育現場では今できること、今しかできないことを精いっぱい行い、児童・生徒の指導に当たっております。「我、つねに最善を尽くす」、長柄中学校の校訓のごとく、日々教育実践に取り組んでいるところであります。

以上で、大岩議員への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、一括質疑のような形の答弁になっておりましたので、順次こども園のほうから質問をさせていただきます。

こども園の保育士、あるいは教諭の皆さん、他園、あるいはほかの保育所等に教育実習とか、そういうものに行かせたことがどのくらい行かせているのか、伺いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

こども園長、安田昭子君。

○こども園長（安田昭子君） ご質問にお答えいたします。

睦沢こども園とは毎年1名交流を持っております。そのほか、幼稚園関係の公開授業のほうには、1人1回とはいきませんが、年に三、四回出席しております。あと、町内の小・中学校の相互授業参観のほうにも見学、参加に行かせていただいております。よろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、園長からいろいろ聞きましたけれども、かなり研修の機会が少ない。公営のこども園等は、おおむね同じようなことをやっておりますよ。私学のほうに一度行って見たらどうですか。私立で有名な幼稚園や保育所はいっぱいありますよ。

それでは、インターナショナルスクールを視察に行ったことありますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

安田こども園長。

○こども園長（安田昭子君） 残念ながらありません。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、英語教育がこのように騒がれている中、こども園ができてからもう何年でしょうか、1回もそういうような教員の質そのものを上げようという行政に質がな

いんですよ、私に言わせると。当然、研修やセミナーに参加すれば費用はかかります。そういう姿勢を私は持ってもらいたいですよ。教職員一人一人の能力はみんなあると思うんですよ。

でも、どうやってその人たちの能力を伸ばせるか、そして園児や児童にそれを反映させるか。教職員のスキルが上がらなければ、子供を指導できませんよ。そうでしょう。もっともっと私立の有名な人気ある幼稚園やこども園にどんどん派遣させてくださいよ。そういうことを私は言っているんですよ。

これだけ英語教育が叫ばれている中で、3歳、4歳でその興味が持つか持たないでその人の人生も変わるというふうに言われている社会ですよ。もし人が足りないなら、それは行政側に言って、町長に言って資金を出してもらおうとか、講習費を出してください、研修費を出してください。こういうような、だから私は情熱というふうに言われるんですよ。

先ほど教育長が言ったけれども、みんな一生懸命って、一生懸命やっていますよ。一生懸命やっていますけれども、働く環境とか、スキルアップのための講習、講演会、セミナーが足りないというんですよ。そこを私は言っているんです。その環境が長柄町には、残念だけれども、ありません。

それと、千葉県では保育所の給与が非常に低いということで、これは私学なんですけれども、保育士の月給が2万円アップを目指すということでやっているんですけれども、長柄町も例えば2万円アップした場合、県がその半額、1万円、上限3万円ですけれども、町長、そういう支給はやっていますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

保育給与につきましては、一般行政職の給料表を適用しておりますので、役場の内部の職員と同様の待遇でございます。

また、先ほど研修の話がありましたけれども、それぞれ見解はあると思いますけれども、町のほうでは、必要な研修を必要な時期に、必要な数を派遣させているという認識でおります。大岩議員の意見は意見として、また参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、こども園にインターナショナルスクールのようなものを開

設する計画、予定、あるいはそういうものがございませうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

今のところそういう考えはございませう。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ないならないとはっきり言ってもらったほうがいいですね。

ですから、そういう意識の私は情熱の欠如、社会が今どういふものを要求しているかといふものをもう少し的確に、行政全般が捉えていったほうが私はいいんじゃないですかね。

ということで、私は一生懸命やっている。気持ちはわかりますけれども、その情熱が見えないんですよ。見えるような形のこども園運営、先ほど言ったように、私は職員の能力が落ちているとかじゃないんですよ。スキルを磨いて、そのスキルを使って、園児たちの能力を伸ばしていくと、そういう方向に転換していったらどうですか。みんな同じような金太郎あめのこども園だったら、埋没していっちゃいますよ、長柄町は。なくなるんですよ、危機感がないですよ、皆さん。

こども園については、少しずつも教職員の給料も、アルバイトも上がっているようなんです、今後も同等に近いような臨時職員についても、同じような給与体系に少しでも近づけるように努力をしていって、十分保育に専念できるような心情的な環境も整えてやるべきだといふふうに思います。

それから、小学校の教育なんですけれども、教職員の働き方改革が今非常に注目をされております。

先般の11月10日の教育懇談会に出席したとき、私は言いましたけれども、小学校の教員がもちろん中学も含めてなんですけれども、十分教育ができない環境、それがあるといふこと、失礼な話なんですけれども、部活だとか、見回りだとか、資料づくり、十分反映できないといふような話も聞いておりました。

そのときに、何人ぐらい補助員が必要だといふことでやったら、各学校に1.5人補助要員がいれば、教職員が十分教育に専念にできるという話を聞いたんですけれども、それについて教育長と町長は、予算のかかることですから、まず教育長と町長からお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） たしか懇談会の折に、学級数掛ける1.5という数字があるといういなという答えが各学校の校長から出されたというのは記憶をしております。まさにその辺の教員がいるということは、非常に大切な要素であるし、いわゆる量と質両方が高まれば、学校教育はよくなるというのは、これも本当のことでもありますので、私もそのとおりだというふうに考えております。

その増員の部分につきましては、まず県のほうの配置される教員がおります。これについては、法律で基準が決まっております、1クラス、小学校1年生は35名、2年生から、標準校ですと40名、中学校も40名という数字ですが、千葉県は小学校の1年については35名、それから2、3年についても35名、それ以外については38名というような数字で、一応割る数を少し国よりもよくして配置しているんですね。そういった中で、今各学校の教職員は配置されております。

ただ、それだけですと、先ほど言われておりますような教員が増えませんが、私の立場としては、できれば県からたくさん教員をもらいたいと、いわゆる加配教員というプラスアルファの教員の制度がございまして、そういった形でたくさんもらって、それで足りない分は町からという順番が筋だろうというふうに考えておる次第です。

現在、中学校は先ほど言いました最低の人数プラス、中学校はプラス5名もらっております。それから、小学校は両方合わせてプラス7名というような形の措置を県との交渉によって、一応もらえるような体制をとっております。

極端なことを言うと、今年の中学1年生は34名です。1年生の子供たちの数が34名ということは、35名にも引っかけられませんので、1学級ですよ。ということは、1人しか来ないんですよ。それを県との交渉の結果、何とか2クラスにしてもらいたいというような形で交渉して、2クラスにすることによって、1人プラスをもらって、そういうのをやっているとか、あるいは教科担任で美術とか、家庭科とかいけませんので、それについては中で工面するんじゃないかと、講師を派遣してもらってやるとか、そんな形での対応をしながら、増員に努めているところであります。

まだ十分とは私も思っておりません。町で採用している部分ですけれども、長柄小学校には3名、特別支援員2名プラス介助員1名、それから日吉小、それから長柄中に1名というような形でやっておりますけれども、これにつきましても子供たちの実態を見たときに、まだ足りないというようなことで、増やす方向で今予算要求をしながら頑張っているところというようなことで、人数が必要だというのは、おっしゃるとおりだというふうに考えており

ます。

以上です。

○町長（清田勝利君） 今、教育長が答弁しましたけれども、そのことに尽きると思います。

ただ、今学級の数で、本町の場合には34名で2クラスにしているということでありまして、千葉県全体から見ますと、過密の地域は40人学級であり、39人までは1クラスで、そういった意味で過疎地域については非常に県のほうとしても手当てをいただいているということについては、まぎれもない事実だということ、ある面ではありがたい。ということは、限られた予算の中で、教育長が頑張っていていただいているところでございます。

そういった面で、本町とすれば、生徒にとっては教職員の数からいけば、恵まれているほうなのかなというふうには思います。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、教育長の答弁の中で、予算要求をしているということで、その件について、町長から見解を伺いたいんですが。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 特別支援をあと2名ということで、予算要求を来年度しているというところでございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 話せばだんだんわかるんじゃないですか。

私は、そういう姿勢が大事だと思っている。議会から言われたからやるんじゃないで、昔の話をすると、エアコンの話もありましたよ。ちょうちょうはっし、随分激論しましたよ。それから、交通費の問題、バスの定期の問題も激論しましたよ。だから、教育委員会は独自性がないというふうに、佐川教育長、言われちゃうんですよ。そうでしょう。

やればできること、独自性というのは、今回の教育改革がそうですよ。教育委員会の独立性というものを担保するために、教育長の権限を強くしたんですよ。

今、補助員のほうを対応するという教育長の話がありましたけれども、こういうことなんですよ。中教審が言っています。教員の労働時間を減らすために、学校の業務を教員が担う必要性について分類した。

例えば、登下校時の見回り、放課後の地域の見守り、それから文科省がランダムに抽出し

たその結果、登下校時の見回りに小学校の教諭の9割が担当しているんですよ。その中の4割が苦痛に感じているんですよ。こういう調査結果が出ているんですよ。

こういうのを、ですから私は教職員が教育に専念できるような環境づくりもそういうところからあるんじゃないかなという、長柄町に来たら、私は部活だとか、あるいは掃除の手伝いとか、いろいろな指導をやらなくて、自分の教育に専念できるんだ。マンパワーが必要であればマンパワーが必要な予算要求をしたらどうですか。そういうふうに4割の人が苦痛に思っている。負担を感じているんですよ。それはなかなか表に出ない数字だと思いますけれども、少なくとも統計学的にはそういうことなんです。

それから、平成27年4月1日に新しく法律が改正されて施行されました。新教育長が誕生いたしましたよね。それで、毎年教育懇談会やら協議会をやっておりますよね。

私が教育レベルが低いって言ったのは、確かおとしの教育懇談会の中で、ある校長が高いとは言えないというふうに言った。佐川教育長もいましたから、記憶していると思いますよ。

長柄の中学校の教育、清田町長が平成17年、平成18年、平成19年と長柄の中学校に就任されましたね。その後4年間佐川教育長が就任をした。私は、すぐ学力のことを言うんですけども、高いときもあったり、低いときもあつたというような教育長からいつも答弁をもうらうんですけども、さっぱりわかりません。でも、高いときもあつた。低いときもあつたということは、何かと比較できるということですよ。当時と比較して今の教育、学力レベルはどうなんですか、もう1回聞きたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 私は長柄中学校統合初代の校長を任されました。その中で、今この場で言っていないかどうかわかりませんが、学力というのはペーパー試験のことですか、点数のことですね。

学力、学力と言うから、教育長にいろいろ答弁させておりますけれども、その当時実は75名の3年生がおりまして、点数のことだけ言えば、2人東京大学に行きました。これは自慢になるのでしょうか。私はあえてそういうことは言いませんでした。そのほか国立もおりますし、私立のいわゆる有名校と言われる大学にも進路を進めております。

これはその人の問題であって、長柄中学校の学力が高い、いわゆるペーパー試験を解くあれが高いとかいうことで、私は評価はしませんでした。その人の努力だとか、いろいろな面

の角度で頑張ったことの一つのあらわれだったのかなというふうに捉えております。

その次の年になると、2年生は全く顔が違います。人が違うわけですから、去年2人そういう学校行ったから、今年は3人行くか、あえて言えば、蓄積でそういうペーパー試験を解く力があれば、その指数は加算されていくべきだろうと思いますが、決してそうはならない。人が違うように、全部そのときの場合があります。だからといって、ペーパー試験を解く能力が下がったとか、上がったとかいうことの課題というのはまた別物で、別の問題だろうと私は捉えます。

したがって、今、教育長が先ほど言いましたように、生きる力というもの、こういったものが学校教育には必要なんだ。先生もさっき冒頭に言っていました。いじめをどうすんだよと、あえて言えばそちらのほうが喫緊の課題であって、そういう……。

〔「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり〕

○町長（清田勝利君） すみません。簡潔に言います。簡潔に言っているつもりですけども、すみません。

そういうところがやはり一つの大きな課題になるのかなというふうに思います。

申しわけございません。以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） まさしく私が思っているのと違いありませんよ。東大に2人行ったということは、そういう意識をしているということなんです。教育のレベルというもの、学力のレベルというものを学校単位で考えるという意識が根底にどこかにあるわけですよ。だから、そういう発言が出るわけでしょう。

だから、事実として、ですから東大は出たけれども、例えばこの辺の私学だとか、そういうどこどこに何人行きました。必ず東大が出るわけでしょう。そういう意識を持っているということなんです、全て。悪いことじゃないんですよ。そういう観点から、私は教育はそこがあるんじゃないかと私は意識はみんなそう思いますよ。私は立派だだと思いますよ、東大2人行ったの。

もちろん総合的に問題ありますよ。総合的問題もありますけれども、将来豊かに暮らせるか、しないかは、確率の問題ですから、確率ですよ。そういうふうに考えれば、よりよい少しでも点数を多くとってあげさせて、高い高校に行かせてやろうと、みんなそうやって思うのが親心じゃないですか、人情じゃないですか。私はそうやって思うんですけども、それを道徳だとか、いろいろな問題で、もちろん大事ですよ。大事ですけども、それだけでい

いかというと、そうじゃないでしょう。

そういう教育が学力というものをアップさせるような、教職員にもそういうような環境をつくってあげることが大事ですよ。多忙だ、多忙だと、私は町内の教員じゃない。ほかの教員から話を聞きましたよ。大変なんですよと言われましたよ。夜も眠れないほど、家へ帰っても仕事がいっぱいあると言われましたよ。

ですから、例えば土曜日、日曜日のスポーツクラブだって、サッカーだとか、野球だとか、学校の先生じゃなくて、民間の人たちを使うとか、そういうことによって学力に専念できるような環境づくりをつくったらどうですかと私は言っているんですけども、教育長、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 大岩議員の言っていることを全部否定しているわけではないですね。

例えば、働き方改革の部分のところも考えてみて、休み時間に子供たちと一緒に遊ぶ、放課後の勤務時間内に部活動で子供たちと一緒に汗を流す、そういった中で、子供たちのいろいろな部分が理解できる。この一人一人をどれだけ理解して、その人と信頼関係を取りながら、学習指導をできるかという部分は、教員にとっては児童理解、生徒理解がなければ、満足のいく学習指導はできないというふうに私は思っています。ですから、そういった部分は要らない部分だというふうに片づけるのは、私としては賛成できない。

がちんこ勝負ということですから、本当に言わせてもらいますけれども、だから私は点数を上げなくていいって言っていないんですよ。点数を上げることも重要だよ。でも、その要素の中にいろいろなものがあるので、そういったものを全部大事にしながらやるのが今の公教育、学校教育の使命だというふうに捉えていますので、点数は上げないと言っていない。だから、上げるために先生方もいろいろなことをしながら、教材研究して、努力しているわけですから、そういった意味で、先生方の質を上げるというのは教育委員会の仕事ですから、いろいろな研修だとか、そういった部分を機会をつくって、質を上げるための努力を今後とも継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ですから、私は別に全てを削除しろとは言っていないんですよ。教職員の4割が重荷だというふうに考えている。それを少しでも何かの形で、毎日じゃなくても

1週間に1回ぐらいはほかの先生にかわってあげるとか、民間のコーチを頼んで休息日に充てるとか、そういう環境を整えて、長柄町の独自のそういう環境をつくってやるべきじゃないですか。

教職員が苦痛だ、苦悩だというふうに思わせるような中で、私はきちんとした教育、もちろん触れ合いはそれはわかりますよ。放課後クラブを一緒にやったり、休み時間に遊ぶ、でも週に1回ぐらいは、自分のスキルを上げるためにとか、そういうために研修とか、いろいろなところへ行ってみたいという人も、私はいると思うんですよ。それも一つの人づくりなんですよね。幅広く見せるというのも、そういう時間をつくってあげる。それが長柄町の教育じゃないかと。

みんなが同じようなことをやっていけば同じような町になっちゃう、教育環境になっちゃいますよ。私は学力にすごくペーパーにこだわっているから、そうやって言うかもしれないけれども、確かにそういう面だけじゃない、でもベースは私はそこにあると思うんですよ。

それから、清田町長、今年から名前が懇談会になったようで、懇談会ですか、私がもらったのには協議会と書いてあるんですよ。私がもらった資料には……。

〔「組織が町の研究協議会がやらせている教育懇談会に」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩芳治君）　そうですか。

そのときに町長も来て、挨拶がなくて、所用で帰っちゃったんですよ。今年も10月は来て、挨拶だけで所用で帰っちゃった。町長、今回の法律が改正されて、平成27年4月1日から、教育大綱を作成するようになったでしょう。教育大綱は誰が作成するんですか。

○議長（月岡清孝君）　答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君）　それは私でございます。

○議長（月岡清孝君）　9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君）　そうでしょう。その重要な教育の会議に、町長はどうして在席していない、中座するんですか。皆さんの大事な意見が長柄町の一番重要な教育会議ですよ。去年もすぐ中座して、今年だって、まして今年は教育大綱を町長がつくらなくちゃいけないでしょう。2時間ぐらいだもの、いたらどうですか。

○議長（月岡清孝君）　答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それは組織として運営しているところがありまして、残念ながら昨年  
も今年も公務がありました。のんびきにならない公務がありまして、そこに参加ができな  
かったことは非常に残念でございます。そのかわり、教育長等にそのことで一応伝えてあると  
いう、先導してやってもらうということは伝えてあります。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 町長、公務があるといたって、1カ月以上前にこういう懇談会があ  
るということは、教育長は町長に伝えていないんですか、日程がとれないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 開催の文書はいつていると思います、1カ月くらい前には。これは  
事務局が町の研究協議会なものですから、こっちが直接やっている懇談会ではないので、別  
組織がやって、別組織から町長に依頼の文書がいくような形になっています。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ということは、日程の調整をしていないということですね。教育懇談  
会と行政と日程の調整はしていないということですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 議会の皆様の日程との調整はするんですが、町長等の日程につい  
ては非常に急にいろいろ入ったりしますので、特に日程の協議はしていないと思います。すみ  
ません。私のほうが調整しているわけじゃないので、町の教育懇談会の事務局がやっており  
ますので、ただそのときに主たる参加者が住民、教育の議員ですので、その人たちとの日程  
調整はしてあるはずです。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、教育長と町長に申し上げますけれども、次回の教育懇談会  
にはぜひ日程の調整をして、教育長も町長も参加できるように日程の調整をしながら、懇談  
会の開催を希望いたします。新しく変わるというのはそういうことなんですよ。

それから、総合教育会議というのはいつ設立するんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

総合教育会議は既に設置しております。既にごございます。総合教育会議は町長が主催しております。

先ほどの協議会につきましては別組織でございますので、必ずしも町長の日程と調整しているものでございませぬ。また、町長が必ず出なきゃいけないものだという事ではないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それは総合教育会議の名前はともかく、メンバーはどのようなメンバーでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 町長が主催いたしまして、メンバーは教育委員です。事務局が総務課で担当しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 教育委員で構成する総合教育会議となりますと、民間の声がそこに反映されませぬね。例えば、教育懇談会の席であれば、PTAとか、各小・中学校の校長先生、教頭先生、そして議員の皆さんで教育についていろいろ語ったり、成果を聞いたり、非常に有意義な会議になると思うんですけれども、総合教育会議だけだと、長柄町の全体の各学校の意向とか、そういうものがなかなか教育長からの口コミだけでは理解できないんじゃないか、そこに一番大きな意義があるんじゃないかと思うんですよ。ですから、総合会議にぜひ町長には出席していただきたい。

教育委員会でそういう会議なんですけれども、ぜひ教育懇談会にも出て、現状を聞いてもらいたいんですよ。現状を見て把握をしてほしいなというふうに要望します。そういう組織が教育委員会だけでやる組織と懇談会、懇談会のほうが私は皆さんの意見を聞きやすいんじゃないかなというふうに、一部の専門家の話だけよりも懇談会のほうがいろいろな意見が出て、考えるところもあるんじゃないかなというふうに私は考えております。

教育大綱はいつまでに作成する計画なんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 確かなのはあれなんですけれども、去年の4月ないし6月ぐらいには大綱を作成したと考えております。もうできています。新制度になったときに、教育大綱、総合教育会議の中で首長から、いわゆる町長が主となってやる部分ですから、それで作るというのはその中に出ていますので、できたときにもうつくりました。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、時間が余りありませんので、ほかの人の時間をもらって、今回の改正に伴って、教育長は町長の任命というような形で変わりました。教育行政は政治的な中立的な要素があると思いますけれども、この町長が任命するような権限になって、教育長の中立性というのは、どのような形で担保するのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田町長。

○町長（清田勝利君） 本当にもっともなご質問でございまして、いわゆる私が行政側の立場でこれを鮮明に出しますと、教育の自由性という面で踏み込む形になります。逆に言うと、抑えるような形になるかもしれません。したがって、その辺の兼ね合いが非常に難しいというふうに思っております。

もう一つ総合教育会議、いわゆる首長、市町村長が頭になって、そして教育長の任命権を持って、教育委員会を構成して、総合教育会議ができたんですが、これが滋賀県の知事の嘉田さんのときに、滋賀県で中学生の自殺の問題がありました。この問題がなかなかいかなかった。ということは、その当時の教育委員会と町村長が別の組織でした。二本立てでした。

したがって、なかなか教育委員会が調査、そういったもので非常に責任が持てなかったということで、保護者とか、皆様方からいろいろな面でご批判をいただいたり、そういったことの文科省が反省として、教育委員会と二部制ではどうなんだろうと、ある面では教育の自由性を担保しながら、今、議員がおっしゃったようなそういった行政的な責任を少しずつ風が吹いてもいいんじゃないかと。

これが余り進みますと、先ほど言ったように、いわゆる教育を越権してしまう、越えてしまうと、そういうおそれがありますから、非常に難しい立場なんです。総合教育会議というのは、そういう経緯をもって国のほうがつくり出してきたという経過があります。

これは平成27年4月1日にこれが法令化されて、長柄町の総合教育大綱はたしか5月

の連休明けでしたよね。それは全部つくって、いわゆる教育長、教育委員、当時の皆様方からお話をしたと、総務課が主催で行ったという経緯があります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 私のほうから、また少しプラスアルファで話させてもらいます。

今回の新しい教育委員会制度のメリットは、教育委員会と町長が力を合わせて物事を進めると、いわゆる予算的には非常にありがたい立場になるかなというふうに思いますし、デメリットは、いわゆる政治的な中立の部分で、町長の意向に教育委員会が左右されてしまわないかなという部分があるわけですが、あくまで総合教育会議については協議機関でありまして、いわゆる教育行政の執行権は教育委員会が持っておりますので、そこは一線が引かれるというふうに認識しております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 執行部のほうが答弁が長くて、私の質問がなくなっちゃうんですけども、確認なんですけれども、先ほど町のほうの補助員を予算を要求するというような話がありましたけれども、これに対して町長はどうですか、そういうような気持ちがあるのかどうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

清田町長。

○町長（清田勝利君） 今ここで即答はできませんが、実態把握して、そういったことが必要であるかどうか、その辺のところからまた協議してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、教育長、最後に苦言じゃないんですけども、文科省のほうは、今までの教育委員会制度、非常に厳しい判断を下しております。教育委員長と教育長の責任者はわかりにくい。今度ははっきりしました。教育委員会の審議は形骸化しているんだよと、ただ会議があるだけじゃないかと、佐川教育長はそうやって思うけれども、文科省はそういうふうに認識しているということですよ。だから、新しい制度をつくるんだよと、そういうふうに、揶揄されちゃっているんですよ。実際、そうやって見られているんですよ。長柄町は違いかもわかりませんが、ですからそういうものを十分に斟酌しながら、教育行政に当たってほしいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、大岩芳治君の質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす14日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

## 平成29年長柄町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成29年12月14日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度長柄町一般会計補正予算(第3号))
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成29年度長柄町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 4 議案第 1号 長柄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 長柄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第 7号 平成29年度長柄町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 8号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 9号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 認定第 1号 平成28年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第12 議員派遣の調査報告について
- 日程第13 発議案第1号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

---

出席議員(12名)

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清 田 勝 利 君	総務課長	蒔 田 功 君
企画財政課長	白 井 浩 君	税務住民課長	石 井 正 信 君
健康福祉課長	小 林 敬 二 君	建設環境課長	内 藤 文 雄 君
産業振興課長	若 菜 聖 史 君	会計管理者	大 塚 真由美 君
こども園長	安 田 昭 子 君	教 育 長	佐 川 和 弘 君
学校教育課長 兼給食センター長	石 井 一 好 君	生涯学習課長 兼公民館長	松 本 昌 久 君
選挙管理委員会 書記 会長	蒔 田 功 君	農業委員会 農事務局長	若 菜 聖 史 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 田 孝 一	議会書記	安 部 吉 輝
--------	---------	------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成29年長柄町議会第4回定例会を直ちに再開いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続けます。

---

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

先般、長柄町健康ポイント制度の施行が開始されました。制度設計上の問題もあるのではないかというふうに懸念いたしますが、とりあえずその一步を踏み出したことに意義があるというふうに考えます。今後、住民との共同参画社会を構築していくためのツールとして本

制度が活用されることに大いに期待いたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、4項目ほど質問をさせていただきます。

1項目めでございますが、長柄町職員の県派遣についてでございます。

上位監督官庁であります県への町職員の派遣について、平成12年度以降、派遣は中止されたままとなっておりますが、職員のキャリアアップやモチベーションアップ、あるいはモラルの高い職場づくり、これは全体の士気の高い職場づくりということでございます。さらには、県との人脈づくり等に多大な効果を期待できるというふうに考えますことから、継続した取り組みが肝要かと考えます。よって、町職員の県派遣について、再開すべきということで提案をいたします。

2項目めでございますけれども、長柄町総合計画条例の制定についてでございます。総合計画は、町の将来の姿を明確に示し、町づくりの総合的な指針となる最上位の計画であります。基本構想、基本計画及び実行計画をもって構成するものですが、平成23年に地方自治法の改正によりまして、総合計画の策定は義務づけではなくなりました。

長柄町を初め多くの自治体は、引き続き総合計画を策定していますが、自治法改正により総合計画の策定根拠性が揺らぎつつあるということから、今後、首長判断により策定しない選択肢もあり得るというふうと考えられます。しかしながら、総合計画は計画的な行政運営の指針となり、長期的な町の将来像を描き、町づくりのためには欠かせない位置づけであるというふうに考えますことから、時の首長の決定に委ねることについては、不安定になってしまうということからも、継続的な担保が必要であります。

よって、総合計画の基本的な事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政運営を図り、もって町づくりの着実な推進に資するために、長柄町総合計画条例の制定について提案いたします。

3項目めでございますけれども、長柄町防災計画による町災害時要援護者避難支援計画についてでございます。

平成27年12月議会の一般質問におきまして、災害時における障害者対策について質問させていただきました。そのときの質問の要旨については、住民の方からご相談があったわけですが、災害時の避難所での障害者への配慮が欠けているのではないかというような相談を受けまして、町地域防災計画書を再確認しましたが、障害者と健常者の区別がなく、当該住民の不安を払拭できないということから、2点ほど質問させていただいた経緯があります。今回はその関連もありまして、2点ほどお聞きいたすものでございます。

1点目として、長柄町災害時要援護者避難支援計画の策定について、どのように考えているのか、お聞きします。

2点目ですが、避難行動要支援者数は、現在約100名ほどいるということでございますけれども、民生委員協力員の活用により、正確な把握に努める必要があるのではないかとこのように考えます。それについていかがか、お聞きいたします。

4項目めでございますけれども、介護予防施策についてお尋ねいたします。

長柄町の介護予防は、郡内を初め、県内でも群を抜いているというふうに言われておりますことは、大変喜ばしいことであり、当局を初め、社会福祉協議会や支援ボランティアの皆様方に頭の下がる思いでございます。私も介護予防教室や元気はつらつ♪教室等の介護予防事業にボランティアの一人として、高齢者の方々との触れ合いを楽しみに活動しております。

しかしながら、その中で町福祉センターを会場に開催されています高齢者サロン元気はつらつ♪教室は、参加者の足の確保が十分とは言えません。近隣の方は歩いて来られますけれども、自転車ですと雨、風の心配がありますし、自家用車に便乗して来られる方については、必ずしも同じ方向から来られるとは限らず、どうしても遠慮してしまうというようなことで、参加したくてもためらってしまう人がいるというふう聞いております。社会福祉協議会等での送迎車が希望者全員に利用できるようなになれば、さらに多くの方が参加できるようになるとのことでございます。

そこで、お聞きいたします。

町福祉センターで月2回開催されております高齢者サロン元気はつらつ♪教室において、送迎車の利用ができれば、さらなる希望者が見込まれることから、送迎手段の確保が必要であるというふうに考えますけれども、いかがお考えかお聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの職員の県への派遣についてであります。ご指摘のとおり職員のキャリアアップなど、大きな効果が期待できるものと存じます。現在の職員で県関係へ派遣した者は8名おりますが、長生郡市の合併協議の折、職員数の削減を進めた関係で、平成14年度以降、派遣はしていない状況であります。また、圏央道スマートインターチェンジの関係で、現在茂原市へ職員を2名派遣している状況であります。

必要性や効果は十分認識し、派遣について毎年検討しているものの、現状では派遣が困難な状況であります。ご指摘のとおり、体制を整備し、できるだけ早期に実現したいと考えますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2項目めの総合計画条例につきましてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、平成23年5月の地方自治法の一部改正に伴い、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、それぞれの地方公共団体の判断に委ねられることとなりました。本町の長柄町第4次総合計画基本構想は、平成23年度から平成32年度までの10カ年を計画期間とし、本年で7年目を迎えております。まさに、新年度から新たな町の基本構想、第5次の総合計画の策定準備に入るという状況であります。もちろん法改正後、初の構想策定となりますことから、ご質問の基本構想の策定及び条例の制定についてですが、まず初めの、そして重要な検討事項となってまいります。

ここで総合計画はと考えるに当たり、私は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民に町づくりの長期的な展望を示し、魅力ある町の将来像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきものであると考えているものであります。

また、町民参加により、策定した基本計画の基本的な部分である基本構想について、町民の代表である議会の承認をいただくことは、行政や一部の住民によってのみ策定されたものではなく、町全体の総意により策定されたものであるということを裏づけるためにも、必要かつ重要なことであると考えます。したがって、新たに条例を定める方向で進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3項目めの長柄町防災計画による町災害時要援護者の援護避難支援計画についてお答えいたします。

1点目の町災害時要援護者避難支援計画の策定についてですが、支援計画については、平成18年3月に国から示された災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、避難支援体制の整備を進める必要があります。このことから、平常時からの要援護者情報の収集、共有が不可欠であります。本町においては、ガイドラインに基づき、平成23年3月、高齢者や障害者等の避難支援に関し、必要不可欠である要援護者情報の収集、登録等を定めた長柄町災害時要援護者避難支援計画を策定し、対応済みであります。

そのほか災害支援対策や運営等に関しましては、長柄町地域防災計画の災害時要援護者対策計画及び長柄町避難勧告等判断基準伝達マニュアル、本年11月にお配りした大震災時対応

マニュアル等、各種マニュアルや、また県が作成した災害時要援護者対策の手引き等に基づき実施することとしております。

2点目の避難行動要支援者の正確な把握についてですが、これまでの経過といたしましては、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されるとともに、要援護者に関する個人情報の活用が可能となりました。本町におきましては、平成26年3月に民生委員の皆様へ避難行動要支援者の把握を依頼し、名簿を作成したところでありました。

この際、平成26年4月の自治会長会議におきまして、民生委員の皆様へ避難行動要支援者の把握に対し、協力をお願いいたしました。さらに、平成28年12月には、民生委員の皆様へ活動を支援するために、各地域に民生委員協力員をお願いし、避難行動要支援者の把握につきましても協力をお願いしたところでありました。

ご指摘の避難行動要支援者の正確な把握及び台帳の見直しにつきましては、今後も民生委員の皆様へ協力をお願いするとともに、あわせて協力員の皆様にも協力を依頼させていただき、事業の推進についてさらなる周知徹底を図ってまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、4項目めの介護予防施策についてお答えします。

高齢者サロン元気はつらつ♪教室は、もともと運動機能に低下が見られ、要介護状態のある高齢者を対象として教室をスタートさせたものでございます。その後、平成28年3月から総合事業が開始になり、運動機能を向上させるために、半年間の短期集中の運動教室へと転換してまいります。その後の受け皿として、現在福祉センターで開催している教室が高齢者サロン元気はつらつ♪教室となります。

この教室は、介護予防推進会の介護予防推進員やサポーターが中心となり、教室を開催しており、映像プログラムを活用した運動や認知予防の脳トレなど、集まった住民の方々が楽しく利用できるメニューを考えております。教室の仲間と交流を持つことで、閉じこもりによる鬱や認知症状の進行を抑える効果もあると考えております。

現在、教室につきましては、第1、第2の月曜日に開催しております。26名の方が利用し、うち17名の方が送迎を利用しております。このことから、健康で住みなれたこの長柄町で、さらにはご自宅で暮らしていただけますよう、多くの方々に参加していただきたいと考えておりますが、現行の送迎を拡大していくためには課題も多く、今後は町の交通課題として幅広く検討していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

ざいます。

以上、山根議員の質問に対しまして答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

まず、1項目めの長柄町職員の県派遣についてでございますけれども、先ほどのご答弁で、長生郡市合併協議の折に、職員数の削減を進めたとのことでございますけれども、この合併については、平成9年5月に長生郡市町村合併問題調査研究会を設置しております。そして、平成14年9月には任意協議会を設置しました。さらに、平成15年8月に法定協議会を設置ということですね。そして、その後に同協議会の廃止ということで、合併をしないというような形になっていったというふうに記憶しております。

合併するかしないか、できるかできないか、不確定な時期に、既に職員数を削減したということについては、私は非常に違和感を持っているわけでございます。定数管理の問題という形になると思うんですけれども、また圏央道のスマートインターチェンジの関係での茂原市へ2名の派遣とのことでございますけれども、これは効率的な事務事業を図っていく上での措置でございまして、派遣しようがしまいが、本事業を進めていく上には、それ相当の労力は必要であるということでございます。

さらには、ご答弁にはありませんでしたけれども、町は東日本大震災の被災地復旧支援として、宮城県山元町へ職員を派遣していた経緯がございます。これは、人道的な見地から行ったことであって、県への派遣とは事案が全く異次元の事象であるというふうに言われるかもしれませんが、殊職員定数管理上では、何ら異質ではないというふうに考えますことから、職員定数管理上の問題とは言い切れないのではないかとこのように考えます。

このようなことから、派遣については毎年検討しているとの先ほどのご答弁に、非常に違和感があるというふうに私は感じますけれども、それについてはいかがか、お尋ねいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

まず、経過なんですけれども、合併協議の中で円滑な合併を進めるために、各市町村、職員数については、将来の合併後を見据えて、増員はしないようにというような中で、削減を図ったところでございます。

また、その後、定員管理計画の中で削減した職員数をもとに、当時人口減少、行政改革などの観点からも、現在の職員数でやっていこうというようなことで、定員管理計画を策定したところでございます。その中で、これまでは、一昨年まで大課制などの機構改革なども実施しながら、職員数の抑制に努めてきたところであります。山根議員のおっしゃるとおり、県派遣への必要性や効果は十分認識しているところでございます。

その中で、現在は定員管理計画に沿った中で、職員の数に適正化を図っているところでございますが、先ほども申し上げましたけれども、茂原市の派遣など、こういったものが終わるタイミングを見てということで、過去には山元町などの帰任に際してというタイミングもあったわけですが、それぞれ退職でありますとか、休職、休業などの関係もございまして、なかなか実施には至っていないという現状でございます。

については、今後多少余力のある職員数の確保などが必要であるかというようなことも考えておりまして、これらについて今後検討した上で、議会の皆さんにもご相談したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 職員の定数管理の上で、何が適正か、何が不適正かというのは非常に確かに難しい問題であると思うんですが、私が常々申し上げているとおり、住民サービスというところに最後は尽きるわけでございます。

住民サービスのために、いかようにしていくかというようなところに尽きると思いますので、余力のあるというような言い方をすると、またちょっと誤解を生じてしまうかもしれません。その中で、十分な住民への行政サービスができるような管理体制というようなことで私は理解したいと思いますけれども、1回目の質問で、私のほうから継続した取り組みが必要であるというふうに述べましたけれども、継続した取り組みとは毎年度派遣し続けるという意味だけではなくて、隔年、あるいは隔々年等でも効果は十分あるというふうに考えます。

人事評価との兼ね合いもあるでしょうし、将来のキャリアを担う人材育成については、即効性はなくても、人的資源の層が厚い組織が期待できるわけですので、県派遣を一つのツールとして重視していただき、早期に実現をお願いしたいというふうに思います。

これについては、答弁は不要でございます。

続きまして、2項目めの長柄町総合計画条例の制定についてでございます。

町総合計画条例の話をしていく中で、最後にどうしても出てくるのが自治基本条例の話、

これがどうしても出てこざるを得ないわけでございます。ご存じのとおり、自治基本条例は地域課題への対応や町づくりを誰がどんな役割を担い、どんな方法で決めていくのかを文書化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例でございます。

自治基本条例は住民自治に基づき、自治体運営の基本原則を定めた条例であることから、自治体の憲法とも言われています。一般的には、情報の共有や市民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への住民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めています。

自治基本条例の意義としては、自治体の今後のあるべき姿を普遍的な形に示すこと、そして制定過程や制度後の運用に当たって、住民の参画が求められることにより、住民の自治意識の向上が図られること、さらには自治体において個別条例や施策の体制を促すことなどが考えられます。

よって、本来は自治基本条例が最上位として制定され、これを規範として総合計画条例や議会基本条例等をそれぞれ制定するのが順序立てとして望ましいというふうに考えますが、執行部については、これについていかがお考えか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

最高規範である自治基本条例と他の条例との順序立てというところのご質問かと思えますけれども、先ほどの町長の答弁の中にもございました総合計画条例を第5次の計画策定前に進めるということ、そしてまた現在議会において進められております議会基本条例などがご質問にも挙げられておりましたけれども、現在として現実として執行機関、または議会ともに日々、年々動いているわけございまして、そのとき必要と判断されている条例等の制定を後年に見送るとか、先送りするということは、なかなか難しいことかというふうに、私考えております。

自治基本条例を否定するものではございません。今、できることを確実に行うという意味から、現状においてご指摘の望ましい順序立てということについては、厳しいものがあるのかなというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 2項目めの町総合計画条例の制定についての3回目になりますけれど

も、今年には地方自治法制定ちょうど70周年、その節目に当たります。

国は地方分権時代に沿った施策や体制づくりを支援しようと、多様な取り組みをしておりますが、肝心の地方公共団体の意識は、それほど高揚されていないように感じられるわけでございます。

とにかく、できることからやっていくというのも一つの方法でございます。地方分権社会をより充実させるために、自治基本条例の制定は今後の検討課題とし、まずは長柄町第5次総合計画基本構想策定までに、町総合計画条例を制定するよう、鋭意検討していくということで、再度そういうふうにご理解していいのか、ご確認をここで一度させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。同感でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 2回目の質問の折に触れました、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例でございます自治基本条例についても、平成33年度からの町第5次総合計画基本構想までに、ぜひ検討願いたいというふうに考えますが、それについてはいかがか、お尋ねいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 消極的な答弁となってしまう、聞こえるかもしれませんが、自治基本条例の意義が高いことは承知をしているところだというふうに考えております。

一方で、課題や問題点も幾つか挙げられていることも事実でございます、千葉県内においても、今年度現在まだ2つの市だけしか制定に至っていないという状況かと存じます。現在はその準備等、全く白紙の状態でございますので、ご提案を受けまして、今後の課題としていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、3項目めの長柄町防災計画による町災害時要支援者避難支援計画についての2回目でございますけれども、当該避難支援計画は、しっかりできている

ということでございますので、災害時における弱者支援がしっかりできていれば、一般健常者への支援も抜かりはなかろうかというふうに推測するところでございます。

しかしながら、災害時におけるボランティア協力計画において、不安がございます。特に有事の際に混乱が生じると、どうしても弱者にしわ寄せが来てしまうのではないかというふうに懸念するところでございます。

そこで、お聞きいたします。

長柄町防災計画書のボランティア協力計画において、災害時に迅速な受け入れができるよう、受け入れ調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努めるというふうに、この協力計画においてありますが、ボランティアリーダーの養成については、どのように行っているのか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

ボランティア協力計画に関するご質問でございます。ボランティアリーダーの養成につきましては、まず町社会福祉協議会、発災時には社会福祉協議会、それから関連のボランティア団体の皆様に主体的にお世話になるというようなことで、常々連携を図っているところでございます。また、各地域におきましては、自主防災組織の設置をお願いしているところでございます。

現状はといいますと、防災訓練の際などに社会福祉協議会、ボランティアの協力、また自主防災組織、各自治体の皆様のご参加をいただき、そういった意識の高揚に努めているというようなところが現状でございます。また、防災に関して出前講座なども随時実施しているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 町のこの防災計画によります避難計画についての3回目なんですけれども、今ご答弁いただいた部分で、私のほうが勘違いしているのかどうかというところがあるんですけども、初動で混乱を招くことがあれば、立て直しに非常に時間がかかり、その後が非常に難しくなるというようなことで、要援護者にはより負担がかかる懸念がありますことから、長柄町のボランティアリーダーの養成についてなんですが、迅速に計画的に進めていただきたいというふうに思うんですけども、そのボランティアリーダーというのは、

私が理解していた部分は、例えば被災地にボランティアの方々がいちいちいろいろなところから集まってくる。その人たちを簡単に言ってしまえば整理整頓していくという、その第一義的な部分を担うものなのかなというふうに理解していたわけですが、先ほどの答弁の中では、どうもそうではないようなふうに捉えたわけですが、私は今言ったように、ボランティアリーダーというのは、ボランティアに集まってくれた方々、それを整理整頓して、計画的にどんどん配置していったりして、活動していけるような環境づくりをしていくというふうに思っていたんですけれども、そういう意味から、町の行政職員が中心になってやっていくものかというふうに思っていたんですけれども、その場合に行政職員だとすれば、想定する人数、あるいは人数の根拠等、要はどのように有事の際にそれを使っていくのかという形になると思うんですが、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

ボランティアリーダーにつきましては、山根議員ご指摘のとおりでございます。私ども職員については、災害対策本部ということで配備されます。その中で公安部に所属する職員がボランティアの関係の分担を担います。

実際に職員がボランティアリーダーになることは想定はしていませんが、ご指摘のとおり体制が万全かといいますと、現在のところ先ほど申し上げましたとおり、町社会福祉協議会、ボランティア団体、それと町と話し合いをしながら、防災訓練などの対応をしているところでございます。今後、そういったリーダーを育成、発掘するために、必要な講座等の開設を今後は考えていかなきゃいけないというふうなところで考えております。

有事の際のボランティアについては、ボランティアセンターのようなものを、ボランティアセンターが設置されて、山根議員がおっしゃるとおり、各地、町内からもあるかもしれませんが、そういったボランティアをそれぞれ例えば相談や見守り、炊き出し、介護支援、例えば土砂の撤去など、報道でも見るようなああいったところの仕分け、分担、そういったところを仕切る方がボランティアリーダーというようなことで考えております。その準備が万全かという、まだそこまではいっていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） ボランティアリーダーについては、どうもはっきりしない部分がございます。

いまして、私がイメージしていた部分、あるいは防災計画書を見た中でのボランティアリーダーというものは、こういうものという言い方をされております。

その計画書の中で見ますと、いろいろな支援をしてくれるボランティアの方々、あるいは団体、これは計画書の中に入っているのは主に団体でございます。それらを統合して、いわゆるマネジメントをするというふうに、私は防災計画書の内容の中では捉えておったわけですが、どうしても違うようでございますが、そうしますと、この後の質問の内容が少し変わってくるんですけども、これはちょっと確認をしておきますが、防災計画の中に載っているボランティアリーダーの位置づけというのは、災害対策本部組織構成の中で、どのような位置づけになるのか、改めてちょっとお尋ねします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ボランティアリーダーにつきましては、災害対策本部の中に位置づけられているものではなくて、発災時にボランティアの方々支援に来てくれるといったときに、主に対応するのが社会福祉協議会とボランティア団体という皆さんにお願いするようなことになっております。そして、町の災害対策本部では公安部が連携しながら支援に当たるといったような位置づけでございます。

ボランティアリーダーにつきましては、養成に努め、その方々が登録いただいた場合には、災害時それぞれの分野、ボランティアとして協力を求めるという中には、団体はもちろん、日赤、奉仕団でありますとか社会福祉協議会、その他ボランティア団体ということがありますけれども、個人については、被災地の住民というようなことであります。

報道でもありますけれども、例えば避難所の運営などは被災者みずからが行うというようなところで、そういった知識、経験のあるリーダーを養成することが平常時やるべきことかというふうに思っています。それについては、今後そういった養成に努めていきたいというようなところで、今考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） ボランティアリーダーというものが少しわかってきたんですけども、いずれにしろ防災計画がきのう、今日できたわけじゃなくて、これについては、どこかで被災しますと、必ず報道等でボランティアの云々という中で出てくるもので、注目を非常にされている部分だと思います。

その中で、確かに当局言われるとおり、被災した被災地の中の人たちで動ける人がどんどん動いてくれないと、私被災者だからといって、座り込んじゃうようなことでは、いかななものかというふうに当然考えるわけでございます。

そうしますと、昨日、今日できた防災計画でないものである中で、いまだボランティア、外から来てくれる団体、あるいは個人、そういう人たちのマネジメントも当然そうだけれども、被災地の中の自助、共助、その部分のボランティアという部分の組織体制というんでしょうか、位置づけというんでしょうか、これが非常に曖昧になっているというか、いまだできていないと、これは今当局のほうからお聞きしたわけですので、ですからこれについては早急に何らかの手を打つような形に進めていただきたいというふうに思います。

これについては、答弁は結構でございます。

続きまして、4項目めの介護予防施策についてでございます。

介護予防の拠点は、おおむね各自治体、自治会単位を一つの教室の範囲としておりまして、もっと多くの自治会が参加されるよう、非常に望むところでございますけれども、必ずしも一つの自治会内でまとまった参加者数をそろえるということは、できないのが現状でございます。それでも参加を希望される方については、町福祉センターで月2回開催されています高齢者サロン元気はつらつ♪教室等を利用しているというのが現状でございます。

交通手段の確保ができれば、我々ボランティアが悲鳴を上げるほど、多くの参加希望者が潜在しているんじゃないかというふうに思っております。ご答弁の中では、多くの方に参加を望むが、送迎に当たっては課題も多く、町の交通課題として幅広く検討していくということでございますけれども、一体何が課題であって、どうすれば課題解決の道筋が見えてくるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

現在の送迎につきましては、シルバー人材センターにお願いしてございます。2台の送迎車で2往復しておりまして、シルバーの会員数も年々減少傾向にあるのが現状でございます。送迎する登録者につきましても、5名となっております、シフトを組むのに大変苦慮しているのが現状でございます。人材確保が一番の課題と考えることから、改めてこれらの運営方法について、協議していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この元気はつらつ♪教室につきましては、介護予防の観点から

も多くの方に参加していただきたいということを考えております。こちらは、今現在行っているこの送迎とあわせまして、町民バスが運行されておりますけれども、こちらの町民バスの利用方法につきましても、担当課と協議していきながら、よりよい方向で対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 介護予防の必要性は、大きく分けて2つあるというふうに思っております。1つは高齢者の健康福祉、もう一つはその効果に期待する町の財政的見地からも、介護予防は非常に重要であるということは、言うまでもないというふうに思います。

この問題になっております送迎に当たって、町の交通課題として、幅広く検討していくということでございますけれども、これはピンポイントの問題だというふうに私は思っております。幅広く検討していても、方向性は見えてこないというふうに思っております。空気を運ぶ循環バスが走っているのに、人を運ぶ車がないというのは非常におかしいんじゃないかというふうに思っております。

当局については、事務事業の目的を達成するために、阻害因子となる要因をどうすればよいかの最善策を考えて、そして企画立案の上、さらに費用対効果までも検証していくというふうに言われると思っておりますけれども、住民の福祉に費用対効果重視があつては、何もできない、何もしないという言いわけになってしまうのではないかというふうに思います。

何をやるにも問題は出てくるものでありますが、行政は常に問題、課題が先行し過ぎて、目的が後回しになる傾向が強いというふうに感じております。ぜひ柔軟な思考を持って、対応を願ひたいというふうに思います。

これについて、答弁は不要でございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で、山根義弘君の質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開は午前11時とします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） 次に、3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢俊雄でございます。

本定例会の7人目の一般質問をさせていただきたいと思います。

議会の役目といたしましては、行政を監視するという役目がございます。ただ、行政監視というと、何か上から目線というような捉え方もされるかもしれませんが、執行部と対等でこの町をよくするために、議員の活動を行っている次第でございます。

清田町長、3年たって、来年が選挙の改選の年を迎えます。そんな中で、今まで町長として初めてそのような職について、頑張ってきておるとおもいます。そんな中で、私も敬意を表する次第でございます。

今回、私の一般質問につきましては、2点ほどございますけれども、今回の質問は、私は具体的に質問内容を記載をさせていただいております。そのために、町長の答弁についても、具体的に答弁をいただければというふうに考えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは質問に移らせていただきます。

まず、1点目が道路交通網の整備でございます。

これにつきましては、私は前の一般質問でも交通網の整備については、町民が望んでいる大事なことだよということで、質問をさせていただいております。町の道路や交通網の整備や地域の産業経済活動や住民生活を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤でございます。本町には鉄道路線がございません。道路網及び交通網の計画的整備は、今後の町の活性化のためには、欠かせないものと私は考えるところでございます。

町内には、国道1路線、県道4路線と基幹町道で主な道路形態が形成されておまして、今までに歴代町長の努力によりまして、千葉茂原線、県道14号線の国府里交差点の改良、それと日吉誉田停車場線、桜谷地先から現在国府里地先間ぐらいですけれども、これらの拡幅改良、整備、それと県道13号線刑部バイパス、これが現在工事を行っております。こういう事業化とか、あと県道147号線、これは長柄大多喜線でございますけれども、鵜谷交差点の改良、こういうものが着々と現状では整備をされてきておるところでございます。

しかしながら、いまだに県道の路線において、1車線で狭隘な路線が存在し、大型車が通行するにはスムーズに通行できない路線や、また基幹町道としての目的が未達成であるというふうに、私考える路線がございます。また、公共の交通機関でございますけれども、茂原駅方面の2路線、浜野駅方面1路線で、バス運行が現在確保されておりますけれども、千葉市に近い近隣駅のちはら台駅方面には運行路線がないのが現状であります。

そこで、次のことについてお聞きします。

まず、1点目が町として今後県道路線整備要望や町道整備において、町全体における道路網整備の基本方針があるのか、お伺いいたします。

2点目でございますけれども、県道日吉菅田停車場線の味庄地先から市原地先間の拡幅改良整備について、どのように町としてはお考えになっておるのか、お伺いをいたします。

3点目が上野地先のふる里村路線の今後の整備計画、今はさくら園と申しますか、トリニティの高い建物、16階建てありますけれども、あの近くで現在道路がとまっているような形でございますので、今後あの路線をどのように考えておるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、4点目で、力丸地先のスマートインターチェンジ整備関連道路網の整備計画と周辺の土地利用計画について、どのようなお考えがあるのか、お聞きをいたします。

5点目が本町の位置的有利性を生かす、長柄町は千葉に近い、長生郡内では一番近いところに位置しております。そのような位置的有利性を生かすためには、公共交通機関を市原市のちはら台駅方面へ運行するのが私は一番いいのじゃないかというふうに考えております。

今までは、茂原市とか、そういうところに向いていたわけでございますけれども、これからの町の人口増とか何かを考えると、交通網を便利にしなければ、この町に人が入ってこない、そのような意味合いで5点目については質問をさせていただきます。

それと、大きな2点目ですけれども、現在六地藏地先にあります道の駅ながらの再整備につきまして、この再整備につきましては、2年ほど前に直売所等を含んだ中で建てかえるとか、新しいものにするとかというように聞いておりますので、町としてその後どのようなお考えか、お聞きをしたいと思います。

以上、大きな項目2点につきまして、ご質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

1 項目めの道路交通網の整備についてのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、鉄路のない本町の交通ネットワークは、国・県道を柱にした道路網により形成されております。

ご質問の道路整備の基本方針について、個別の計画は持ち合わせておりませんが、第4次総合計画後期基本計画に主な事業として位置づけられた5つの事業を重点的に推進しているところでございます。

県道では、市原茂原線の刑部バイパス事業の早期完成、針ヶ谷三差路の整備、日吉誉田停車場線の山根国府里間の整備等であります。これらの事業推進については、県土整備部に要望活動を行っているところでございます。年度当初の長生土木事務所長訪問の際や、また去る11月9日にも土木事務所長に個別の要望をさせていただき、前向きなお話をいただいたところであります。引き続き県道整備につきましては、関係機関に事業促進を強く要請してまいる所存であります。

また、町道につきましては、町の重点事業として整備されました縦貫道路も一段落いたしましたので、圏央道S I C周辺の道路網の整備として、町道1457号線、縦貫道路の延伸として町道3033号線について推進しているところであります。

国・県補助事業は、新規建設事業には非常に配分率が低く、橋梁や舗装修繕などの維持事業にシフトしている状況ではありますが、引き続き関係機関に事業促進を要望してまいりたいと存じます。

次に、県道日吉誉田停車場線の国府里から市原市へ向かう区間の拡幅改良工事についてであります。この区間はいまだに1車線の狭隘区間のため、すれ違いに苦慮する箇所もあります。しかしながら、今後、S I Cの供用開始に向け、本路線整備の重要度はますます増加するものと考えております。本路線の全線整備については、県に対しての要望はもとより、先般の県町村会の重点要望として取り上げていただきました。引き続き事業化に向けて、継続的に要望してまいりたいと存じます。

次に、上野地先の町道1100号線につきましては、平成18年に国庫補助事業として完了しており、新規建設路線としての位置づけはございませんが、市原市道49号線の整備状況を注視しながら、地域のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、道路建設事業につきましては、本町にとりまして社会基盤の骨幹をなすものでございます。一方、社会情勢は補助金の削減など、非常に厳しい状況でございますが、議会におかれましても要望活動や地域での事業推進などに関し、側面からのご協力をよろしくお願いいたします。

次に、S I C周辺の道路整備計画と周辺の土地利用計画についてであります。現段階で既に計画路線と位置づけております。県道日吉菅田停車場線に接続するインター周辺の2路線の改築を最優先としております。土地利用計画につきましては、都市マスタープランの見直しなどの中で道路網とあわせて、議論を深めてまいりたいと考えております。

本町のまさに玄関になるであろう（仮称）茂原長柄インターチェンジが開設となれば、観光振興を初めとした地域活性化に向けた取り組みなどが沸き起こることが期待されております。町といたしましては、いわゆる事業地化を抑制するばかりではなく、都市計画でいう市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて、一定の開発や建築を計画的に誘導する土地利用計画を示すことが求められていると認識しております。

次に、公共交通機関をちはら台方面へのご質問でございますが、現在既にユニモ、またちはら台駅入り口を停留所として路線化されており、1日12本が運行されております。

なお、本路線はJ R浜野駅東口とも接続しており、本町にとって千葉市方面への唯一のバス路線として、加えて2つの鉄道駅と接続する大変重要な路線であるということは、言うまでもありません。しかしながら、利用者数が極めて少なく、バス事業者側も路線存続に対して苦慮している状況と聞いております。町といたしましても、バス事業者と綿密に協議をしながら、利便性の確保に努めてまいります。

2項目めの道の駅ながらの再整備についてでございますが、道の駅ながらにある農産物直売所については、老朽化や来客数の増加により、手狭となり建て替えが必要であることは認識しております。現在、公民館建設事業の遅れなどもあり、計画策定に至っていない状況であります。ぜひともこれからのいい意味で進めて協議していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

以上、池沢議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、また次の質問をさせていただきます。

まず、1点目の道路路線整備要望や町道整備における道路整備の基本方針については、個別にはないということでございます。しかしながら、基本計画で位置づけて刑部バイパスの整備、針ヶ谷、山根地先の整備の要望をしておる、実際に入っているところもございますけれども、要望もしておるということでございますけれども、道路整備というものは、将来をかなり長いスパンで考えた中でやるべきだというふうに私は思っています。

ただ、机上で考えているだけでは前に進まないというのが現状でございますので、要望に

については、どんどん県に出しておいて、そこからまた具体的に整備計画を具体的に詰めていくという手法をとらないと、いつまでたっても今やっているものだけを重点的にやって、将来のものが置き去りにされちゃうようなことになると思いますので、その辺は町の内藤課長、どのように考えていますか、現状の今3路線だけ整備要望していて、まだ全然整備要望に上がっていないものについて、どういうふうな考え方を持っていますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員のご質問にお答えします。

ただいま町長の答弁のとおり、現段階では後期基本計画に乗っている5路線が上がっておりますが、議員おっしゃるとおり、10年、20年先を見て、そういう計画は立てていかなくてはいけないのかなと考えております。しかしながら、町長の答弁でもありましたけれども、事業の進捗率がかなり落ち込んでおりますので、今現在の5点を最優先課題として、とりあえずは進めていくことが重要だと考えております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 清田町長にお願いしますけれども、これは要望しておかなければ、県のほうは先に全然出ないわけでございますので、この3路線だけじゃなくて、ほかのところもかなりまだ整備をしなくちゃいけないところもありますので、年間要望ということで、どんどん要望のほうを県のほうにもしていただければというふうに考えております。

次に、道路整備計画を策定する際には、長柄町としては、茂原市行政とか市原市行政の方と相談をしながら、道路整備をしていくのが一番私はベターだと思います。町単独でやりますと、町の行政境においてストップしちゃったり、あとそれ以外のところは細い道になっちゃったりしていきますので、連携をしていくのがこの道路整備をしていくには、一番肝心なことだと思いますけれども、見解をお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員のご質問にお答えします。

確かに、議員のおっしゃるとおり、行きどまりになってしまったり、そういうことがないように、近隣の茂原市、市原市ということでしたが、その辺とは連携を図って進めてまいりたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、道路整備については、隣の市との連携が不可欠だと思いますので、そのように整備計画をする段階で、連携を図っていただければというふうに思います。

次に、県道日吉誉田停車場線で再度お願い申し上げますけれども、この味庄地先から市原地先間、局部改良で2車線化になっている、片側1車線化になっているところはございますけれども、特に船木、味庄入り口と申しますか、味庄入り口からふる里村入り口までの間が非常に狭い。あの路線につきましては、大型が通るとすれ違いが困難な面が幾多もございます。あの路線については、早急に整備要望をしていただきまして、いち早く最低でも片側1車線の道路として、整備していただくようなことが私は一番いいと思っておりますけれども、ちょっとこの辺、清田町長からお答えいただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

○町長（清田勝利君） 議員おっしゃるとおり、私は幹線道路だというふうに思っております。重要な道路であると、これはスマートインター、（仮称）茂原長柄インターをつくるということに当たってからのいわゆる鉄路のない町の宿命、そういった意味のインフラで、いわゆる縦横、東西南北というふうに道がつながることが重要な町づくりの条件だというふうに考えております。

私がこの席を汚させていただいて、3年間、森田県知事と直接のお話をする機会が何度かありました。これは県の部長全員参加しておる席でございますが、3年間これは要望してまいりました。そういったことで、本年度、県の町村会の重点施策として、千葉県町村会の総意として、これは千葉県に上げていただきました。

そして、過日高橋、滝川両副知事と部長が5人、本町に見られました。あそこの道を通っていただきました。我々が要望しているのはここなんだと、善処してほしいということで要望してあります。これは相手様方があることでございますから、そういった意味でいろいろな関係の皆様方のご協力を得ながら、これから議員がおっしゃるとおり、私当初の大きな課題でありましたので、何とかこの辺を形づけていきたいということは同じ考えであります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

今、町長から力強い答弁をいただきましたので、ひとつあの一番狭いところと大カーブのところについては、早急に整備を図っていただけるように、県にお願いをしていただければというふうに思います。

次に、県道で国府里地先、先ほど日吉誉田停車場線のほとんど山根地先が一部用地が未買収で、拡幅されていないところがありますけれども、あれを除くと国府里の力丸方面に向かう場所、やじさんというようなお店があると思いますけれども、あの辺から千葉茂原線の交差点のところまでがまだ未整備ですね。

そうすると、これからS I C、スマートインターチェンジが整備されてきますと、あの路線については、ほとんどが改良が済んでいますけれども、あの今言ったところだけが取り残されているというような状態になっています。あの路線についても、私は早急に県道日吉誉田停車場線の一体整備という考えでございますので、あれについては現状はどうなっておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 日吉誉田停車場線の山根地先につきましては、町長からも何度も要望していただきまして、今年県のほうでも千代丸地先になりますが、一部事業が入ると聞いております。

今、議員おっしゃられた、その先のやじさんから茂原街道までの間につきましては、今県のほうでは具体的な計画というのは持っておりませんので、この辺の事業化に向けて、また町長とともに、県のほうに要望させていただくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今、山根地先が何か一部整備が進むようなことですが、その内容、用地買収がうまくいっているのかとか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 山根地先につきましては、議員おっしゃられている用地買収がうまくいかない部分については、依然そのまま進展はございませんが、その先に土地を買って、かなりの期間置いてある部分がありますので、その可能な区間について、今回特別やっていただくということで要望して、この話に進んだところでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 未買収地についてまだ話が進んでいないということでございますね。

それ以外の場所の整備を県のほうにお願いしたということですね。あそこについても、重要

な場所でございますので、県の当局のほうに用地買収を積極的にやってほしいということで、働きかけていただければというふうに思います。

次に、国府里から茂原市方面に参る歩道、今セブンイレブンの先のところ、あれは歩道じゃないと私は見ているんですけども、歩道らしきものがセブンイレブンのところにありますけれども、その先に茂原市との境で豊田川が流れていますね。豊田川の橋のところだけはまだ歩道が全然できていないんですよ。

あの場所に歩道をつけないと、手前を幾ら整備していても、歩道があそこですとんと止まっちゃいますので、非常にまた危険性もあるというふうに私は考えております。あの場所については現状どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今年度、塩田記念病院の前につきましては、ただいま塩田記念病院から国府里の交差点のほうに向かって、歩道の整備工事が今現在なされていることとは存じます。橋の部分につきましては、数年前に事業化予算がついたところでございますが、三井東圧の管等が支障になって、その移設を先行してやるというふうに聞いてございます。その後の経過は、ちょっと歩道については調査してございません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私は、東圧の工事をやっているときに、歩道の整備に入ったという認識でいたんですよ。そうしたら、その後全然歩道の整備がされないものですから、ちょっと今お聞きしたわけですけども、あれについては、先ほども申し上げましたけれども、手前の歩道を整備していても、あそこで歩道がすんと切れちゃいますので、あれは一刻も早く、県のほうにやっていただきたいと申しますが、町長、ひとつこの歩道について、ご答弁いただけますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

○町長（清田勝利君） できるだけ、人の命というものを考えたときに、ご指摘のとおり安全という形で、また町の活性化という形で、ぜひともこれから陳情していきたいと、お願いに上がりたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

それでは、町長、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次に、ふる里村の路線の今後の整備計画で質問をさせていただきます。

先ほども申し上げましたけれども、現在の道路形態では、ふる里村の進入道路というふう  
に現在見えます。計画中でございますＣＣＲＣを推進していくためにも、この路線を延伸す  
ることが私は一番よろしいんじゃないかというふうに考えております。

ただ、延伸するにも、市原市方面に真っすぐ進んでいくのがいいのか、それとたしか私の  
認識ですと、あの路線を整備するには、茂原市側のほうに道路を延伸していくという計画を  
持って、あの路線を整備に入ったというふうな認識があるんですけども、ちょっと内藤課  
長、その辺理解していますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 上野のトリニティから先のことだと存じますが、そういう話  
もあつたようにも思えますが、先ほども町長が答弁で言ったとおり、国の国庫補助事業とい  
うことで、事業化された区間で一応平成18年に完了したということから、正式な路線計画と  
は認識されていないのが現実でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私は、あの路線を生かすことがＣＣＲＣや何かを推進していくには、  
非常に重要な路線だというふうに思っていますけれども、今の答弁ですと、これで終わりで  
すよという答弁なんですけれども、それではあの路線は生きてこないというふうに私は考え  
ておりますので、これは昔のとおり茂原市方面のほうへ向けて、県道五井本納線のほうに交  
差していくのか、それとかトリニティの脇の今さくら園のところで止まっちゃっていますけ  
れども、確かに用地買収には苦勞すると思います。用地買収は苦勞するから、何もやらない  
んじゃ、全然町の発展というものはございません。

それと、何回も言いますけれども、ＣＣＲＣを推進していくには、茂原北とか、そういう  
ものまでも見据えた道路整備をしていかななくちゃいけないし、また市原市では大仏道路とい  
うことで、金剛地地先で現在道路が止まっていますけれども、市原市の職員から聞くと、あ  
の延伸する計画はまだ生きていますという話も聞いています。

そのようなこともございますので、どのようなルートになるかは町が考えるべきだと私は  
思いますけれども、市原市側とそういうことを調整しながら整備していけば、あの路線は生  
きてくるんじゃないかというふうに私は思いますけれども、もう一度ちょっとご答弁、もう

これ以上しないんじゃないということで、何もしないということじゃなくて、将来を見込んで、どうあるべきかというのを内藤課長、聞かせていただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ただいまの1100号線の延伸ということに、位置づけられると思いますが、この路線につきましては、恐らく長柄地先よりも市原地先のほうが延長が長くなるのかなというふうに感じております。

町長の答弁の中で言わせていただいた市原市道49号線というのは、議員おっしゃる延伸の路線だそうでございます。市原市のほうでも計画はあるけれども、実態はそんなに進んでいないということでございますので、この辺の整備状況を見ながら、地域のニーズといいますか、町のCCRC事業等に関連した中で、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっと白井課長、お聞きします。

今の問題ですけれども、CCRCを推進するには道路網の整備というのは不可欠だと私は思うんですけれども、白井課長の考え方をお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

当時、担当していたところもありますので、先ほど来の質疑のところにもかぶるかと思えますけれども、この路線につきましては、平成7年だったか平成8年だか、ちょっとその辺わからないんですけれども、当時のリゾート法によって、あの路線が位置づけられまして、リゾート地域への進入道路ということで始まりました。

そのときちょうど地方拠点法というのがありまして、長生郡市の外郭環状道路のいわゆるアクションプログラムとかということで、東京でもありますけれども、大外の環状道路軸ということで位置づけられまして、今、池沢議員がおっしゃった五井本納線まで、長生郡をちょっとはみ出るんですけれども、市原管内を通過して、長生郡をぐるりと回る外環状線を将来的につくっていかうというようなことがあって、線引きをされた、位置づけをされたという路線でございます。

今言ったリゾート法ということで、ふる里村への入り口、トリニティの前で今すんと終わっていますけれども、議員のご指摘のとおり、当時は縦貫道路の最北部という位置づけの

中で、主要地方道五井本納線までつなげなくてはならない、つなげるのがより望ましいという位置づけであったというふうに記憶しております。

当時といたしましては、何よりも外房有料道路とのアクセス、これが長柄町の北側からのいろいろな物流とか、観光とか、そういうものを導くためには重要だというようなことから、あの路線の位置づけを強くしていたわけなんですけれども、当時村民からも非常に大反対といますか、反対がございました。せっかく静かなところを求めて来たのに、外からの車が通行するための幹線町道は必要ないというようなことで、ふる里村とかかわっていた当時の旧日本土地改良株式会社のほうの幹部の方たちも、これが先に進むのは見送ってもらいたい旨がございました。

繰り返しになっちゃいますけれども、リゾート法としての位置づけでは、とりあえずあそこに入って行くアクセス道、現在の終点になっていますが、丁字交差までが第一義的な計画だったので、まずはそこを目指すというところで現在に至っているところでございます。

ただし、先ほど来議員がおっしゃっているとおり、道路網ですので、1点目の質問になりますけれども、それは広域的にまた主要地方道に接続して、より多くの流入、物流を効率よくするということが望ましいとは十分認識しておりますので、今後広域行政的な観点でも、企画のほうでもそうですけれども、市原市、茂原市とそのあたりを一緒になってやっていければなと思います。

CCRCにつきましても、ご指摘のとおりでございますので、茂原市方面へのゴルフ場のほうですか、開発が行われた当時の強い要望だったと聞いておりますので、今後茂原市ともその辺の協議をより深めていければという点では、議員と同じ考えでございますので、課題としては大きな課題ですので、先に進むかどうかは、これはちょっと別といたしまして、同じ認識であるというところでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

あの道路はあのまま止めておくんじゃなくて、将来に向けた道路網の整備ということでお願いをそういう考え方をしていただければというふうに思います。

私は、これは理想ですけれども、私の考えとしてみれば、今の止まっているところからさくら園を抜けまして、市原市の大仏道路が先ほど延伸は、計画は確かにされているそうですけれども、実施にはなかなかほど遠いというふうには思います。しかしながら、そういうものと町の道路整備計画をあわせていけば、すごい、すばらしい道路になると思いますので、

今後すぐとはまいらないことだと思いますけれども、将来の考え方として、そういうことがあるんだということを内藤課長も認識していただいて、これからの道路網整備によろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に力丸地先のスマートインターチェンジ整備関連道路網の整備計画とその周辺の土地利用計画についてお聞きいたします。

これについては、前回9月の第3回定例会で、山根議員のほうから圏央道スマートインター計画に伴う土地利用計画ということで、質問が出ております。

その答弁としては、先ほど町長からもありましたけれども、都市マスタープランの策定から25年近く経過し、人口フレームの誤差や民間の開発プロジェクト計画の頓挫など、現状との乖離も多く、加えて何よりも本スマートインターチェンジが描かれていないことから、見直しの必要性は高いものと認識しているということで、プランの見直しについては必要であると考え、時期に関しては今後検討したいという答弁でございますけれども、しかればこの都市マスタープランというものは、いつを目標として計画を描くのか、ちょっとその辺ご答弁いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

その部分に関しましては、まさに一番大きなところで、実務的には大きなところでございまして、現在の第4次の総合計画でうたっている将来像と平成32年に策定をして、平成33年からが計画期間となる第5次の思い描く将来像、このどちらの将来像に乗かって、将来のマスタープランをつくるか、当然ですけれども、将来のマスタープランですので、新総合計画の将来像に乗かっていきたいというところで考えているんです。

ただ、今、議員のご心配されているというか、ご質問の中にもありましたけれども、もたもたしていると、S I Cの供用開始が平成31年度末ですので、平成32年の春には来てしまうと。供用開始になりました、物が動くようになりました、土地利用計画はまだ手つかずです。この辺のタイムスケジュールが非常にこちらとしても困ったなというところにいるのは、正直なところでは。

いつまでも困ったなのままじゃ進みませんので、どこかできちんとした方向性を示すというところなんです、ご質問のお答えにはなりませんけれども、今そういうところでお預かりをしているというか、持っている状況だということでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） まさに私の言いたいところはそこなんです。スマートインターチェンジが平成32年の4月には供用開始するということでございますので、今千代丸から力丸の路線も、それにあわせて整備がされていくんじゃないかというふうに考えています。

それに伴って、インターチェンジ周辺の土地利用はどうするんだという青写真が全然ないわけですね。そうしますと、2年たつとインターチェンジは完成しちゃうわけですよ。そうしますと、あの地域に何も開発計画を持っていないと、単なる通過交通の道路だけになっちゃいますので、私の考えとしてみれば、マスタープランは確かに重要なことですが、それじゃなくて、開発計画でもいいんじゃないかというふうに私は思います。

というのは、時期が期間がございませんので、例えばインターチェンジ周辺には高速バスの駐車場といいますか、乗り場、乗り降りする場所、そういうものの整備もされております。また、物流センターの基地などの整備もされておる場所もございます。工業用地、工業団地などが整備されている場所もございます。また、もう一つ言えば、大型の道の駅などが整備されているインターチェンジ周辺もございます。

こういうものを町が具体的に今からやっつけていかないと、非常に時期がないわけでございますので、都市マスタープランというよりも土地利用計画そのものを立てていかなくちゃいけないんじゃないかというふうに私は思いますけれども、それと力丸地先にインターチェンジが出てくるわけでございますけれども、今後のあの近辺の開発を考えると、力丸地先には、ほとんど林地じゃないですね。山林というものがなくて、整備するのは農振農用地の田んぼなんです。この田んぼを整備するには、優良農地からまず外したり、そういう作業が非常に手間食う作業があるわけです。

だから、こういうものを先に計画をきちっとつくってやっつけてかないと、いつまでも絵に描いた餅みたいに、一向に何事も進まないということが出てきますので、まず私は町のほうで青写真を描かなくちゃいけないと思うんですよ。それによって、優良農地どの辺を宅地化していくとか、そういうことを考えていかないと、あの近辺はこのままの考え方でいきますと、単なる通過交通だけの場所になりかねないというふうに私は危惧しています。そんなようなところで、白井課長からその辺の答弁をいただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今ご指摘をいただいたのがまさに私のほうとしても、本当に懸念しているところをごさいます、現在策定中のごさいますけれども、町の農業振興地域整備計画、こちらは今計画の策定に取りかかっているわけですね。

今言ったように、力丸地域の例えばですけれども、県圃場整備でつくった、整備した圃場整備地、田んぼ、そういうものに関しての今後の方向性とか、そういうものと都市マスタープランの見直しの中での位置づけの示す示し方の難しさ、また議員のご指摘の時期的な工程間の問題、その辺が課題だというふうに捉えております。

そんな中で、多分本当にS I Cは大きな大きな町にとっての変革の時期となると思いますので、そのような位置づけの中で、これまで都市計画マスタープランの見直しの中で、道路網も、そして土地利用計画も一体的にというようなことで、以前の答えを踏襲して、今日この場までおったわけなんですけれども、方向性として考えられることとしては、S I C周辺土地利用計画というものを他の地方公共団体でも行っているところも散見いたしますので、その辺特出しであの周辺、周辺というのをどこまで持っていくかは別として、その辺を土地利用計画をやっていくというのも一つかと考えておりますので、その辺今後ご協議させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） もう期間が余りございませぬので、長い目でというわけにはもういかない時期に来ております。そんな中で、力丸関係者の協力を得て、今進めていますので、力丸地先の土地利用計画も考えなくちゃいけないと思ひますので、早急に青写真を描いていただくよう、これは要望をいたします。

次に、公共交通機関を市原市のちはら台駅方面へ運行する考えということでご質問しましたけれども、先ほど町長の答弁の中で、ユニモに1日12本入っているということでございませぬ。しかしながら、利用者が少ないということでございませぬけれども、ちょっと私の認識不足で、ユニモのほうには、ちはら台駅方面には行っていないというような認識をしてございましたので、これについては、ちはら台方面に行っているということでございませぬので、しかしながら住民の方がこのバス路線、ユニモに行っている、ちはら台駅方面に行っているということは余り知らないんじゃないかというふうに私は思ひますよ。

私は、バス停がすぐ近くにありませぬけれども、全然そういうことに気がつきませぬので、これらも住民の方にお知らせをしていかないと、利用者数が少ないというところにもつながっていると思ひますので、ちはら台駅方面は、私の今勤めているところから車で15分

で行っちゃうんですよ。そのかわり裏道を通って行きますよ。浜野カントリーという今日も通っていますけれども、車で15分で行っちゃいます。非常に近いです。

だから、町の有利性が千葉とか東京方面に近いというのがございますので、この位置的な利便性を町としては生かしていかなくちゃいけないと思いますので、ひとつこれらについても今後お考えいただきたいと思います。

それと、もう一つマイカー通勤の方がいらっしゃいますね。車で行く場合は、途中からバスに乗りかえるか、それとも駅のほうに真っすぐマイカーで行くか、この二つに一つでございましてけれども、町の地の利を生かすようなことをするのであれば、ちはら台駅方面に、長柄町専用の駐車場を確保して、利便性を図ったらどうかと思いますけれども、ちょっとこの辺はとっぴなことを私言っているかもしれませんが、だけれども、町民の利便性をよくするには、そのくらいのことをやらないと、町の有利性は生かせないというふうに考えます。

それと、もう一つバスの利用者については、今ロングウッドステーションのところからバスが出ていますけれども、都市農村交流センターの駐車場が結構空いています。あそこの駐車場の一角をそういうバスを利用する方に開放したらいいんじゃないかというふうに私は思いますけれども、ちょっとこの辺の答弁、できればお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今のご提案等につきまして、今後の課題というということでお受けしたいというふうに思っております。

以前いただいた朝の通勤の時間帯に合わせてとか、そういう一連の流れがあると思います。それにつきましても、バス事業者側のほうと協議をしました。ちょっと時間についての優遇がなかなかできないというほかの要因があるということで、バス事業者側からも申しわけないということで話がありましたが、それら一つ一つの課題をしっかりと現実につなげられるように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の道の駅ながらの再整備についてお聞きいたします。

先ほど町長の答弁ですと、建て替えを認識して、今後計画をしていくというようなこ

とでございますけれども、道の駅ながらの経緯なんですけれども、町長ご存じのとおりだと思いますけれども、昭和63年に長柄町生産者直売所としてオープンしたのが始まりでございます。それで、平成16年度に町のほうでトイレや休憩施設等を新設しまして、道の駅としての機能を整備したことに伴い、平成17年度の3月から道の駅ながらとして、現在までに至っております。

その途中でですけれども、まず直売所を整備したときは、なかなか初めてのことで、生産者の方なども戸惑ったというような私は認識をしています。しかしながら、その当時の組合長、また現在では関議員が組合長として直売所の運営をやっていただいて、かなり前から比べますと、来客数なども非常に多くなっておって、直売所の売り上げが現状では上がっておるのは認識をしておるところでございます。

しかしながら、あの場所については、直売所としてはいいかもしれません。道路の脇ですから、通り一遍のお客さんも入れるようなあれになりますけれども、道の駅としての機能からすると、道の駅の登録要件としては、休憩施設で、24時間利用できる十分な容量を持った駐車場、トイレについては24時間利用できる清潔なトイレ、情報発信機能としては、道路及び地域に関する情報を提供する場所、地域連携機能としては、文化的な文化教育施設とか、観光レクリエーション施設などの地域振興施設ということの要件がございます。これから見ると、ちょっと敷地面積が狭いように私は思います。

しかしながら、将来のことを考えて、あそこの整備をしていくのであれば、私は道の駅でちょっと勘違いしていたのは、道の駅というのは通りに面していなくちゃいけない、主要道路に面していなくちゃいけないというふうな認識だったんですけれども、そうではなくて、少し主要道路から入っても別に構わないんだというようなことですので、長柄町の道の駅としては、今自然休養村という昔の整備した施設がありますけれども、ああいうものを今後活用して、道の駅という形に持っていくと、町の町有地でもございますので、駐車場のスペース的にも確保できる場所はございます。今後の整備するには、道の駅というものはもっと広いところを今あるものと合体させながら、広いスペースを確保できる道の駅を整備していったらいいんじゃないかというふうに思いますけれども、この辺は町長、ご答弁いただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

道の駅につきましては、ご指摘のとおり、現在の場所、敷地の問題等、問題点もございます。また、地域振興、あるいは防災拠点、あるいは観光拠点などを取り入れた道の駅も数多く整備されている状況でございます。

ただし、先ほど池沢議員もおっしゃっていましたが、平成16年に道の駅として整備して、いまだ耐用年数が10年近くあるというようなことから、当面現在の場所で道の駅ということで続けていくということと、今後の整備につきましては、また別な視点でゼロベースで検討したいということでございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 当面は整備、単に移動するようなことはしないということでございますけれども、私はすぐさまやれということじゃなくて、長い目でこれも見て考えたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

今のところでは、道の駅としては敷地が狭過ぎます。しかし、先ほど申し上げた休養村センター周辺には、町の広大な土地もございます。また、現在ロングウッドステーションで借りている土地についても、将来的には町にお返しする時が来るんじゃないかというふうに私も考えておりますので、そうしますと、合わせて10ヘクタールぐらいの町有地があそこには確保されておるとお思いますので、ぜひとも将来、すぐではございませんけれども、将来のことを考えて、じっくりと道の駅については考えて、新たな駅を整備したほうがいいんじゃないかというふうに私は考えますので、ひとつよろしくお願い申し上げまして、もうほとんど時間がございませんので、これは答弁はよろしいですから、ひとつ頭の片隅に入れておいていただければいいですから、よろしくお願い申し上げまして、質問を以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で、池沢俊雄君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長柄町一般会計補正予算（第3号））、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長柄町一般会計補正予算（第4号））、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 平成29年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて、ご報告申し上げます。

本件は、10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を実施するための経費538万4,000円の補正であります。

その経費は速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、9月28日付で専決処分いたしました。

続きまして、承認第2号 平成29年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認をを求めることについて、ご報告申し上げます。

本件は、10月22日の台風21号等による災害の被災箇所の復旧経費1,966万円の補正であります。

その経費は緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、11月7日付で専決処分をいたしました。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 承認第1号 一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ538万4,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ39億2,154万円とするものございます。

まず、歳出の内容から申し上げます。

それでは、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

まず、2款4項2目衆議院議員選挙費、1節報酬65万9,000円の増のうち、期日前及び選挙当日の投票管理者並びに立会人等に対する報酬で60万9,000円、明るい選挙推進協議会委員への報酬5万円の増です。

3節職員手当等300万3,000円の増は、選挙事務従事職員への手当となります。

8節報償費4万円の増のうち、書記長の報酬で3万円、第2投票所六地藏青年館の会場借り上げとして1万円となります。

11節需用費34万6,000円の増のうち、車上啓発看板等の消耗品費で11万4,000円、期日前投票及び選挙当日の際の昼食、夕食に係る弁当代として食糧費14万6,000円、選挙諸用紙共同印刷代として1万円、国民審査読取集計機器等の修繕料として7万6,000円となります。

12節役務費25万1,000円の増のうち、入場券郵送代等として24万9,000円、選挙啓発用被服クリーニング代2,000円となります。

13節委託料83万4,000円の増のうち、町内36カ所のポスター掲示板設置及び撤去業務として29万7,000円、選挙人名簿等作成電算業務に37万8,000円、不在者投票の際の外部投票立会人業務に5万円、選挙公報新聞折り込み業務の5万5,000円、開票の際、国民審査読取集計機不具合対応のための技術者立ち合い業務に5万4,000円となります。

16節原材料費21万8,000円の増は、ポスター掲示板に係る経費となります。

18節備品購入費3万3,000円の増は、投票箱用の置台5台分の追加購入の経費となります。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

衆議院議員選挙に係る財源となります。

15款3項1目5節衆議院議員選挙委託金として480万3,000円、19款1項1目1節前年度繰越金58万1,000円は、今回補正の財源不足分を充当するものです。

以上で、承認第1号 一般会計補正予算（第3号）の補足説明といたします。

続きまして、承認第2号 一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,966万円を追加し、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ39億4,120万円とするものです。

まず、歳出の内容から申し上げます。

補正予算書の12ページ、13ページをお願いいたします。

10款1項1目農林水産施設災害復旧費、13節委託料230万円は、林道の倒木及び土砂撤去に係る委託料です。

10款2項公共土木施設災害復旧費、1項道路橋梁災害復旧費、13節委託料336万円のうち、平成29年9月28日及び10月6日の集中豪雨による町道3091号線ほか4カ所の土砂撤去等の費用で61万円、台風21号、22号による町道2247号線ほか14カ所の倒木及び土砂撤去費用で225万円、台風21号による町道1006号線道路崩壊に伴う国への災害復旧事業申請のための測量業務50万円の計上です。

15節工事請負費1,400万円のうち、平成29年9月28日及び10月6日の集中豪雨による町道3136号線ほか4カ所の道路復旧工事で105万円、台風21号による町道1006号線道路崩壊に伴う道路復旧工事で1,000万円、台風21号、22号による町道2235号線ほか15カ所の道路復旧工事で295万円の計上となります。

続きまして、本歳出に係ります歳入をご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費660万円は、町道1006号線道路崩壊に伴う事業費に対する3分の2の国庫負担金となります。

その他災害復旧に係る財源として、18款1項1目1節財政調整基金繰入金として966万円、21款1項5目1節災害復旧事業債340万円を起債発行し、歳入財源といたします。

あわせて地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

補助災害復旧事業債を340万円で起債発行額としたものです。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

以上で、補足説明といたします。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長柄町一般会計補正予算（第3号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度長柄町一般会計補正予算（第4号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第1号 長柄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、農業委員のほかに、新たに創設されました農地利用最適化推進委員について、定

数を定めるものであります。

詳細につきましては、産業振興課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 長柄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、補足説明をいたします。

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布されたことに伴い、今回長柄町農業委員会の農業委員と新たに創設されました農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

農業委員会等に関する法律施行令第5条では、農業委員会の委員の定数の上限を定めておりますが、旧法に比して約半数の減となったことから、政府は現行の半数程度と示しており、農業委員を現行の14人に対し半数の7人とします。

また、このたび新設されました農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進を積極的に図るため地域における現場活動が期待されております。おおむね100ヘクタール当たり1人の割合で委嘱できるとされており、現行区域割も100ヘクタール前後であることから、現行区域割の人数である11人を定数とするものであります。

なお、附則にあります農業委員及び農地利用最適化推進委員の委員報酬については、現行委員の額と同額とさせていただいておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で、補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

ただいま課長のほうからる説明をいただきました。これは質問いたしますけれども、農業委員の仕事と農業推進委員の仕事の違いといいますか、そのところを説明をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） お答えいたします。

農業委員につきましては、主に合議体としての農地転用等の申請に係る審議にかかわるものが主な業務でございます。しかしながら、農地利用最適化推進委員が行う現場活動、これらにも寄与する形となり、共同の活動をされることとなります。

農地利用最適化推進委員におきましては、農地転用等の申請のあった土地についての調査、さらには荒廃農地の調査、これらが今までの農業委員が行っていた業務でございますが、これに加えまして、担い手の貸し手、借り手の推進や遊休農地の解消等に努めることを期待されているものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 推進委員会と農業委員の会議というのは、どういう形で推進していくのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 現在、その辺も先進事例を調査しながら、具体的なところを決めかねておるところでございます。実際には、農業委員会という総会が今まで合同で行われていたものでございますけれども、農業委員と推進委員という形で分かれた事業主体といえますか、なりますので、その接点を年数回合わせた研修会等も含めて、やっていければというふうに考えておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩議員、同一議題で質問は3回ということで。

○9番（大岩芳治君） それでは、もう1点だけ聞きます。

会議を別々にするのか、あるいは合同でやるのか、別々にやる機会もあるのか、別々にやったときには、推進委員のここには会長がいないんですけれども、どういう形で選任していくのか、3回ですからこれで終わりますけれども、丁寧に説明をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 会議につきましては、組織が議員おっしゃるように別々となりますので、別々に行うということは、今のところ考えておりません。

先ほど申し上げたように、年数回合同による会議と申しますか、それについては実施して

まいりたいというふうに考えておりますけれども、基本的に推進委員は個々の区域で、個々の活動が主となると考えております。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私のほうからは、報酬についてちょっとお聞きしたいんですが、農業委員の委員と推進委員、月額同額という形の中で、これは委員と推進委員、ともに同じような職責といいましょうか、ボリューム的な言い方で言えば、同じような職責を持つというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 今、議員がおっしゃったように、職責というところにつきますと、先ほど申し上げましたように、主に行う活動というのは、農業委員は合議体としての審査、一方で推進委員は現場での活動、こういった形が主となることとなります。

今申し上げましたように、推進委員につきましては、採決の権限はございませんので、職責という部分ではちょっと違うのかなというふうには認識しますが、一方でその地域で行う活動というものは、共同して行うというようなことが言われております。そのようなこともありまして、私どもといたしましては、今までの農業委員の委員報酬を引き継ぐような形ではございますけれども、額を変えずに同額とさせていただいたところでございます。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 何かよくわかったような、わからないんですが、私は農業委員会の委員が主としてまずあって、それを補完するような中で推進委員がいるのかなと、そうするとこの報酬が若干差があってもいいのかなというふうにちょっと感じたものですから、同額というのがちょっとどうなのかなと思ったものでお聞きしたんですが、その辺をちょっともう一度教えていただけますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 基本的には、農業委員は今申し上げたように、合議体としての審査が主となる活動となります。推進委員につきましては、現場に根差した活動であります。それぞれが独立した活動ではあるものの、大きな目標とすれば、その地域の農地の保存、最適な農地利用、これを目的としたものでございます。

一方で、今、議員がおっしゃるように、その費用、委員報酬としての考え方でございますが、これらにつきましては、さまざまな考えがあるようでございまして、近隣の町村にもいろいろ確認したんですが、下げている、差をつけている自治体もあれば、差をつけないまま現行のままやっているところもあると。

その根拠は何だということでお伺いしますと、なかなか明確な答えがなかったということから、私どもといたしましては、その委員報酬につきましては、現場で活動を一生懸命やっていただく推進委員と、合議体として審査、そのためにいろいろ調査をしなければならぬ農業委員、これに対して委員報酬の差額をつけるということは、しなかったということで、ご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） そのほか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 単純な質問なんですけれども、農業委員会というものがあまして、会長がいますよね。推進委員というのが今度できまして、委員長というのはまとめる人ですか、委員長というのはいなくてよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 農業委員会の会長は、農業委員から選出させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） だから、農業委員会のほうは、委員のほうから選出して会長をつくるじゃないですか。この最適化推進委員は11名できますよね。その中から委員長というのはつくらなくていいんですかという質問なんです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 農業委員会というのには、農業委員と推進委員があわせ持ったのが農業委員会というふうになります。

○議長（月岡清孝君） そのほかございませんか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 要望やら、ちょっとお聞きしますけれども、私も元農業委員ですから、今までの体制というのが農地転用委員会、まさしくこれに尽きると思います。今回新しくこういう形になって、初めて農業が一步、二歩前進されたことだと大変喜んでおります。特に認

定農業者の方が入ってきますので、認定農業者のこの農業委員含める会長入れて7名の方には、十分に農政議論、長柄町の明日の農業の議論をしていただきたい。農地転用を議論ではなく、農政議論を進めていただきたいというのが私の考え方です。

そして、今言ったように推進委員については、農業委員より、私の目では大変な仕事だと思っています。今、金額の話が出ましたけれども、なかなかこれでやっていただけるのは大変かなという気がします。

でも、同等の金額が出ていますから、何も言いませんけれども、でも推進委員が出ておりますから、ぜひ農業委員とともに、農政問題を一緒になって考えていただきたい。別個、別個に考えれば、それぞれなかなかまとまるものもまとまらなくなってしまいますから、これからは農業に関する議論だけ進めてください。どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 今、議員のお話、まさしく推進委員、これから私自身も大変だなというふうに考えております。今回、国が示した法改正によりまして、地域の農地をどう守っていくかということは、まさしくこの推進委員が担っていただかなければならないと、さらにはその農業委員会として、農業委員の皆様方が町全体を見た中で、考えていただかなければならないというふうな形になってございます。

また、それとあわせて意見書の提出だとか、あと指針の作成だとか、これらも法律の中で定めるようにというふうになってございますので、先ほど大岩議員のほうからお話がありましたけれども、農業委員と推進委員の接点と申しますか、決してばらばらにならないように、これは正直昨年度あたりから随分この制度に移行しておりますので、その制度移行の中で、どの町村も模索している状況だというふうに聞いてございます。私たちもそういった先進的な事例を踏まえながら、地域に合った形で議論を深められればというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 今、建議は上がってないんですね。建議は上げてないわけですから、少なくともここの中のチームで建議を上げられるような農業政策をぜひ私たちに見せていただきたい。ぜひそれだけは要望、希望して、終わりにします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第2号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、督促手数料の廃止と固定資産税の納期前納付報奨金の廃止について提案するものであります。

まず、督促手数料の廃止についてですが、督促手数料を徴収することは、費用対効果が低いために、全国的に廃止する傾向にあります。また、固定資産税の納期前納付報奨金の廃止につきましても、全国的に廃止している市町村が多くなっております。担税能力の高い方に恩恵がある制度であることと、他の町税にはない制度であり、公平性が保てない等から、廃止するものであります。

なお、詳細につきましては、税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 議案第2号 長柄町税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

初めに、新旧対照表の1ページと2ページ目をご覧くださいと思います。

町長の申しあげました理由によりまして、第2条第2号、徴収金の督促手数料を削除いたします。同様に、第21条督促手数料、この条を全て削除いたします。

次に、固定資産税の納期前納付報奨金の条文であります、第70条第2項を削除いたします。

次に、改正条例文に戻りますけれども、附則第1条でございます。施行日を平成30年4月1日とすることを規定しまして、第2条で施行日以前に確定された督促手数料は、従前のとおり徴収することを規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

1点だけ伺いたします。

督促手数料を削除しますけれども、督促はするのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 督促はいたします。督促状を発送しなければ、差し押さえ等の必要な要件が整いませんので、督促状は送付するような形になります。

○議長（月岡清孝君） ほかがございますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第3号 諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、町税以外の歳入に係る督促手数料について、町税の例により徴収等の実施をしておることから、議案第2号 長柄町税条例の一部改正による督促手数料の廃止に伴い、その取り扱いについて、町税以外の督促手数料についても廃止することとし、関係条例を一括して改正し、条文の整備を図るものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第3号 諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表でご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

第1条、諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例につきましては、題

名を督促手数料の廃止に伴いまして、「長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例」に改めました。

第1条は、第7次一括法第4条による地方自治法の改正等に伴い、表記の見直しを図るための文言調整をし、「諸収入」の表記を「税外収入金」に改めました。

次に、第2条は、1項の「諸収入」の表記を「税外収入金」に改め、第3項の督促手数料に関する部分を削り、同条第4項を第3項に繰り上げたものでございます。

第3条につきましては、「諸収入」の表記を「税外収入金」に改めたものでございます。

2ページをお願いいたします。

第2条、長柄町後期高齢者医療に関する条例につきましては、目次部分について条文の削除等により表記を改めるものとし、第5条を督促手数料に関する条文となりますので、全て削除し、以下の条項を1条ずつ繰り上げたものでございます。

このページから3ページ上段にまいりまして、第3条、長柄町介護保険条例につきましては、長柄町後期高齢者医療に関する条例と同様の改正内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

第4条、長柄町県営土地改良事業分担金徴収条例につきましては、第7条中の「諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例」という表記を本条例の第1条で題名変更していることから、「長柄町税外収入の督促及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例」に表記を改めたものでございます。

このページから4ページにまいりまして、第5条、長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例につきましては、第4条の長柄町県営土地改良事業分担金徴収条例と同様の改正内容となっておりますので、省かせていただきます。

次に、第6条、長柄町法定外公共物の管理に関する条例につきましては、第18条の見出し部分と同条第2項の「督促手数料及び」の部分等を削り、条例の題目変更に伴い改正したものでございます。

次に、第7条、長柄町道路占用料に関する条例につきましては、第6条の長柄町法定外公共物の管理に関する条例と同様の改正内容となっております。省略させていただきます。

最後に、経過措置でございますが、平成29年度以前の会計年度に属する歳入に係る督促手数料の徴収につきましては、なお従前の例によるとする経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分施行条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第4号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次一括法が施行されることに伴い、関係条例の整備を行うものであります。

第7次一括法、第9条の規定に伴う公営住宅法の改正により、認知症患者等である町営住宅入居者の家賃を決定する根拠となる収入申告義務を緩和する例外規定を条文に加えるものであります。

また、この改正に伴い、必要な政令等の規定が整備されたことにより、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則について、条ずれが生じることとなったため、本条例中の引用条項を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第5号 長柄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 長柄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、内閣府の平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえ、平成29年4月26日公布の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次地方分権一括法により、地方公共団体に対する義務づけ・枠づけが見直され、地方自治法が改正されたことによるもの及び平成29年5月26日公布の土地改良法等の一部を改正する法律が施行されたことによるものであります。

改正の内容は、地方公共団体の行政不服等に対する審査請求のうち、議会で諮問した上で、裁決を行うことを義務づけている審査請求に対し、「当該審査請求が不適法な場合で、却下する場合には、議会への諮問手続を廃止し、事後報告とする」としたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 長柄町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、  
提案理由のご説明を申し上げます。

現在、委員であります篠田孝行氏が平成30年3月31日をもって任期満了となることから、  
その後任として、長柄町金谷274番地3、大野芳文氏を推薦するものであります。

大野氏は、教員として36年間勤務し、この間、千葉県教育庁社会教育主事や、睦沢町立瑞  
沢小学校長などを歴任され、現在は初任者研修に係る非常勤講師として、茂原市立早野中学  
校で勤務されております。

氏は、広く社会の実情に精通し、人格、識見ともにすぐれた方であります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議  
会の意見を求めるものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採択したいと思  
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は起立によって行います。

議案第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり可決す  
ることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時55分といたします。

休憩 午後 1 時 4 7 分

再開 午後 1 時 5 5 分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第 7 号～議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第 7 号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 8 号 長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 9 号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第 7 号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第 5 号）、議案第 8 号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 9 号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,664万3,000円を追加し、補正後の予算額を39億5,784万3,000円とするものであります。

主な歳出の款別を申し上げますと、総務費では、千葉県地域の防犯力アップ事業を活用した防犯指導員の被服等の更新、防犯指導車のドライブレコーダー設置経費を計上しております。

民生費では、臨時福祉給付金の清算に伴う、返還金の計上をしております。

衛生費では、千代丸自治会要望によるごみステーション設置に対する補助金を計上しております。

農林水産業費では、上味庄地区の排水路補修工事、鳥獣被害防止対策に係る協議会への補助金を計上しております。

土木費では、日吉団地の屋根及び外壁改修工事に伴います設計業務の経費を計上しております。

消防費では、防火水槽補修工事費を計上しております。

教育費では、給食センターの排水処理装置に係る修繕、ノロウイルス検査費用を追加計上しております。

これらの経費の充当財源といたしまして、県補助金、基金繰入金、繰越金、諸収入を充当するものでございます。

次に、議案第8号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ですが、主なものとして、保険給付費及び人間ドック助成費の増によるもので、補正額は427万4,000円の増額で、補正後の予算総額は、11億5,726万7,000円となるものであります。

次に、議案第9号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）ですが、72万5,000円を増額し、補正後の予算総額を7億1,269万8,000円とするものであります。

今回の主な内容は、人件費及び介護保険制度の改正に伴う管理システム改修業務の増となるものであります。

以上で、説明を終わりますが、詳細につきましては各担当課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第7号 一般会計補正予算（第5号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは平成29年度当初予算編成時と本年4月1日の人事異動による職員の人員配置が異なるため及び副町長の特別職人件費が減額になるためのものであり、一般会計と国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計を合わせた人件費トータルの金額は変わっておりませんので、2節給料、3節職員手当、4節共済費に係るものにつきましては、説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。

まず、2款1項1目一般管理費、13節委託料の50万7,000円の減のうち、人事給与システム保守業務60万5,000円の減は、システムのクラウド化によるシステム使用料となるため、節の変更によるものです。給与計算システムソフト移行業務9万8,000円の増は、現在リー

スしている本業務用パソコンを変更するため、データ等の移行に係る費用を計上するものです。

14節使用料及び賃借料60万6,000円の増は、13節委託料でご説明いたしました人事給与システムの使用料の節の変更によるものです。

19節負担金補助及び交付金5万円の増は、千葉大学カレッジリンクイン長柄町に参加するための職員受講料です。

2款1項3目防災対策費、12節役務費1万円の増は、広域災害医療対策のための、長生郡市7市町村及び長生病院とのメール通信訓練回数の増加に伴います衛星電話料です。

2款1項9目諸費、11節需用費20万7,000円の増は、千葉県地域の防災力アップ事業を活用した町の防犯組合指導員15名の被服等を更新するためのものです。

18節備品購入費14万3,000円の増は、こちらも同じく、千葉県地域の防犯力アップ事業の活用によるもので、7月から町の防犯組合指導員5名の増加に伴う青色回転灯5台分、公用車へのドライブレコーダー設置1台分の費用となります。

3款1項3目障害者福祉費、このページ最下段から次の14ページ、15ページをお願いします。

20節扶助費61万1,000円の増は、障害児相談支援給付及び児童発達支援に係る利用者増加に伴うものです。

3款1項5目国民健康保険費50万円、1つ飛ばしまして、7目介護保険費42万4,000円の増は、それぞれ特別会計への繰出金となります。

1つ戻りまして、6目福祉センター費12万円の増は、町民いこいの家の電圧変更に伴います基本料金及び使用料の増加によるものです。

8目後期高齢者医療費、13節委託料26万4,000円の増は、人間ドック受診者の増加に伴うものです。

9目臨時福祉給付金事業費、23節償還金利子及び割引料498万4,000円は、平成28年度の実績に伴う返還金となります。

3款2項1目児童福祉総務費、11節需用費10万円の増は、学童クラブが利用している旧長柄保育所の雨漏り修繕費用となります。

4目こども園費、12節役務費6万2,000円の増は、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルの改訂に伴いますこども園給食従事者5名分のノロウイルス検査費用となります。

このページ下段から次の16、17ページをお開きください。

同じく4目こども園費、13節委託料43万3,000円の増は、八街市への管外保育1名分の委託料となります。

18節備品購入費18万2,000円の増は、年少児増加に伴う折りたたみ避難車の購入のためのものです。

4款1項3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金1万7,000円の増は、千代丸自治会のごみステーション設置に伴う補助金の計上となります。

5款1項4目農業基盤整備費、15節工事請負費60万円の増は、経年劣化に伴う上味庄地先の排水路補修工事を計上しております。

19節負担金補助及び交付金208万円の増は、イノシシ捕獲数増加による捕獲報償費、桜谷地区設置予定の電気柵購入のためによるものです。

5目都市農村交流事業費、11節需用費10万円の増は、交流ターミナルのガス利用量増加に伴う燃料費となります。

7款1項土木管理費、このページの最下段から次の18ページ、19ページをお願いいたします。

2目地籍調査費、1節報酬15万円の増は、地籍調査対象区域の範囲増加に伴う地籍調査推進員の従事日数の増加によるものです。

2項道路橋梁費、1目道路維持費については、当初予算において、転落防止柵修繕事業を財源内訳として一般財源に計上しておりましたが、公共施設等適正管理推進事業債を充てるため、財源変更となります。

4項住宅費、1目住宅管理費、13節委託料510万円の増は、来年度実施予定であります日吉団地鶉谷地先の屋根及び外壁改修工事が社会資本整備交付金の対象事業となることから、設計業務を前倒して実施するものです。

8款1項2目非常備消防費、15節工事請負費20万円の増は、上野自治会ほか、防火水槽の補修工事費です。

9款2項2目教育振興費ですが、右側の説明欄順に説明します。

先に20節扶助費5万1,000円の増は、特別支援学級児童2名の増加に伴うものです。

戻りまして、19節負担金補助及び交付金、このページ下段から次のページの20、21ページになります。

小学校遠距離通学費補助2万3,000円の増は、こちらも対象者増加に伴うものです。

5項保健体育費、3目給食施設費、11節需用費50万円の増は、内訳として高速度ミキサー

の修繕費用で6万6,000円、排水処理装置ばっ気水中ブロワー配管修繕費用で、19万6,000円、また現計予算を既に執行したため、新たに修繕経費23万8,000円を計上するものです。

12節役務費13万2,000円の増は、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルの改訂に伴います学校給食費従事者11名分のノロウイルス検査費用となります。

18節備品購入費2万1,000円の増は、食品倉庫用除湿器の経年劣化による故障のため、買いかえるものです。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

15款2項1目1節総務費補助金17万1,000円は、先ほど歳出でご説明しました千葉県地域の防犯力アップ事業の経費2分の1の県補助金となります。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、鳥獣被害防止総合交付金90万円は、桜谷地区設置予定の電気柵購入のための追加交付です。

18款1項1目1節財政調整基金繰入金1,090万円、19款1項1目1節前年度繰越金2,000円は、今回補正の財源不足分を充当するものです。

20款3項2目雑入、1節雑入、産業振興課所管雑入7万円は、交流ターミナル施設利用者からのガス燃料代の負担金となります。

21款1項2目1節土木費460万円は、先ほど歳出でご説明いたしました7款2項1目道路維持費の転落防止柵修繕事業を公共施設等適正管理推進事業債に充てるためのものです。

あわせて、地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧ください。

今回、新たに公共施設等適正管理事業債460万円を起債発行いたしました。

起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

次に、6ページ、7ページ第3表、債務負担行為の補正です。

宿日直委託業務につきましては、職員の福利厚生を図るため、公印の管守、文書及び物品の発受、庁舎の警備など、庁舎秩序の保持業務を委託するもので、635万円を債務負担行為の追加設定するものであります。

本事業は平成30年4月1日からの業務委託を行う上で、受託事業者が従事する人材の確保を行う準備期間が必要なため、平成29年度中に業者選定を実施し、契約締結する必要があるためのものがございます。

次に、こども園送迎バス購入事業につきましては、こども園の送迎専用バスを購入し、運

行することにより、保護者の通園に係る負担の軽減を図るもので、購入費用710万円を債務負担行為の追加設定するものでございます。本事業は、園児用バスとしての使用、改修などに時間を要し、また早期の運行を実現し、保護者の負担軽減を図りたいことから、平成29年度中に業者選定を実施し、契約締結する必要があるためのものでございます。

最後に、ながら号購入事業につきましては、運用から20年以上が経過し、故障の増加や整備部品の入手が困難な状況であります。ながら号におきましては、運用開始から町内小・中学校、各種団体の学校教育及び社会教育活動等の重要な移動手段となっており、運行停止を防ぐため、早期の車両更新が必要となることから、購入費用3,700万円を債務負担行為の追加設定をするものでございます。

本事業は車両の発注から納車までの期間を要するため、平成29年度中に業者選定を実施し、契約締結する必要があるためのものでございます。

以上、一般会計の補足説明といたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 議案第8号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたします。

補正予算書10ページから11ページをご覧ください。

1款1項1目3節の40万円の増は、職員手当に係るものでございます。

次に、13節委託料10万円の増は、平成29年度分の確定申告から医療費控除の領収書が提出不要となります。この領収書のかわりに、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付する必要が生じます。この通知書の作成費のためのものです。

次に、2款1項2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金補助及び交付金の200万円の増は、本年度の今までの実績から、年度末までに不足が生じると見込まれるため、増額させていただくものです。

次に、2款2項2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金補助及び交付金100万円の増は、同様に年度末までに不足が見込まれるためのものでございます。

次に、8款2項1目保健衛生普及費、13節委託料の77万4,000円の増につきましては、人間ドックの助成になります。人間ドックの助成は年々伸びておりまして、本年度当初予算も伸びを加味し、計上いたしました。が、本年度の実績見込みに不足が生じると考えられるため

の増です。

次に、歳入でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

10款1項1目一般会計繰入金といたしまして、職員給与費等繰入金といたしまして40万円、事務費繰入といたしまして10万円、合計50万円になります。

11款1項1目その他繰越金から377万4,000円を充当するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第9号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1款1項1目1細目2節の12万円の増は、給料に係るものでございます。

次に、13節委託料60万5,000円の増は、平成30年4月より介護保険制度改正に伴い、介護保険管理システムを改修するための費用でございます。

内容といたしましては、在宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲することに伴い、権限移譲サービス管理機能の追加対応と介護報酬体制情報管理機能の改修を行うものでございます。

また、調整交付金における年齢区分の細分化といたしまして、現行制度では年齢を2区分で算定されていましたが、今回の改正により、高齢者の分布をきめ細かく反映させるために、3区分に細分化となり、要介護認定の有効期間の上限につきましても、現行の24カ月より36カ月に延長になったことに伴い、管理システムの改修を行うものでございます。

次に、歳入でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

3款2項4目1節介護事業費補助金30万1,000円及び1つあけて、7款1項5目2節事務費繰入金30万4,000円は、システム改修に対する財源充当となります。

7款1項5目1節職員給与等繰入金12万円は、人件費に対する繰入金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

それでは、二、三質問いたします。

21ページの住宅管理費、日吉住宅の外壁と屋根の補修工事業務設計委託ということで、ちょっと説明を受けたんですけれども、日吉住宅全般でしょうか、それとも何棟かというのがあるのか、それから交付税で還付されるとか何とかという話を聞いて、もう一度聞かせていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 日吉団地の外壁、屋根の塗装ということでございますが、この塗装も前回塗装してから20年近く経過しておりますので、日吉団地の鶺谷側から順次やっていきたいと考えております。来年度につきましては、鶺谷のおおむね半分ぐらいをやって、鶺谷住宅を2年でやっていこうという計画で、ただいまのところ進めております。

工事のほうは、そういうことで……。

失礼しました。

設計業務の内容ということだと、鶺谷の部分にかかわります住宅の屋根の塗装でございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 補助事業につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金、こちらは現行55%の補助率ということでなっております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） それでは、次に債務負担行為ですけれども、この利率とか償還方法は、どのようになっておりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 債務負担行為3件についてお答えします。

これらについては、契約の予約といいますか、債務をあらかじめ設定するというところでございますので、利率とか、そういうことはございません。先ほど白井課長が説明したとおり、契約を先行して行いたいということで、債務負担行為を設定するというところでございますので、利率とか、そういうことではないです。改めてまた予算は議決いただくようになります。予算契約については、別途議決ということで。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 10番、神崎です。

こども園のバスとながら号について、質問したいと思います。

金額が出ておりますので、恐らく機種とか、そういうものは決まっているのかなというふうに思うんですけども、こども園のバスはどういうものか、あるいはながら号のバスはどういうものかというのがわかっていれば教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 債務負担行為につきましては、参考見積もりの額で上限という意味合いで設定しております。

こども園の送迎バスについては、12人乗りのワンボックスを20人乗りの子供用に改造するというようなものでございます。

ながら号につきましては、40人乗りの中型バスということで、業者につきましては、今何社も取り扱っていないということでございますので、その中で選定していきたいと思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） ちょっと要望になりますけれども、よそのこども園バスというのは、結構人気ある、格好いい、子供が喜ぶようなバスがありますよね。そういうものが可能であれば、ぜひ夢の持てるような、子供たちが夢の持てるようなバスなどどうかなと思うんですけども、考えがあるんであるんであれば教えてください。あるいは要望にしておきたいと思えますけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） こども園のバスにつきまして、お答えします。

本体につきまして、税抜きで326万円ということで見積もりをいただいております、これらの改造費用、またキャラクター等の仮装代も含めた上限ということがございます。最大の仮装した場合の金額であります、これらについて、議決いただきました際には、またこども園のほうとも相談して、決定していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 余り聞いてなくて申しありませんでした。

園長先生とか、そこら辺とよく相談して、ぜひ夢のあるバスにさせていただければと思います。

よろしく願います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池沢です。

職員の給料の関係で、例えば15ページで一般管理費で、相当の減額が生じておりますけれども、先ほどの説明ですと、人事異動に伴いまして、調整を図ってプラスマイナスゼロですというような説明だったと思うんですけれども、これは質問じゃないんですけれども、ちょっと先ほど聞き漏らしたということで、もう一度その辺確認したいんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） その部分に関しては、副町長の不在になった分の減額ということでご説明をしたところでございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまのご質問ですけれども、今回の増減につきましては、あくまでも異動に係るのみということで、一般管理費の減については、副町長分の人件費がこれまでの分がかからなかったということで、そこで主に調整したということでご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 一般論で申し上げますと、1人いないんですから、その分が減っているんですよね。そうすると、この減額した分というのは、全部減額になるのが普通だと思うんですよ。

それで、あとの科目でプラスマイナスが生じて、そこでちょうどプラマイゼロという理屈ならわかりますけれども、この減った分が全部プラスマイナスゼロの中に入るとなると、この減った分は何なんだということが出てきますので、だから12月の調整じゃなくて、3月の調整でもいいんですけれども、本来1人分これが浮きましたという説明が本来だと思うんですよ。

今回は、その説明がないわけですよ。これで減っているけれども、ほかでプラスになっているから、調整してゼロになりましたという確かに説明だったと思うんですけれども、ちょっとその内容なんですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） すみません、説明が不足しておりました。申しわけありませんでした。

今回、3款2項4目こども園費で増額になっておりますけれども、この4月からこども園の保育教諭について、6名を任期付き職員に任用いたしました。その関係で賃金から給与、手当、共済費というように支出科目が変わりましたので、この6人分の増が主な要因というふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました。

説明でそういうふうに、例えばこちらが減りましたけれども、こちらでこういうふうを増えたので、プラスマイナスゼロですよという説明であればよかったですけれども、ちょっとそういう説明じゃなかったものですから、わかりました。

ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） ほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎平成28年度決算認定について（委員長報告）

○議長（月岡清孝君） 日程第11、認定第1号 平成28年度決算認定についてを議題といたします。

さきの会議において、各常任委員会に付託されました平成28年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、神崎好功君。

○総務事業常任委員長（神崎好功君） 平成28年度決算審査総務事業常任委員会委員長報告を申し上げます。

総務事業常任委員会に付託されました平成28年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は9月定例会において決算認定について付託されました。

また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月3日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり、正当なものとして認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。

それらの諸点については、当局の適切な措置を期待するものです。

なお、審査、質疑の要点、検討、改善策を求めた主な事項について要約し、順次申し上げます。

まず、産業振興課の審査では、「平成30年度予算にICTを活用した捕獲わなの導入を考えているか」との質問に対して、「高齢の従事者が多いこともあり、来年度については考えていないが、今後考えていく必要がある」との答弁がありました。

次に、「都市農村交流センターの簡易宿泊施設の料金の見直しを検討しているか」との質問に対し、「ログハウスも老朽化してきているので、一部取り壊し等も勘案しながら、指定管理者の意見も取り入れて検討したい」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「町道1194号線安全施設設置工事を町外の業者が請け負っているが、町内業者では施工できないか」との質問に対し、「工事の工種により選定したが、今後は町内業者で可能なものは町内業者に依頼したい」との答弁がありました。

次に、「縦貫道等のごみがよく捨てられる道路に道路環境整備員のような方を委嘱して、ごみを常時拾ってもらえれば、道路をきれいに保つことができ、ごみが捨てづらくなり、きれいな町をつくれると考える。この考えについていかがか」との質問に対し、「縦貫道や県道など、ごみの多い箇所ではあるが、交通量も多く、カーブも急で、危険な場所も多いため、今まで委託や職員でごみの回収を行ってきた。ご提案を参考にしながら、今後の展開を検討

していきたい」との答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「固定資産税の納期前納付の報奨金はいつまで続けるか」との質問に対し、「町民の利便性の向上を図るため、平成30年4月1日からコンビニ納付を始める予定で事務を進めている。このコンビニ納付を始めるための財源にするため、今年度で報奨金はやめる予定である」との答弁がありました。

次に、「地籍調査が進み、長柄山地区では固定資産税が確定したと思われるが、長柄山地区はどれくらい評価額が上がったか」との質問に対し、「宅地の不動産鑑定評価価格については例年とそれほど変わらない。町全体の平均額が8,522円、最高額は2万1,000円、最低額4,980円である」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「戸別受信機を1世帯に対して2機配布する場合はどのような場合か」という質問に対し、「1世帯に2つの住家がある場合である」との答弁がありました。

次に、「防犯灯の平成28年度末のLED化率はどれくらいか」という質問に対し、「90%以上は完了している。寿命が7年で、最初に取りつけたものが5年程度経過しているため、一、二年後には取りかえが必要である」との答弁がありました。

続いて、企画財政課の審査では、「一般寄附金のうち、ふるさと納税は幾らあるか」との質問に対し、「一般寄附金は6,291万4,000円で、そのうちふるさと納税が6,207万4,000円である」との答弁がありました。

次に、「ふるさと納税寄附金の取扱要綱第3条により用途を指定できるが、用途指定した場合、予算はどのように使っているか」との質問に対し、「寄附金を募る際は、用途を設けているが、決算上は一般財源で受け入れており、事業別に充当はしていない」との答弁がありました。

これに対し、「一般寄附なので、町長にお任せが全てだと思う。寄附者が混乱するため、書く必要がないと思う」との意見がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「都市農村交流ターミナル加工場の模様がえをしたと思う。補助金適正化法は8年が過ぎると除外されるが、目的変更の場合は手続が必要と認識している。手続は済んでいるか」との質問に対し、「都市農村交流ターミナルのボウボウラーメンについて、県に確認したときには8年以上経過しているため、特段報告不要とのことであったため、報告して

いない」との答弁がありました。

終わりになりますが、最小の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を平成30年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は、審査、質疑等の結果を付し、付託されました平成28年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、鶴岡喜豊君。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） 住民教育常任委員会委員長の鶴岡です。

それでは、平成28年度決算審査、住民教育常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

住民教育常任委員会に付託されました平成28年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、審査の過程と結果について報告いたします。

本委員会は9月定例会において設置され、同時に決算認定について付託されました。

また、審査の都合により閉会中の継続審査の議決を経て、去る10月4日に委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

付託されました議案は、議案第3号 平成28年度長柄町一般会計決算、平成28年度長柄町国民健康保険特別会計決算、平成28年度長柄町介護保険特別会計決算、平成28年度後期高齢者医療特別会計決算についてであります。

全ての議案について、全会一致で原案のとおり可決することが決定をいたしました。

なお、審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われました。その主なものを要約して申し上げます。

健康福祉課の審査では、「シルバー人材センターは、働きたい高齢者の方の受け皿としての機能を果たしているか。果たせていないのなら、補助金が出ているわけだから、何か受け皿を考えてもらいたい」との質問に対し、「シルバー人材センターには、現在補助金はないが、高齢化により登録者数が年々減少してきているので、改めてこれからの運営方針について検討していきたい」との答弁がありました。

また、「障害福祉費、衛生費では増額補正してあるが、補正額以上に不用額が多いのはなぜか」との質問に対し、「補正は27年度の補助金の返還金であり、不用額の主なものは医療費に係る扶助費である」との答弁がありました。

税務住民課の審査では、「国民健康保険特別会計の剰余金が1億2,500万円とあるが、多いのではないか。保険料を下げられるのではないか」との質問に対し、「給付金が月5,000万円前後くらいなので、2カ月分くらいの余裕を持たせている。保険料を下げると国保会計の運営が厳しくなる。インフルエンザの大流行など、何かあったときに対処できない。国保会計においては、給付金の原資がなくなってしまうということはあってはならないことなので、余裕を持たせている」との答弁がありました。

また、「特定健診や保健指導を勧めると言っていましたが、今までと同じではなく、新たな周知の仕方など、工夫を考えていけば教えてもらいたい」との質問に対し、「今年度から実施する健康ポイント事業に受診率増の期待を寄せている」との答弁がありました。

生涯学習課の審査では、「公民館使用料について、どんな組織が利用しているのか」との質問に対し、「公民館使用料については、5団体のサークルがあり、町外の方が半数以上いるサークルに月々もらっている。武道館費については、単発で3団体が使用しており、使用料をもらっている」との答弁がありました。

また、「ながら号について、123日稼働して247万4,000円かかったようだが、この数字は委託した場合で日数計算したものか」との質問に対し、「今現在の契約形態は、月10日までで消費税抜きで月25万円である。3カ月を1スパンとして30日を超えた部分は、1日当たり2万5,000円追加で支払う。逆に月15日しか運行しなかった場合にも、同じように月25万円支払っている。基本的には、月25万円に消費税を加えた金額である」との答弁がありました。

学校教育課の審査では、「小学校、中学校の残滓の1週間当たり、もしくは1カ月当たりのパーセンテージがわかれば教えてほしい」との質問に対し、「パーセンテージはわからないが、1日当たり給食センターで30キロ入りのごみ袋3袋分くらいである。近隣の市町村と比べると長柄町の残滓の量は少ないほうだ」との答弁がありました。

また、「長柄小学校の用地借上料が年間34万4,000円とあるが、地価の変動等によって値段は変わってくると思うが、これはいつまで続くのか、意見を聞きたい」との質問に対し、「現状では、賃貸借の相手方が宗教法人なので、売買でのやりとりができないと聞いている。今現在の契約が今年度の3月31日までとなっているので、それまでに一度相手方と話したいと考えている」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「以前から保育士の待遇をよくしてくれと言ってきたが、年齢が同じくらいで、

臨時職員の給料は、正規職員の給料の年額に対して何%ぐらいになるのか」との質問に対し、「同年齢がいなかったので、あくまで参考だが、23歳臨時と26歳正職での割合として、約73%になる」との答弁がありました。

また、「病床保育について、現在は長生郡市内では2カ所でしか行っていないので、増やしてほしい」、「職員の皆さんにふるさと納税をお願いしたい」、「接遇研修を行って、皆さんで意見を出し合い、職場の雰囲気づくりを行ってほしい」などの要望が委員から出されました。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第3号 平成28年度長柄町一般会計決算、平成28年度長柄町国民健康保険特別会計決算、平成28年度長柄町介護保険特別会計決算、平成28年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより常任委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

質疑ございますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 委員長報告賜りまして、1つだけお尋ねします。

原案のとおり可決ということですが、これは全会一致であったのかどうか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） 住民教育常任委員会につきましては、全会一致でございます。

○議長（月岡清孝君） 10番、神崎好功君。

○総務事業常任委員長（神崎好功君） 私のほうも全会一致でございます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） 質疑がないようでしたら、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

[発言する者なし]

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

認定第1号 平成28年度長柄町一般会計並びに各特別会計への歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のとおり、これを認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（月岡清孝君） 起立全員。

よって、平成28年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後3時とします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議員派遣の調査報告について

○議長（月岡清孝君） 日程第12、議員派遣の調査報告についてを行います。

議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長、古坂勇人君。

○議会運営委員長（古坂勇人君） 総務事業及び住民教育常任委員会の合同視察を報告いたします。

平成29年9月28日から9月29日の2日間、総務事業及び住民教育常任委員会合同による議

会閉会中の継続審査のため、長野県箕輪町、山梨県早川町の先進例を視察しました。

1日目は、箕輪町へ移住・定住対策、子育て支援事業の先進例を視察してまいりました。

箕輪町は、長野県の中央部に位置し、人口2万5,000人の町です。

移住・定住対策は、田舎暮らしの紹介リーフレットを作成し、東京など都市圏に出向き、年数回移住相談会への参加、移住体験住宅や役場内に無料職業紹介所の開設、移住アドバイザーを中心としてワンストップ窓口を掲げていました。

子育て支援では、子育てアプリの活用や妊娠時から中学生までの切れ目のない支援を行っていました。特に習い事の送迎や保護者の通院、兄弟の学校行事等で子供を預かってくれるファミリーサポートセンターは、印象に残ったところです。

2日目は、早川町へ教育対策事業を視察しました。

早川町は、山梨県の西端に位置し、人口1,000人の日本一人口の少ない町であります。

早川町は、「小さいけれど、笑顔はでっかい」を掲げ、特に教育へ力を注いでおります。

まず、児童・生徒を増やす取り組みとして、山村留学制度があります。制度を活用していただくために、町営住宅の紹介、移住先集落への紹介や行事等への参加、調整、情報提供、田舎暮らしのセミナーへの参加、山村留学連絡協議会を立ち上げ、取り組みや情報交換をする会議を行っています。

また、義務教育費無償化事業として、特別交付税を活用し、教育に必要な教材費、校外学習経費、学校給食費の無償化を行っています。

教育理念として、人口に過疎はあっても、教育に過疎があってはならない。早川の子供を育てているのではない。未来の日本の子供を育てているのだ等、教育長の言葉に感銘を受けました。

今回学んだことを今後の議員活動に生かしてまいります。

以上、移住・定住事業、子育て事業、教育事業の先進例について、調査研究報告とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） これで、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

これで、議員派遣の調査報告についてを終わります。

---

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第13、発議案第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を議題とします。

本案は、提出者であります神崎好功君より提案理由の説明を求めます。

10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 発議案第1号 協同労働の協同組合法（仮称）の速やかな制定を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

国においても社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢社会に対応する有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかな制度を求めるため、本案を提出するものです。

提出者、長柄町議会議員、神崎好功。

賛成者、長柄町議会議員、古坂勇人、同、鶴岡喜豊。

議員全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます、発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これもちまして、平成29年第4回長柄町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時09分